

令和6年度 大学機関別認証評価

自己点検評価書

[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

名古屋芸術大学

目次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	1
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的等	4
基準 2. 学生	8
基準 3. 教育課程	31
基準 4. 教員・職員	46
基準 5. 経営・管理と財務	68
基準 6. 内部質保証	80
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 地域連携・社会貢献	85
V. 特記事項	-
なし	
VI. 法令等の遵守状況一覧	90
VII. エビデンス集一覧	104
エビデンス集（データ編）一覧	104
エビデンス集（資料編）一覧	105

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 名古屋芸術大学の建学の精神と基本理念

昭和45(1970)年4月、名古屋芸術大学(以下「本学」という。)は建学の精神「至誠奉仕」を掲げて設立された。この建学の精神に関して、創設者故「水野とし子」名誉学院長は、本学の基本理念は「人間性の不断の陶冶」、「豊かな感性」及び「創造力に富んだ人材」の育成としている。

2. 名古屋芸術大学の使命・目的

本学は、建学の精神に基づき、教育基本法・学校教育法に則り、芸術に関する専門の学術技芸、また、人間発達に関する専門的知識を教授研究し、さらに、広範な展望の下、歴史・社会に位置づけるべき総合的教養を授け、もって我が国の芸術文化並びに人間発達の創造発展に寄与しうる人を養成することを目的としている。知性と感性のバランスのとれた教育理念に基づき、分野横断的取組みによる新たな価値の創造を実現する。キャリア教育の取組みを強化し、自治体や企業との連携を進展させ、芸術による教育・研究を発展させ地域・社会に貢献する。

3. 本学の個性特色等

本学は、芸術の各分野を専門的に学ぶ「芸術学部」と、全国でも珍しい芸術大学の中に保育・教育系学部である「教育学部※」の2学部を有している。(※令和4(2022)年4月から「人間発達学部子ども発達学科」を名称変更)

本学は、中部圏の私立大学では唯一となる芸術系総合大学であり、芸術系総合大学ならではの環境を生かして、一つの専門分野の学びを深めるだけでなく、視野や表現の幅を広げるために、コースや学科・領域を越えた幅広い学びの選択肢を用意している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和45(1970)年4月	愛知県西春日井郡師勝町熊之庄・同郡西春町徳重に名古屋芸術大学音楽学部及び美術学部を開設
昭和50(1975)年4月	名古屋芸術大学収容定員の増加にかかる学則変更認可により、入学定員を増員
昭和61(1986)年4月	名古屋芸術大学収容定員の増加にかかる学則変更認可により、入学定員を増員
平成7(1995)年4月	名古屋芸術大学大学院美術研究科造形専攻修士課程を開設
平成9(1997)年4月	名古屋芸術大学大学院音楽研究科声楽専攻修士課程、同器楽専攻修士課程を開設
平成12(2000)年4月	名古屋芸術大学収容定員の変更にかかる学則変更認可により、入学定員を変更
平成13(2001)年4月	名古屋芸術大学音楽学部音楽文化応用学科を開設 名古屋芸術大学美術学部美術文化学科を開設 名古屋芸術大学美術学部彫刻科を造形科へ名称変更
平成14(2002)年4月	名古屋芸術大学デザイン学部デザイン学科を開設
平成16(2004)年4月	名古屋芸術大学大学院音楽研究科音楽学専攻修士課程を開設
平成17(2005)年4月	名古屋芸術大学音楽学部声楽科・器楽科・音楽教育学科・音楽文化応用学科を演

名古屋芸術大学

	奏学科、音楽文化創造学科へ改編 名古屋芸術大学大学院デザイン研究科デザイン専攻修士課程を開設 名古屋芸術大学大学院美術研究科造形専攻を美術専攻へ名称変更
平成 18 (2006)年 4 月	北名古屋市成立にともない師勝キャンパスを東キャンパス、西春キャンパスを西キャンパスに呼称変更
平成 19 (2007)年 4 月	名古屋芸術大学人間発達学部子ども発達学科を開設
平成 20 (2008)年 4 月	名古屋芸術大学美術学部絵画科・造形科・美術文化学科を美術学科へ改編
平成 23 (2011)年 4 月	名古屋芸術大学大学院人間発達学研究科子ども発達学専攻修士課程を開設
平成 27 (2015)年 4 月	名古屋芸術大学収容定員の変更に伴う学則変更認可により、入学定員を変更
平成 29 (2017)年 4 月	名古屋芸術大学音楽学部演奏学科・音楽文化創造学科、美術学部美術学科、デザイン学部デザイン学科を芸術学部芸術学科へ改編 名古屋芸術大学芸術学部芸術学科を開設
令和 2 (2020)年 4 月	名古屋芸術大学留学生別科を開設
令和 3 (2021)年 4 月	名古屋芸術大学芸術学部芸術学科に舞台芸術領域を開設
令和 4 (2022)年 3 月	名古屋芸術大学音楽学部 演奏学科・音楽文化造像学科を廃止
令和 4 (2022)年 4 月	名古屋芸術大学人間発達学部子ども発達学科を教育学部子ども学科に名称変更

2. 本学の現況

・大学名 名古屋芸術大学

・所在地

校 地	所 在 地
東キャンパス	〒481-8503 愛知県北名古屋市熊之庄古井 281 番地
西キャンパス	〒481-8535 愛知県北名古屋市徳重西沼 65 番地

・学部構成

学 部

芸術学部	教育学部	美術学部
芸術学科	子ども学科	美術学科

大学院

音楽研究科	美術研究科	デザイン研究科	人間発達学研究科
声楽専攻	美術専攻	デザイン専攻	子ども発達学専攻
器楽専攻			
音楽学専攻			

名古屋芸術大学

・ 学生数、教員数、職員数

学生数（学部）

学 部	学 科	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	計
芸術学部	芸術学科	577	520	550	533	2,180
教育学部	子ども学科	43	40	39	50	172
美術学部	美術学科	－	－	－	1	1
合計（人）		620	560	589	584	2,353

学生数（大学院）

大学院	専 攻	1 年次	2 年次	計
音楽研究科	声楽専攻	2	2	4
	器楽専攻	5	6	11
	音楽学専攻	4	3	7
美術研究科	美術専攻	18	19	37
デザイン研究科	デザイン専攻	18	27	45
人間発達学研究科	子ども発達学専攻	1	3	4
合計（人）		48	60	108

学生数（留学生別科）

留学生別科	1 年次	2 年次	合計
1 年課程	8	/	8
2 年課程	14	19	33
合計（人）	22	19	41

教員数

学 部	専任教員数	非常勤講師人数
芸術学部	83	375
教育学部	18	17
合計（人）	101	392

職員数

形態	人数
専任	52
委託	8
パート（アルバイト含む）	18
派遣	15
業務委託	30
合計（人）	123

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

名古屋芸術大学（以下「本学」という。）では、使命、目的及び教育目的を、それぞれ学則において簡潔かつ具体的に明文化している。【資料 F-3】

本学の建学の精神「至誠奉仕」（しせいほうし）とは、「人間の不断の陶冶」という謙虚な姿勢を持ち、「豊かな感性」により獲得できる他人への思いやりや事物を見抜く力を得て、社会に貢献できる「創造力に富んだ人材」を育成することを意味している。

大学及び大学院の目的はこの建学の精神に基づき、学則第 2 条及び大学院学則第 1 条に定めている。学部においては、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、芸術に関する専門の学問技芸及び人間発達に関する専門的知識を教授研究し、並びに広範な展望の下、歴史及び社会に位置づけるべき総合的教養を授け、もって我が国の芸術文化及び人間発達の創造発展に寄与しうる人材を養成することを目的としている。大学院においては、芸術の理論及び応用並びに人間発達の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めて文化の進展に寄与することを目的としている。【資料 1-1-1】

また、教育目標については使命・目的に基づき、学部及び研究科毎に、「教育理念と目標」として明文化している。

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-①に挙げた本学の使命、目的及び教育目的に関する事項は、全て簡潔な文章にまとめられている。建学の精神に基づく、大学の目的、大学の教育理念と目標、学部・学科の目的及び教育理念と目標についても、全て一文でまとめられている。【資料 1-1-2】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の使命、目的及び教育目的に沿う形で、芸術学部においては、音楽、美術、デザイン、芸術教養の各領域において、専門的実践を通じて社会に寄与する能力と知識を備え、また、各分野の領域横断的な探求と実践を通じて、社会に貢献できる人材育成を特色としている。さらに、教育学部においては、教育・保育の理論とスキルを学ぶとともに、芸術大学の中の教育系学部として、芸術的感性を磨きながら、子どもたちの生きる力を培い、一人ひとりを「未来の創り手」として導くことができる教育者・保育者を育成することを目指している。

1-1-④ 変化への対応

本学は昭和 45 (1970) 年に、日本で最初の芸術系総合大学として設立された。開学以来、51 年間の歴史の中で、建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を明確に定め、それに沿った新学部を設置、新研究科の設置、学部再編を行ってきた。直近では、平成 29 (2017) 年度に、既存の音楽学部、美術学部、デザイン学部の 3 学部を統合し芸術学部を設置すると同時に、同学部内に芸術教養領域を新設した。また、令和 3 (2021) 年度から、芸術学部内に上記の 4 分野（音楽、美術、デザイン、芸術教養）に加え、舞台芸術領域を新設した。旧人間発達学部では、平成 30 (2018) 年度から専門コース制を導入し、幼児教育の分野別特性を意識したカリキュラムとした。さらに、教員養成を主目的とすることをより明確にし、将来の教育者として高い志と意欲を持ち、地域社会に向けた優れた教育人材の輩出に寄与することを期待し、令和 4 (2022) 年 4 月「人間発達学部子ども発達学科」を「教育学部子ども学科」に名称変更した。【資料 1-1-3】

大学院においては、従来からの美術研究科、デザイン研究科、音楽研究科、人間発達学研究科の体制を維持してきたが、昨今の大学院教育に対する社会からの要望に答えるべく、従来の芸術/教育分野における専門性の探求に加え、新しい知や価値を生み出す「知のプロフェッショナル」の育成に向け、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直し及び再編に向けて、学内で議論を開始している。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も社会が多様な変化を遂げる中で、必要とされる知識や能力のあり方も大きく変化することが想定される。本学はこのような状況下において地域社会と連携しつつ、芸術、教育の分野において魅力ある大学となることを目指している。中央教育審議会による答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（平成30（2018）年11月）」に描かれた未来像へと移行するためにも、芸術、教育のあり方を今一度検討するとともに、「名古屋芸術大学教育課程諮問委員会」を中心に、本学の使命・目的及び教育目的の見直しを行っていく。また、建学の精神「至誠奉仕」（しせいほうし）及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）との関係にも配慮し、教職協働で改善・向上に向けたSD、FD活動に取り組んでいく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 F-3】 大学学則、大学院学則

【資料 1-1-1】 学則第 2 条、大学院学則第 1 条

【資料 1-1-2】 目的及び教育理念と目標 <https://www.nua.ac.jp/about/admission/>

【資料 1-1-3】 沿革 <https://www.nua.ac.jp/about/history/>

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的を達成するために、実効性のある中期的な計画を策定、実行、評価する必要がある。名古屋芸術大学ガバナンスコードに教職協働を掲げ、一連の活動を確実に推進するため、教員と事務職員等は組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担、協力、連携を行っている。【資料 1-2-1】

理事会の権限を一部委任された学長は、大学の目的を達成するため大学教学運営を統括し、理事会の承認を得たうえで、所属教職員が学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、積極的に周知し共有することに努めている。

1-2-② 学内外への周知

在学生に対しては、学生便覧への掲載及び年度当初のオリエンテーション、ガイダンスを通して周知を図っている。特に新生には、入学式の理事長、学長講話をはじめとし、丁寧に本学の理念・目的・教育目標及びそれらに基づいて編成されたカリキュラムを、学生便覧の記述を基に説明している。【資料 1-2-2】

さらに、名古屋芸術大学ホームページから、在学生・保護者・受験生・卒業生・企業や一般の方向けのサイトへ直接入ることができるように整理し、それぞれのニーズに合った情報発信に努めている。その他「名古屋自由学院報」を原則年 4 回、「学院メールマガジン『理事長通信』」を不定期に発信するとともに、常任理事会の議事録と併せてネットワーク上で共有化され、教職員は自由に閲覧可能となっている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

平成 27（2015）年 6 月に「名古屋自由学院将来ビジョン」を策定し、平成 27（2015）年から令和 7（2025）年までの目指すべき姿を示している。その後「名古屋自由学院中期計画」として、「名芸ステップアッププラン 24」を令和 2（2020）年から令和 6（2024）年までの目標・行動計画として示した。また、令和 7（2025）年から令和 11（2029）年までの新規 5 ヶ年計画に関しても、現在策定作業を開始しており、令和 6 年 12 月の策定を予定している。将来ビジョンの中の三つの柱「教育・研究」「社会貢献」「経営の安定」のうち、「教育・研究」については、これから社会がますます多様化しあらゆる分野で境界がなくなることが予想されることから、ボーダレスの名のもとに平成 29（2017）年 4 月からそれまでの芸術系 3 学部 4 学科を 1 学部 1 学科 4 領域に改編した。芸術教養領域を加えたことも、使命・目的及び教育目的の反映の一つである。そして、さらなる融合を目指して令和 3（2021）年 4 月には新たに「舞台芸術領域」を開設し、新しい形の芸術が生まれてくることを目指している。【資料 1-2-3】 同年「美術領域」の改編もおこない、従来からの「日本画コース」「洋画コース」以外の部分を再編し「美術総合コース」「コミュニケーションア

ートコース」「工芸コース」「現代アートコース」を新設した。「デザイン領域」においては、「先端メディア表現コース」を新設した。

一方、学習指導要領が平成 29（2017）年に改訂され、新たに小学校で「英語」の科目が誕生した。また、GIGA スクール構想から小・中・高等学校の児童生徒にタブレットの支給が始まり、ICT 教育が本格化するとともに、「主体的・対話的で深い学び」へと教育のあり方も大きく変化している。こうした社会の変化に合わせ、教育者・保育者を養成する学部である「人間発達学部子ども発達学科」の名称を、令和 4（2022）年 4 月から「教育学部子ども学科」に名称変更し、英語、ICT を含めた 7 つのコースを設けることで、プラスアルファの専門的強みをもった教育者・保育者を養成する学びの仕組みを整えた。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、二つの学部及び四つの大学院研究科ごとの三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に名古屋自由学院の建学の精神と使命、大学・学部及び大学院・研究科の目的・教育理念と目標を反映している。

さらに、これらの方針の達成状況、教育効果並びに学生の学修成果に対する測定・評価指標を、大学、学部・学科、科目のレベルごとに定めて教育の質保証と改善に努めている。

（アセスメント・ポリシー）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成と整合性

本学院は、大学・大学院以外に二つの幼稚園（滝子幼稚園、附属クリエ幼稚園）による名古屋芸大グループを構成している。次に示した図は法人本部の組織との関連も含めた「学校法人名古屋自由学院組織機構図」である。【資料 1-2-4】

また、次に示すのが本学院の中核に位置づけられた本学の「名古屋芸術大学教育組織図」である。【資料 1-2-5】

芸術学部の改編及び教育学部のコース制の導入と並行し、学部及び学科・領域の垣根を取り払い、既存の概念にとらわれない枠組みに再構築し、芸術系総合大学としての独自の教育研究を追求している。【学院将来ビジョン 2015-2025】

そのためにも、教学組織と事務組織との連携を密にし、教職協働を推進することにより、使命・目的及び教育目標を達成するための組織づくりを行った。また、成果主義に基づく人事・賃金制度の導入・定着を図り、人事機能の強化と生産性の高い組織を実現するようにしている。

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人名古屋自由学院中期計画（2020～2024 年）「名芸ステップアッププラン 24」において、4 本の柱「経営の安定」「教育の質の保証」「組織活性化と自立型人材育成の推進」「ブランド力の向上」を立て、本学の使命・目的及び教育目的を踏まえた基本目標、行動計画に沿った各事業を着実に実行していく。その中で令和 3（2021）年に学長の諮問を受け、「カリキュラム改定特別委員会」を立ち上げた。本委員会の役割は、『教育の質保証』を実現し『ブランド力の向上』を図るためのカリキュラム改定に向けた取り組みとして、ディプロマ・ポリシーに重点を置き、領域・コースごとのカリキュラムをコースの目的に

合った教育内容に改めることを通じて授業科目を削減することにより、適正な授業科目数を目指すこと」である。また、上記目標を達成するための数値目標として、本委員会は「①授業科目及び総コマ数の3割を削減すること、②非常勤講師の人件費の3%削減を実現すること」を掲げ、現在方策の策定に取り組んでいる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-1】ガバナンス・コード https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/governance_1.pdf

【資料 1-2-2】学生便覧（P.8～21）

【資料 1-2-3】学校法人名古屋自由学院 中期計画（2020年～2024年）

https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/keikaku_2.pdf

【資料 1-2-4】学校法人名古屋自由学院組織機構図

【資料 1-2-5】名古屋芸術大学教育組織図

【基準1の自己評価】

本学は、建学の精神に沿った目的を学校教育法、大学設置基準等に則り、「名古屋芸術大学学則」第2条及び「名古屋芸術大学大学院学則」第1条に定めている。また、教育目的を「大学の理念と目標」「芸術学部の理念と目標」「教育学部の理念と目標」「名古屋芸術大学大学院の目的及び教育理念と目標」として定め、簡潔な文章で明文化し、これらを大学ウェブサイト、学内配布物において広く周知を図っている。令和4（2022）年度から学部と大学院の学生便覧を1冊に統合することにより、学部、研究科間の連携を明確にした。また大学の使命・目的及び教育目的に関して、社会の多様な変化に対応できるよう教育研究組織との整合性を持続的に検証し、必要に応じて教育研究組織の改編を行う。その為に教育課程諮問委員会を組織し、使命・目的及び教育目的の見直し、三つのポリシーとの関係を精査する。

これらの業務は学長主導の下、教授会及び大学院委員会での審議、学長室会議、理事会への報告等により、役員及び教職員の理解を得ている。また、中期計画、学校法人名古屋自由学院中期計画（2020～2024年）「名芸ステップアッププラン24」に基づき、毎年度作成される「事業基本方針」の作成過程において、必要な見直しを行っている。

基準2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1の自己判定

「基準項目2-1を満たしている。」

(2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

アドミッション・ポリシーについては、平成28(2016)年3月末日に公表された中央教育

審議会大学分科会『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」に基づき見直しを行い、「高大接続改革実行プラン」に示された「学力の3要素」も踏まえつつ改定作業を進め、令和元（2019）年度から現形式としている。

これまで、アドミッション・ポリシーの周知については、入試ガイド、学生募集要項及び本学公式ホームページの大学案内サイトなどで行っている。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】
【資料 2-1-3】

しかし、令和 2（2020）年 9 月に公表された「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」による「スクール・ミッション」「スクール・ポリシー」の策定・公表を考慮すれば、最早受験生は受験候補と意識した大学が公開している三つのポリシーは把握して当然という意識づけがなされると考えられる。

このため本学においては、高校生やその保護者が本学を受験候補として意識した場合には、必ず 1 度はアドミッション・ポリシーに目を通し理解することができるよう、次のような機会を通じて、周知を図っている。

入試ガイド【資料 2-1-1】

年度初めに当該年度に実施する入試の概況を掲載した入試ガイドという冊子を作成している。ここには三つのポリシーも明記し、オープンキャンパスや進路ガイダンス等における説明会では必ずアドミッション・ポリシーについて言及し、本学が求めている人材の説明を行っている。

学生募集要項【資料 2-1-2】

受験生用として冊子化はせず、本学公式ホームページ上からの閲覧のみではあるが、学士課程、大学院課程いずれも学生募集要項において、アドミッション・ポリシーの告知を行っている。ページ構成上、出願前にしっかり読み込んだうえで出願手続きに移ることができるように配慮している。

本学公式ホームページにおける公開【資料 2-1-3】

本学公式ホームページの大学案内サイトにおいて、学士課程、大学院課程のいずれも三つのポリシーを公開している。本学に関心を持つ保護者、学校教員、塾・教室運営管理者等が最も閲覧すると思われる大学案内サイトに掲載することにより、アドミッション・ポリシーをはじめとする三つのポリシーに関する内容を理解できるよう工夫を施している。

学生便覧【資料 2-1-4】

本学では入学後に配付する学生便覧にもアドミッション・ポリシーを掲載している。それは、入学後も本学はどのような人材を求め、これを理解したうえで入学したことを、在学生一人ひとりが忘れないようにとの意図からである。在学生が入学時に抱いた初心をいつでも振り返り、本学がディプロマ・ポリシーに示す人材像をしっかり認識し、それにふさわしい人材として巣立っていけるよう工夫を施している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-1】 2025 年度入試ガイド(P.3)

【資料 2-1-2】 【資料 F-4】 2024 年度学生募集要項（P.3～4、P.205）

【資料 2-1-3】 公式ホームページ 大学案内サイト 理念及び教育目標

<https://www.nua.ac.jp/about/admission/>

【資料 2-1-4】 【資料 F-5】 学生便覧 2024 年度（P.8～12）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

学士課程においては、学生募集要項にも示しているように「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「特別選抜」の各入学者選抜区分単位で選抜基本方針を設定している。

【資料 2-1-2】

それぞれの入学者選抜区分で示している要件に基づき、選抜方式・方法を設け、志願者を適切に評価し合否判定をしている。

加えて「特別選抜」においては、令和 2(2020)年度から、日本大学連合学力試験（JPUE）を活用した「現地選抜型外国人特別入学試験」。令和 4(2022)年度からは各領域が求める高度な知識やスキルを選抜方法に反映し、成績優秀者は入学特待生となる「エキスパート入学試験」（芸術学部のみ）や「プロフェッショナルアーティスト入学試験」（音楽領域のみ）。更に令和 7(2025)年度からは「資格取得型特別特待入学試験」（教育学部のみ）など多様な入学試験を実施し、国内外を問わず優秀な志願者の獲得に向けて取り組んでいる。

【資料 2-1-5】

大学院課程においては、修士課程のみ設置し、2 年間の学びの価値を高める目的をもって、教育理念や目標に基づき、選考方法を設け、志願者に対する適切な評価を行い合否判定している。

入学者の受入れにおいて、学士課程、大学院課程とも、個別の入学資格審査には、学士課程（3 年次編入学を含む。）は大学学則第 26 条、大学院は大学院学則第 14 条に明記しており、それらに基づきそれぞれの学生募集要項の「出願資格」に反映している。

また、障がいや疾病のある志願者への受験上の配慮にも力を入れている。令和元(2019)年度から学生募集要項に配慮内容を掲載し、本学が求める人材にふさわしく、かつ学ぶ意欲のある志願者が本学受験を躊躇することのないよう配慮を行っている。

学生募集に関する主な取組みとして、令和 3(2021)年度入学試験から「総合型選抜」又は「学校推薦型選抜」で合格し、入学を予定している者に対し「入学前教育」を実施している。これは従前から言われている大学合格の早期決定に伴う学習意欲の低下防止という高大接続教育の観点からの実施もちろんではあるが、「学力の 3 要素」で求められている思考力、表現力、判断力、そして主体性や協働性、知識、技能などを伸ばすための観点も含んでおり、高校生が成長できる機会を提供するとともに、大学での学びの内容や課題に対して興味と関心を持たせるための取組みを提供している。【資料 2-1-6】

入学者選抜としては、高大接続改革に伴い、多面的・総合的に評価を行う選抜方法を確立すべく、令和元(2019)年度入学者選抜から、「プラスα加点」方式を導入した。この方式は、学校推薦型選抜の一般推薦入学試験において全学部学科で実施しており、その他総合型選抜及び学校推薦型選抜においても学科領域単位で採否を判断し実施している。この選

抜方法設置の趣旨は、課外活動の評価、志望分野のミスマッチ防止はもちろん、「志望分野にふさわしい受験勉強以外の頑張り」を率直に評価する」ためのものである。この「プラスα加点」方式には、学科領域単位で新たな資格・検定の設置及び高等学校における学びの変化等にも留意し、適宜見直しを行ったうえで、学長室会議の承認を経て公開している。受験生に対しては、高等学校までの学びや活動において、志望する学科領域にふさわしい活動、優位になる活動の目安として、受験生が捉えることができるよう工夫を施して周知を図っている。

【資料 2-1-2】

一般選抜においては、令和元(2019)年度から、芸術学部芸術学科音楽領域において大学入学共通テスト利用入学試験を新設するなど、学びの内容に実技の比重が高い学科領域においても、意欲があれば学科試験の成績のみで合否を判断することができる選考を導入している。これにより受験生は、本学に対する多面的なアプローチが可能となり、本学が求める人材に即した選抜ができるようになってきている。

こうした多様な選抜により受け入れた入学者の検証については、広報部学生募集チームが当該年度入試総括の一環として、その結果を学長室会議にて報告される。加えて、IRセンターでは入学者の高校時代の成績等や入試種別、属性とその後の成績の関連を分析し、入学者のその後の追跡とともに、入学後に好成績を上げる学生の傾向を明らかにし、学長室会議にフィードバックする仕組みを整えている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-1-2】 【資料 F-4】 学生募集要項(P.3~4、P.205)

【資料 2-1-5】 特別選抜入試結果

【資料 2-1-6】 入学前教育資料

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

学士課程においては、入学定員に対する入学者数の比率は、エビデンス集のとおりである。文部科学省から、平成 28(2016)年度からの適用が示された入学定員超過の適正化に関する基準の改正に基づき、本学においても入学定員管理の見直しを進め、現在に至っている。【表 2-1】

芸術学部においては、入学定員の適正化に向けた取組みが順調に進んでいる。一方、教育学部については、同様の取組みを行っているが、厳しい状況が複数年度にわたり継続しており、引き続き入学定員の適正化に向けた強い取組みを進めている。具体的には、令和 4 (2022) 年 4 月「教育学部子ども学科」に名称変更し、1 年次を「子どもファンデーション」とし、2 年次から、「小学校教育」・「子ども英語」・「子ども ICT」・「子ども創作・表現」・「幼児教育・保育」・「子ども支援」・「子ども健康・スポーツ」の各コースを選択し、自分の得意を強みに変えることができるより魅力ある学びの仕組みを整えた（令和 6(2024)年度入学生においては Chromebook の 4 年間無償貸与、芸術学部の取り組みに触れる・関わる機会の拡大など、他大学にはない積極的な取組みを行っている）。

大学院課程においては、エビデンス集のとおりである。収容定員を満たしていない音楽研究科、美術研究科、人間発達学研究科は、魅力あるコースの設置、教育内容の改善、又

は研究科の統合等の検討を通じて入学定員の充足に向けた強い取組みを進める。【表 2-2】

また、収容定員超過の美術研究科、デザイン研究科においては、更なる厳正な入学者選抜の実践により、入学者数の是正に向けて取組む。また、是正されるまでの当面の指導体制については、実技指導担当教員数を学生の専門性に応じて増員し、教員1人あたりの学生数を2020年度の2.45人を2021年度は2.24人とし、教育の質を低下させぬよう、配慮のうえ運営している。

<エビデンス集（データ編）>

【表 2-1】 学部、学科別在籍者数（過去5年間）

【表 2-2】 研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

現行のアドミッション・ポリシーに照合し入学者選抜を実施してきたが、これに対する選抜結果との検証が十分ではない。本学が求める学生像が学生選抜方法に反映できているかを検証し、必要に応じたアドミッション・ポリシーの改定に向けた検証プロセスの確立が必要である。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い急速に拡大したオンライン化は、入学試験の実施方法においても例外ではなく、令和4(2022)年度入学試験からは、平日の17時から21時までの時間帯のうち受験生が指定した30分で、オンラインを通じての課題発表及び個別面接により合否を判定する選抜方式を一部の学科領域で設置し実施している。こうした入学者選抜における急速なパラダイム転換の要請に対して機動的な対応ができるよう、IRセンターを設置し、基本属性及び入試に関する情報から、教学データ、卒業時のデータまでを一元化したデータベースを構築・分析を行い、その結果を学内の様々な部署で共有し活用する仕組みを作り上げている。

定員管理について、学士課程においては、芸術学部は入学定員に沿った受入れ数の管理を適切に実施しており、引き続き適切かつ慎重な管理を進める。旧人間発達学部においては、入学定員の充足が極めて厳しい状況であることから、令和4(2022)年度から、「教育学部子ども学科」に名称を変更した。この変更にとめない教育に関わる専門性の特化を図るべく七つのコースを設定し、これまで以上に教育現場で求められるスキル修得が可能になった。加えて、芸術大学にある教育学部という特色、ICTが前提となる教育環境の変化を踏まえ、1年次に「主体的・対話的な力を身につける」「芸術的感性を身につける」「ICTスキルを身につける」ことを初年次教育の目標に盛り込み、教育学部としての魅力向上に努める。これらの新たに加わった特徴に焦点を当てた募集活動の強化を図り、入学定員の管理適正化に向けた改善を図る。

また、大学院課程の定員管理については、研究科単位の学生募集活動や入学者選抜方法の改善を行い、更なる入学定員の管理適正化を図る。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

令和 6 年度事業基本方針では、その「3 組織活性化と自立型人材育成の推進」の (2) として「学院のあるべき姿と情報の共有化による教職協働の実現」を設定している。これは、教職協働を推進することにより、使命・目的及び目標を達成するための組織づくり、つまりは学修支援体制を実現することを意味している。【資料 2-2-1】

教職協働による学修支援体制として、その中心的な役割を果たしているのは「名古屋芸術大学センター設置規程」に基づき教学組織である大学に設置されているセンター、そしてその各センターに置かれている委員会である。【資料 2-2-2】

「名古屋芸術大学センター設置規程」に規定されている各委員会の委員には、経営組織である経営本部の事務職員も充てられており、教学組織であるセンターの任務を遂行するために教職協働で取り組んでいる。そして、そのセンター中でも特に学修支援体制として重要な役割を果たしているのは、教務学生生活センター、キャリアセンター、国際交流センターであり、それぞれの委員会において、各センターの所掌事務として規定されている学生生活、学修支援に直結する事項について、教員と事務職員が協働しながら学生に対する様々な支援を行っている。【資料 2-2-3】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-1】 令和 6 年度事業基本方針

【資料 2-2-2】 名古屋芸術大学センター設置規程

【資料 2-2-3】 2024 年度センター委員会

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では TA (Teaching Assistant) 制度及び SA (Student Assistant) 制度を設けている。制度は「名古屋芸術大学ティーティング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程【学院規則】」に基づき行っている。TA は大学院生から、SA は 4 年生から選考し、教員の授業補助を行いながら、自らの研究と教育に関する経験を深め、彼ら自身の研鑽に資する制度となっている。TA と SA は、その授業を受講している学生（主に下級生）の良きモデルとなり、学生の授業理解及び不安解消などに貢献している。特に本学の芸術学部では実技の授業が多く、教員の授業補助としての役割も大きい。令和 3 (2021) 年度の TA は大学全体で 6 人が 13 科目の授業に入り、SA は大学全体で 8 人が 7 科目の授業に入り授業補助を行った。【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

また、名古屋芸術大学非常勤教員（契約助手）就業規則細則に基づき、契約助手制度を設けている。大学院の修士課程・博士前期課程を修了又はそれに該当する経歴を有する主に 20 代半ばから 30 代前半の契約助手が、教育をサポートするとともに、教員よりも身近な存在として、学生の心理的なサポートも担っている。今年度は、音楽領域 8 人、美術領域 6 人、デザイン領域 11 人、芸術教養領域及び舞台芸術領域に各 2 人が配置されている。なお、有志の契約助手による領域を越えた展覧会が定期的に行われ、領域横断的な活動

として、学生の模範となるような活動の公開となっている。【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

本学では、教員組織、事務部署である学生相談室、保健室を含む学務部との連携を密に図りながら、学生の学修全般に対する支援体制を整えている。学務部を統括する学務部長は事務職員が務め、組織機能の向上とラインの一元化に基づく体制の整備によって、学修支援及び授業支援に即した体制となっている。さらに、学務部の主導により、「教職員のための障害学生支援ガイドブック」を作成し、さまざまな障害を抱える学生に適切に対応できるような基盤整備を行っている。そこには本学の障害学生支援に関する基本方針を明記し、災害時に最も弱者となる障害学生の避難を円滑に行うための対応策や、居場所としての支援室の整備とも示されている。【資料 2-2-10】

学生の学修上のさまざまな悩みや疑問を解消し、良好な大学生活維持及び教員と学生の積極的コミュニケーションを促す目的で、教員が授業時間以外に学生と対話できる時間帯を公表し、学生がそこで自由に訪問し対話できる「オフィスアワー」の設定を専任教員全員に義務づけている。このオフィスアワーを、UNIPA (universal passport) ウェブサイトによる学内情報の提供システム) を通じて、学生に周知し利用を促進している。実施は授業以外の 1 コマ(90 分間) を充当している。【資料 2-2-11】

本学を志望し入学した学生が目的を達成すべく、意欲を持って学び続けることができるよう、学生の修学状況を把握し対処している。その一方で、毎年、60 人を超える退学者を出し続けていることに対して、教職員は重大な課題として問題視している。退学事由の主なものは、修学意欲の低下及び進路変更(他の教育機関又は就職)、精神面を含む身体の不調があげられ、それら以外に経済的困窮などがある。退学者を学年別に見ると 1 年次及び 2 年次が半数以上を占めている。令和 2 (2020) 年度は 3 年次までの退学者が 8 割を超えている。これは大学生活の前半のサポートが特に重要であることを示唆している。

【資料 2-2-12】【資料 2-2-13】

本学では学生が安易に退学や休学をしないよう、さまざまなセーフティーネットが張られている。教員が学生情報を共有し、ケアをするとともに、保健室及び学生相談室が学修に支障をきたす健康上の問題を含む様々な相談を受けやすいようにしている。令和 5

(2023) 年度の保健室の利用状況は、両キャンパス合わせ、延 3,277 人に迫り、学生相談室も延 724 (123 人) 件近くの利用があった。加えて令和 3 (2021) 年度から新たに「NUA 全方位型学生サポート」を企画・実行し、学生サポート体制を強化しつつある。この取組みは、学生が抱える問題が深刻になる前の早い段階で大学から学生にアプローチすることで、退学又は休学に至るケースを防ぐことを目的に実施している。退学又は休学に至る学生の特徴の一つとして、授業の欠席が見られる。そこでターゲット科目(必修科目)を 3 回以上欠席した学生及び健康面、精神面に不安を抱える学生、成績不良の学生に連絡し、状況の確認を行い、その内容により、学生相談室の相談員、保健室担当、学生支援チームの職員、教員、助手が対応することとしている。また、休学中の学生についても大学で契約している e-learning 講座を受講可能として、学びを止めないようにフォローしている。

【資料 2-2-14】【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】

以前から行われている欠席過多者調査の大部分を令和 3 (2021) 年度後期から UNIPA のシステム上でオンライン化し、対象学生の保護者及び所属コースへの連絡の迅速化がはかられた。なお、このシステムは、学生が自身の出席、遅刻、早退及び欠席回数を確認するた

めにも活用できるようになっている。【資料2-2-18】

加えてIRセンターでは、退学者の傾向を高校時の属性にまで遡って分析し、退学リスクの高い学生、退学するリスクの低い学生の傾向を掴み、学生募集へと反映させる取り組みも行っている。

本学では学生が退学を希望する場合、まず該当する学生が在籍するコースもしくは実技の担当教員にその旨を申し出、これに基づき事務職員と連携し保護者と連絡を取り、退学する旨を承諾しているかどうかの確認を行っている。直接、学務部へ退学を申し出る場合においても担当教員へその旨を連絡し、上記の対応を行い退学の処理に当たっている。また、学生が退学を決めかねている場合については、学生・保護者・コース担当教員を交えた相談の場を持ち、最良の方法を検討している。状況によっては一旦休学とし復学の機会を保障する措置を勧める場合も多い。経済的理由の場合には、学生支援チームと共同して各種奨学金制度適用の可否、又は学納金の延納・分納措置の可否について相談し、適切な判断ができるよう指導している。一連の対応の後、大学の退学承認手続きについては、担当教員の承認を経て手続きが進められ、最終的には教務学生生活センター委員会の確認を経て教授会に上申された上で意見を聴き、学長がこれを承認している。本学では、学生の退学意向に関してこのように慎重な手続きを取ることで、安易に学生の修学の機会を閉ざすことがないよう、また、退学する場合も学びの成果を今後役に立てられるよう指導を行い対処している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-4】「名古屋芸術大学ティーティング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程【学院規則】

【資料 2-2-5】東キャンパス TA 一覧

【資料 2-2-6】西キャンパス TA 一覧

【資料 2-2-7】東キャンパス SA 一覧

【資料 2-2-8】助手に関連する規程（抜粋）

【資料 2-2-9】2023 年度契約助手一覧

【資料 2-2-10】障害学生支援ガイドブック

【資料 2-2-11】オフィスアワー一覧

【資料 2-2-12】学部・学科退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年）

【資料 2-2-13】学年別中途退学者数

【資料 2-2-14】名古屋芸術大学センター設置規程

【資料 2-2-15】2023 年度保健室利用状況

【資料 2-2-16】2023 年度学生相談室利用者のまとめ

【資料 2-2-17】退学・休学者抑止対策

【資料 2-2-18】UNIPA 出欠管理マニュアル

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

大学全入時代と言われる状況を迎えて以来、学生は以前よりも多様化し、彼らの悩みや

相談内容も多岐にわたっている。この変化に伴い、退学理由は修学意欲の低下と進路変更、精神面を含む身体の不調の比率が高まっている。また、令和2年以來のコロナ禍により悪影響を受けた保護者の経済的困窮が理由で退学を考える学生も出るようになった。本学では担当教員だけではなく、全教員によるオフィスアワーの実施のほか、学生相談室、保健室、学生支援チームなどでそれらの相談を受け止めている。今後もさらにその取組みの強化が必要で、学生の様々な悩みに対処するため、学生相談室の整備、かつ相談しやすい体制作りにはいっそう取組みつつある。また、毎年開催される後援会総会では、学部又は領域ごとの懇談会を設定し、大学側からは現状が報告され、大学と家庭が連携して学生の教育にあたる取組みを進めている。本会は、コロナ禍により令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は中止されたが、令和4(2022)年度は、5月に後援会総会を開催し、総会后、教育懇談会および学部・領域に分かれた分科会を開催し、教員と保護者による意見交換を実施した。さらに、小規模な大学としての特性を活かしたきめ細かいケアの方法を模索し、実施しているところである。今後、このような課題を含めた研修・施策実施の核としてFD活動をさらに充実させることが求められ、講演会のみならずワークショップなども着実に実施していく必要がある。

また、休学、退学、留年の原因分析を更に進め、それらを防止する改善策を一層検討・強化し、教職協働で学生の支援に柔軟にあたるとともに、IRセンターを中心に退学リスクの低い学生獲得に向けた方策を検討していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、教育課程内での学生の社会的・職業的自立に関する指導の一環として、インターンシップ活動に対して単位認定を行っている。また、本学の学問分野に関連する資格取得について、以下のように体制を整備している。【資料2-3-1】

芸術学部、教育学部の両学部で教職課程を設けており、教職課程を履修し所定の単位を修得した学生には、中学校教諭一種免許状（音楽、美術）、高等学校教諭一種免許状（音楽、美術、工芸）、小学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格を取得することを可能としている。また、大学院の研究科において、所定の科目を履修し単位を修得することによって専修免許状を取得することを可能としている。合わせて、学芸員課程を設けており、学芸員課程を履修し所定の単位を修得した学生には、学芸員資格を取得することを可能としている。

また、本学のキャリア支援の具体的な取組みとしては、令和3(2021)年度に新設されたキャリア支援をカリキュラムとして位置付ける「正規教育科目」の実施があげられる。それらはキャリア系正規科目とビジネス系正規科目の2分野から構成されており、キャリア系正規科目は「キャリア1」から「キャリア4」及び「インターンシップ」の5科目を開

講し、ビジネス系正規科目は「労務論」「民法」「簿記」「経済学」「行政法」「組織論」「起業論」「起業演習」の8科目を開講している。

キャリア系正規科目についてその一部を述べておくと、「キャリア1」は1年生の必修科目でキャリアについて考え、社会で働くうえで必要な知識を習得し、チームビルディングとグループワークについて学ぶことを目的としている。「キャリア2」は労働法務を中心に、人事労務・産業社会・労働経済の各分野についての理解を深め、自己理解を深めて就職活動に役立てる力を培う。「インターンシップ」ではビジネスマナーの講義を受講した後、企業等において約5日間のインターンシップを体験し、その業務記録や報告をもって実習企業先の担当者からアドバイスを受けることで、社会人としての将来の職業選択及び職業意識の育成に役立てることを目的としている。

同様にビジネス系正規科目についても一部を述べておくと、「労務論」は組織がどのようにして人的資源を管理し、有効活用して経営を行っているかについて、基本的な知識を習得する。また、公務員試験対策も兼ねる内容とする。「民法」はビジネスについて必要な法律知識と社会における役割について学ぶとともに、法令遵守力を培う。「簿記」では経営管理を行ううえで欠かせない簿記の考え方を習得し、会計に関する基本的知識やコスト意識、財務感覚を身に付けることを目的としている。これらの科目担当教員は全て実務専門家が担い、ビジネスの基礎知識を学んでいくもので、芸術及び初等教育系の大学では他に類を見ない設置科目群である。【資料2-3-2】

上記の正規教育科目以外にも単位取得が可能なインターンシップ科目として、「介護等体験」「施設実習1」から「施設実習4」等がある。小学校及び中学校教諭を目指す学生を対象とした「介護等体験」では、講義形式の授業以外にも特別支援学校に2日間、福祉施設に5日間のインターンシップをそれぞれ行う。

以下は令和5（2023）年度のインターンシップ参加者の一覧表である。

令和5（2023）年度インターンシップ参加者数一覧

実習先企業（名称：インターンシップ）	人数
株式会社サポーティング中京	2
株式会社マルワ	1
有限会社アイディア	1
株式会社ワールドエッチング	1
株式会社ココデザイン	1
株式会社クイックス	1
株式会社名古屋宣興社	1
ヤエックス株式会社	1
株式会社バウハウス丸栄	1
株式会社オーディーエフ	1
株式会社エスケイワード	1
プリ・テック株式会社	1
株式会社ライオンハート	1
株式会社山崎デザイン事務所	1

コレオ株式会社	1
山本楽器株式会社	1
株式会社三光	1
株式会社新巧模型製作所	1
合資会社中善楽器	1
三甲テキスタイル株式会社	1
株式会社 Imaeda Design	1
株式会社村瀬鞆行	1
株式会社ティー・オー・エム	1
株式会社東海サウンド	1
実習先企業（名称：介護等体験）	人数
北名古屋市社協デイサービスセンターもえの丘	10
あかつき共同作業所	14
一宮市立いずみ作業所	12
一宮市立いずみフレンズ	4
一宮市立いずみ福祉園	4
一宮市立いずみ学園	5
あすか	4
さつき	7
ひがしうらの家	8
光和寮	5
愛知県立瀬戸つばき特別支援学校	17
愛知県立岡崎聾学校（幼稚部）	5
愛知県立岡崎聾学校（小学部）	8
愛知県立豊川特別支援学校本宮校舎	9
愛知県立岡崎特別支援学校	11
愛知県立小牧特別支援学校	25
実習先企業（名称：プラクティス施設実習1～4）	人数
ひまわり会館鹿田	19
ひまわり園 ひまわり西園	29
あかつき共同作業所	25
ひまわり会館沖村	10
五条の里	20
合計	276

本学では、キャリアセンター、学務部が有機的に連携し、教職協働で運営されるキャリアセンター委員会及び教職分科会における協議を経たうえで、就職や教職に関するキャリア支援施策を決定し、実行している。キャリア支援施策はキャリアセンター長の承認及び評価の下でPDCAサイクルが回され、改善運用される仕組みとなっている。

キャリアセンターと学務部は、キャリア支援に有効な教育課程の構築において連携して

いる。学生支援チームは事務職員で構成され、キャリアセンター委員会への企画提案を行うことで、事務局としての機能を有している。キャリアセンター委員会の下に教職分科会があり、特に教職に関する事務及び施策の審議を行っている。このように本学のキャリア支援は、学内における組織の役割を明確にし、有機的な連携を図ることで、その体制を適切に整えている。【資料 2-3-3】

キャリアセンターでは、キャリア支援施策を展開するにあたり、令和元（2019）年度に「教職協働」「長期複線」「積極展開」「改善体質」「自律養成」の五つのキーワードを掲げて、施策方針を明確化した。「教職協働」及び「改善体質」は、キャリアセンター委員会にて協議した施策を実行し、実行後に振り返りを行って、次の施策につなげている。「長期複線」は、卒業後の就職支援としてキャリア支援防護措置を実施している。「積極展開」は、求人・インターンシップ等の獲得のため企業訪問を行っている。「自律養成」は、後述する「ハイパワー講座」が施策の代表格となっている。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済情勢の悪化等があったため、従来の方針を踏襲しつつも、時代の変化に対応した新たな方針を策定した。それが「専門力を活かした就職支援」「ビジネス汎用力の養成」「リスク回避できる支援体制」「情報力を発揮した支援」の 4 項目である。

これらのうえに立って、本学のキャリア支援の施策は大きく三つに分類される。その 1 つが既に前述した「正規教育科目」である。残る二つの支援施策は「キャリアセンター企画の講座・催事」及び「学生支援チームによる支援」である。では以下において、それらの支援について簡潔に述べる。

キャリアセンター企画の講座・催事としては、「ハイパワー講座」が挙げられる。この講座は、高度な「就業力」の養成を目的とし、企業の経営者や管理職、弁護士、社会保険労務士、行政書士等の実務専門家が講師として講義・演習を行う取組みである。【資料 2-3-4】

この講座に関連する催事としては、「ハイパワー講座 座談会」「ハイパワー講座 特別講義」等を実施している。「座談会」は弁護士又は企業幹部を招き、時流に即したテーマで実務専門家の経験及び考え方に触れる内容である。「特別講義」は正規の講座とは別に、必要に応じて実施されるもので、過去の題目としては「パラレルキャリアの視点から自らの可能性を考える」「経営者が語る！ 活躍する社員の共通点」等がある。

予約制でキャリア相談を行う「キャリア相談 DAY」は、学部生・院生の全学年を対象に早期のキャリア観の形成を目的としている。学生にとっては気軽に立ち寄ることができ、継続的にキャリア開発及び就活支援を受けられる点で有意義な取組みである。【資料 2-3-5】

「社会施設見学会」は、世の中の仕事を深く知ることを目的に実施され、過去の実施例では自衛隊守山駐屯地、小牧基地の見学があげられる。

さらに「分野別キャリア研究講座」は、各業界に特化してその道の専門家が講義を担当する業界研究の位置付けとしての取組みである。過去の実施例としては、社会保険労務士及び介護施設運営企業の実務家を招き、社会保障と介護業界についての講義を行った。

「教員採用試験対策学習会」は小・中・高の教員を志す学生を対象に、中学教科の復習から、筆記試験、面接試験対策までを行う学習会である。1 年生から 4 年生まで学部や学年を超えて実施している。

学生支援チームによる支援については、以下のような体制が整備されている。自律的に職業選択が行える能力を有するために、「就活スキルアップ内製プログラム」の支援を行っている。履歴書・エントリーシートの作成、面接試験、筆記試験の対策等、就職活動の対策全般を学生支援チームで内製化し実施するものであり、正規教育科目である「キャリア4」の補完的な位置付けとなる。「求人紹介・履歴書添削・面接対策」は、学生支援チームの通常業務としての支援である。

本学の美術領域及びデザイン領域の学生を対象にした専門能力の支援としては「ポートフォリオ対策講座」が挙げられる。当該領域の2年生・3年生を対象に、ポートフォリオの選考試験がある企業への就職対策として、外部の専門講師を招いての講座である。同様に外部の専門講師による「業界研究講座（マスコミ、広告、エンタメ等）」は、本学の就職先として志望の割合が高い業界に特化した講座である。

音楽領域及び教育学部の学生には、それぞれ「音楽隊採用試験説明会」及び「保育士・幼稚園教諭採用試験説明会」を開催し、専門職の採用試験についての解説を行っている。また、全ての学生を対象に「公務員（行政職）採用試験説明会」を実施し、応募方法及び必要な対策を知るための解説を行っている。

学部を超えた教員採用試験対策としては、東西両キャンパスに教職センター室を設置し、元現場教員による個別指導体制を図るとともに、1年次から学習会を組織、3年次前期には教員採用試験に特化した授業科目「キャリア4（教員希望者）」を設置し、これらが有機的に連携するシステムを作り上げている。【資料2-3-6】

英語力、音楽指導力、ソフトウェア操作力、ビジネスマナー力といった多岐にわたる資格取得の支援と特定の技能習得を目的とした講座として、「就職支援資格取得講座」を実施している。具体的には、1 簿記検定、2 システム講師、3 イラストレーター、フォトショップ操作、4 マイクロソフト資格（ワード、エクセル）、5 秘書技能検定対策がある。【資料2-3-7】

また、キャリアセンターでは、上記で述べてきた三つの分野における様々な支援策以外にも、個別の対応として各企業への訪問活動を継続的に行っており、情報交換を密に行っている。

なお、卒業生に対する就職支援としては、本学に届いた求人情報のうち、既卒者も可能なものについては、大学ウェブサイトを通じて情報提供するシステムを用意している。また、就職相談等についても、業務時間の中で在学生と同様の対応を行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料2-3-1】 インターンシップ履修内規

【資料2-3-2】 ビジネス系科目の履修者一覧

【資料2-3-3】 名古屋芸術大学センター設置規程

【資料2-3-4】 ハイパワー講座

【資料2-3-5】 キャリア相談 DAY

【資料2-3-6】 教員採用試験対策システム図

【資料2-3-7】 就職支援資格取得講座

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学は芸術系の総合大学であり、学生の卒業後の進路は、一般企業への就職の他にも作家活動、教職、進学、起業など多岐にわたるため、多様な進路選択に対応可能な支援体制を引き続き整備していきたい。これまで学生への支援においては就職支援及びキャリア支援の業務と教職センターの業務が分離されていたが、新たに統合・設置されたキャリアセンターによって、キャリア教育、教育実習、就職支援が一貫した体制によって対応可能となった。このことは本学のキャリア支援の優れた取組みを示すものであり、さらに令和 3（2021）年度からは、上述したキャリア支援諸施策の重点項目を整理し、「名古屋芸術大学キャリア 123（ひふみ）教育体系」を打ち出し、学内外への認知度をより高め、その推進を力強く図っている。加えて教員採用試験合格者の大幅なアップを目指すための「名古屋芸術大学教員採用試験合格支援の 4 本柱」を構築し、1 年次から卒業までの学習システムを構築している。

キャリア開発とキャリア支援の総合的な体制であるキャリアセンターはその中軸となっており、本学の学生をリスクから護り、そのキャリア形成の一助となっていくものである。今後も緻密で温かなキャリア支援体制を構築し、就職支援に厚みと強みのある芸術大学を目指したい。そのためにも学生の社会的・職業的自立に関する支援に向けて、より一層の充実を図っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活全般を支援する部署として、学務部に教務チーム及び学生支援チームを置き、そこが窓口となり学生の学修に関すること、奨学金制度、保険など広く大学生活全般にわたる支援を行っている。学生全員が快適で健やかに安心して毎日を送れるように大学生活をサポートし、学生一人ひとりがそれぞれの目標に向かって専念できるよう、様々な支援制度を充実させて多角的にサポートしている。

学生支援チームは、学生生活全般と就職の支援を担当し、学生の学修に当たっての様々な問題、健康、就職など、学生生活全般の支援を行っている。

経済的支援としては、複数の奨学金制度及び学費減免制度を設け、就学困難学生の援助に対応している。また、学生相談室、保健室には専門の相談員、看護師を配置し、きめ細かい学生相談を実施している。学生支援チームは、国際交流センターと緊密な連携をとり、学生の留学手続き、外国人学生の修学支援、環境整備を精力的に行っている。クラブとサークルの活動については、大学から活動費の補助を行って支援しており、それぞれの活動が行われている。

教務チーム及び学生支援チームの事務職員と教員によって構成される「教務学生生活センター委員会」は、学生生活全般に関する事項を審議決定する組織として所属する教員と

協働しながら、学生生活安定のための様々な支援を行っている。

学生生活の安定のための支援について、項目別に整理すると次のとおりである。

「奨学金・学費減免・特待生制度」について

本学では、休・退学者の中で、その理由として学納金の支払いが困難とするケースの割合が常に一定程度占めている。こうした状況に対して、「名古屋自由学院奨学基金」を財源とする各種奨学金制度を設定し、ホームページ及び学生便覧に掲載するとともに、学生支援チームによるオリエンテーションにおいて説明を行っている。

学生への経済的支援については、学外の主な奨学金制度として日本学生支援機構による奨学金及び私費外国人留学生学習奨励金の給付に加え、地方公共団体及び各種法人の奨学金がある。日本学生支援機構による奨学金貸与については、その選考基準に基づき、推薦を行っている。家庭の経済状況の悪化を理由とする相談及び問い合わせも多く、入学以前の保護者からの照会も少なからずある。また、日本学生支援機構では上記の種別（第一種・二種奨学金）に対する緊急奨学金制度もあり、若干名が採用されている。私費留学生に対する学習奨励金制度もあり、若干名が採用されている。これら制度のほかに、岐阜県教育委員会、石川県教育委員会、公益財団法人交通遺児育英会、一般財団法人ヤマハ音楽振興会、一般財団法人上山奨学財団、公益財団法人大幸財団、公益財団法人横山育英財団、公益財団法人ロームミュージックファンデーション、米山記念奨学会等の奨学金制度もあり、毎年若干名ではあるが希望する学生が採用されるように指導、アドバイスを行っている。

本学は建学の精神に基づき、奨学費及び設置法人「名古屋自由学院奨学基金」を財源として、本学独自の奨学金を運営し修学支援を実施している。【資料 2-4-1】

本学の学納金に占める奨学金比率は 6%を超えているが、より充実した支援体制の構築を目指し、学内給付型奨学金（給付）、経済支援型入学試験奨学金（給付）及び短期貸付金の制度に加え、学業を奨励すること目的とした奨学金制度も設け、制度の紹介や申請手続のサポートを教務チーム及び学生支援チームが学生支援の窓口となっている。【資料 2-4-2】

「休学免除」について

本学では、休学者に対して学納金による財政負担を軽減するため、休学中の授業料、教育充実費及び実習費を免除し、半期 2 万円の在籍料のみの納付としている。

「学生相談室」について

東西キャンパスに、学生が抱える学修及び生活上の問題から友人関係、進路不安、心のトラブルなどの相談、専門家（カウンセラー）によるカウンセリングを行うための学生相談室を設置している。学生相談室の存在と利用については、学生便覧、オリエンテーションで広く告知し、相談室の設置場所等も配慮している。相談内容に応じて、学生支援チーム、教務チーム、担当指導教員等との連携を取りながら、学生生活が良好に送れるよう支援体制を整えている。【資料 2-4-3】

相談室は 7 人の心理、精神保健に関する資格保持者（専任 2 人、非常勤 5 人）により運

営している。学生の修学、心身の健康などの相談及び指導を行うとともに、学生指導上必要な資料の収集及び保存等の業務に当たっている。東キャンパスでは週当たり5日、西キャンパスでは週当たり5日を開室日としている。電話又は電子メールによる相談予約を原則としているが、急を要する場合は予約なしの来室も可能としている。令和5（2023）年度の相談室利用者数は、延724人（東キャンパス354人、西キャンパス370人）で年々増加傾向となっている。【資料2-4-4】

保健室については、本学の専門の特性上、作品制作などに伴う怪我も多く、そうした手当、必要に応じての病院手配、その他体調不良、健康相談に応じられるよう東西キャンパスに設置し、専門スタッフが常駐し対応に当たっている。保健担当者を両キャンパスに各1人配置し、月～金曜日の開室日（9時00分～16時30分）週当たり5日間、健康診断及び事後措置、健康相談、応急措置、伝染病（はしか、インフルエンザ等）の予防対策及びその指導、保健管理に関する調査及び報告などの業務に当たっている。来室の要件によっては、学生相談室、学生支援チームとも連携を図り、学生にとって安全・安心な学生生活の支援を行っている。【資料2-4-5】

令和5（2023）年度の保健室の年間総利用者数は、東キャンパス延2279人、西キャンパス延998人であった。西キャンパスでは実技授業内での怪我等の利用者が多く、東キャンパスでは体調不良を訴える利用者が多い傾向がみられる。最近では健康相談においても、外科・内科関連利用だけでなく、修学・進路・人間関係などでの相談が目立っており、学生相談室との連携が必要となっている。学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮は、保健室及び学生相談室を中心として適切に行われている。東西キャンパスの学生相談室の運営は適切に行われていると評価している。

また、東キャンパスではダンスレッスンなど激しい動きを伴う授業も実施されることから、AED講習を実施した。消防本部AED講習指導員を講師に20名の学生が参加した。

【資料2-4-6】

「課外活動への支援」について

学生生活を自らより良い方向に変えていくため、「学生自治会会則」に基づき、学生組織として学生自治会がある。学生大会を年1回開催し、学生の自治精神に基づき、豊かな芸術活動を通じ、学生生活の発展と充実を図ることを目的に活動している。また、学生自治会が主体となって芸大祭実行委員会を組織しており、クラブの予算管理をはじめ、年1回、秋に各キャンパスを会場に実施する大学祭(芸大祭)を企画・実施することができるよう、意見及び要望を大学と交渉し、様々な企画・イベント・出し物が行われる。【資料2-4-7】

本学には、文化系、学術系、体育系などの公認団体が、それぞれ自己の責任に基づいた積極的な活動を行っている。「クラブ代表者会議会則」に基づき、学生自治会が主体となってクラブ代表者会議を開催し、大学における部活動及び同好会活動に関する意見及び要望を大学と折衝し、自主自立の精神を備えた人材の育成という観点から、これらクラブ同好会活動を側面から支援している。本学の学生が結成したクラブ・サークル等の課外活動に対して、部員数等に応じた助成金を交付している。【資料2-4-8】【資料2-4-9】

「留学・留学生支援」について

本学では、学生支援チームと国際交流センターが中心となり、海外姉妹校提携大学との交換留学又は語学留学を支援するとともに、留学中の学生に対する様々なサポートにも当たり、海外に留学する学生及び海外からの外国人留学生に対する学修から生活全般にわたって支援を行っている。【資料 2-4-10】

また、本学は、パリ国際芸術都市のアトリエ「Cité Internationale des Arts（シテ・デザール）」1室の使用権を所有している。この施設は、「芸術の都」フランスのパリに、世界各国の芸術関係団体からの支援を受け平成7（1995）年にフランス政府とパリ市により建設された芸術家のための活動・研究滞在施設（アーティスト・レジデンス）である。本学の正規学生、卒業生、教員等が芸術活動を通じた芸術文化交流、技芸の向上、国際的人材育成の場となるように令和62（2060）年までの使用権70年契約を結んでいる。

【資料 2-4-11】

「関連美術館等の利用」について

本学では、学外においても学生の意欲的な研究及び情報収集の取組みを支援するため、近隣の美術館とパートナーシップ等の協定を行い、本学学生が学生証を提示することで、無料で入館できるよう契約している。現在は、徳川美術館、清須市はるひ美術館、名古屋市美術館の3館との契約を締結している。

「同窓会」について

各学部に「同窓会規約」に基づき、本学の卒業生が同窓会を組織している。同窓生同士の親睦・懇親、そして母校、後輩への後援を目的として組織されている。また、卒業生と在校生をつなぐための演奏会、講演会、イベント等を行っている。【資料 2-4-12】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-4-1】 大学独自の奨学金・学費減免・特待生制度

【資料 2-4-2】 大学独自の奨学金給付・貸与状況

【資料 2-4-3】 学生相談室のご案内

【資料 2-4-4】 2023 年度学生相談室利用者

【資料 2-4-5】 保健室のご案内

【資料 2-4-6】 2023 年度保健室利用状況

【資料 2-4-7】 学生自治会会則

【資料 2-4-8】 クラブ代表者会議会則

【資料 2-4-9】 課外活動クラブ同好会一覧

【資料 2-4-10】 派遣交換留学生（2019～2023）

【資料 2-4-11】 パリ シテデザール募集要項

【資料 2-4-12】 名古屋芸術大学音楽同窓会同窓会規約、名古屋芸術大学人間発達学部
同窓会規約、名古屋芸術大学美術・デザイン同窓会定款

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の経済的な支援、就学上の悩み及び要望、健康面での不安、相談など多様化する学生サービスの向上は、本学における重要課題の一つである。経済的な支援については、本学の制度が学生への経済的な支援がより効果的で公平な経済支援となるよう学生の奨学金制度の運用について、今後も適宜検討を継続して行っていく。また、様々な学生アンケートを必要に応じて実施して、状況の分析を行いながら、学生生活全般を支援し、修学の充実を図り、問題を抱えた学生の早期発見、教職員の連携、情報共有を学内で徹底し、より具体的で効果的な対応支援、休退学対策が可能な体制の構築を目指す。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学の校地及び校舎は、「東キャンパス(北名古屋市熊之庄古井 281 番地)」及び「西キャンパス(北名古屋市徳重西沼 65 番地)」で構成されている。主なアクセス手段としては、名鉄犬山線「徳重・名古屋芸大駅」から「東キャンパス」へは徒歩約 8 分、「西キャンパス」へは徒歩約 12 分となる。「名鉄名古屋駅」から「徳重・名古屋芸大駅」までは約 17 分の距離にあり、名古屋郊外のベッドタウン地、自然豊かな田園地区にあり芸術を学ぶ大学として適切な立地要件を伴うゆとりのあるキャンパスであると言える。

大学設置基準における校地面積は、本学の収容定員が 2,588 人（留学生別科収容定員 60 人を含む。）のため、設置基準では、収容定員 1 人につき 10 m²であるから、収容定員 2,588 人は 25,880 m²となる。本学の校地面積は合計 61,218 m²で、大学設置基準の規定を充足している。

運動場は「東キャンパス」「西キャンパス」合わせて、7,286.24 m²を保有している。

大学設置基準における校舎面積は、第 37 条の 2 別表に定める面積により、22,404 m²となる。本学の校舎面積は 75,968 m²となり、大学設置基準の規定を充足している。

【共通基礎データ様式 1 の 3 ページ目】【資料 F-2】【資料 2-5-1】

学内施設・設備に関しては、「学校法人名古屋自由学院施設管理規程」に基づき、業務部総務チーム(管財)が中心となり修繕計画及び更新計画に基づき、適正な維持管理に努めている。教育課程編成・実施の方針に基づき、学習環境の整備が必要な場合は、中長期計画を参照しつつ、関係部署と連携を取りながら更新・整備している。【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

〈エビデンス集(データ編)〉

【共通基礎】 認証評価共通基礎データ

【資料 F-2】 大学案内

【資料 2-5-1】 校舎配置図（建物概要と面積）

【資料 2-5-2】 学校法人名古屋自由学院施設管理規程

【資料 2-5-3】 両キャンパス 施設メンテナンス記録

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学の専門的な芸術教育の特性上、各キャンパスには専用の実習施設が整備されている。デザイン領域、美術領域及び舞台芸術領域のある西キャンパスでは、工房・アトリエを含む実習施設を整備し、令和 4（2022）年 3 月に舞台美術工房を整備した。音楽領域、芸術教養領域及び教育学部のある東キャンパスでは個人実技指導を行うレッスン室、オーケストラを含む合奏等の実習施設や保育・教育に特化した特別教室を設置している。

その他に両キャンパスに体育館を置き、東キャンパスにはコンサート開催に対応可能な音楽講堂を設置している。【共通基礎データ様式 1 の 3 ページ目】【資料 2-5-4】

PCなどを設置した IT 施設については、創作作品の映像処理を担うデジタル工房をはじめ西キャンパスに 6 室、東キャンパスに 3 室を設け、学習環境の整備に努めている。

【共通基礎データ様式 1 の 3 ページ目】【表 2-12】

図書館は、東西キャンパスそれぞれに設置している。面積は東キャンパス 1,161.07 m²、西キャンパスは 667.18 m²である。閲覧座席数は 134 席、125 席をそれぞれ確保している。

演奏関係資料(各種楽譜)や、美術・デザインに特化した特殊大型本も含め全資料を閲覧可能にしている。両キャンパスの蔵書図書総数は 264,798 冊、学術雑誌数 1,740 種である。開館時間は、授業期間中の月曜日から金曜日の 9 時から 18 時 30 分まで利用できる。年間の利用者数は、令和 5（2023）年度は新型コロナウイルス感染により開館制限があったが 36,849 人の利用があった。

【共通基礎データ様式 1 の 3 ページ目】【表 2-11】【資料 2-5-5】

図書館の蔵書情報へは、インターネットのポータルサイト(図書館システム)からもアクセスでき、図書館以外の場所でも資料及び文献の検索、他機関に対する貸借や複写の依頼も可能となっている。

〈エビデンス集(データ編)〉

【共通基礎】 認証評価共通基礎データ

【表 2-11】 図書館の開館状況

【表 2-12】 情報センター等の状況

【資料 2-5-4】 講義室、演習室、学生自習室等の概要

【資料 2-5-5】 図書館利用状況

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリーに関しては、平成 16（2004）年度から計画的に取組み、学生の授業受講、

校内施設の利用に不自由のない整備を行っている。併せて、建物の耐震診断において、改修の必要がある構造物に対しても平成 17（2005）年度から開始し、現在は完了している。【資料 2-5-3】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

<エビデンス集(資料編)>

【資料 2-5-3】 両キャンパス 施設メンテナンス記録

【資料 2-5-6】 東キャンパス・テラ設置に関する資料

【資料 2-5-7】 西キャンパス・東側駐車場北の整備に関する資料

【資料 2-5-8】 バリアフリー化・点字ブロック・自動ドア整備年

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、講義室、演習室及び実験・実習室を設けている。本学は演習、実習、実技における少人数教育を特長としており、授業のクラス編成及び教室の配置は、履修学生数及び授業方法による教育効果を考慮し、各学部の学科、領域の意向を基に学務部教務チームで管理調整している。履修学生数は前年度の学生数を基準に計画し、当該年度の履修学生が大幅に変動した場合は、教育効果を下げないように学務部教務チームにおいて調整している。履修希望学生が想定より多い場合は抽選を実施している。ただし、資格関連科目の場合は抽選を行わず、開講クラス数を増やすことで対応している。

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

施設・設備に関しては、事業基本方針に基づき事業計画書に業務部で計画した管轄部分及び学生生活アンケート、「学生意見箱」からの要望も把握し、施設検討委員会で調整を図り、学修環境がより向上するよう実行していく。併せて施設・設備の老朽化対策、防災・安全対策も推進する。【資料 F-6】

PC 等の情報機器は、数年ごとに機器の更新及び今後の教育、社会変革への対応のために計画的に予算措置を行い充実させていく。

バリアフリーに関しては、車いす利用者に対しての動線対策レベルが充分整備されていないことから、優先度の高い施設から改修する計画を進めていく。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 F-6】 事業計画書

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、大学教育の質の保証と学生サービスの向上を重要課題の一つと考え、学生の意見・要望への対応を行っている。様々な取組みについては、以下のとおり行っている。

「アンケートの実施」について

多様化する学生の現状、ニーズを把握するために、学生ポータルサイトを利用して全学生を対象に授業評価アンケートを年に2回実施している。

【資料 2-6-1】

「学生意見箱」の設置について

学修、施設利用等、学生一人ひとりの意見や問題等に対応するため、学生生活全般にわたる意見を大学側に伝える手段として、両キャンパスに「学生意見箱」を設置している。担当指導教員、学生相談室、学生支援チームの支援体制の中でも、アンケートでは把握できない、直接口頭では伝えにくい内容について大学側に伝える手段として広く活用を促している。「学生意見箱」に寄せられた意見は、学生支援チーム、当該学生の所属領域等の組織において内容を精査し、原則として2週間以内にその対応を学生又は学内掲示板等にて公表する仕組みになっている。【資料 2-6-2】

「オフィスアワー」の常設について

芸術系の大学は、実技等の個人指導による授業が多く、学生が授業以外の場面で教員に授業の疑問点を聞いたり、相談や要望を持ちかけたりする機会として、学生生活の様々な悩み及び相談を改めて質問することができる「オフィスアワー」を設定している。教員はこの時間を設け、積極的に質問及び相談を受け付けることにより、学生とのコミュニケーションを図っている。【資料 2-6-3】

「教育懇談会」の実施について

学生の保護者からの意見も広く聴取し、大学教育の向上につなげるため、毎年「教育懇談会」を後援会定期総会に合わせて実施している。事前に保護者からの意見を取りまとめ、懇談会においては意見や、今後の対応策についてできるだけ具体的な回答ができるよう準備を行っている。領域ごとに実施し、意見・要望等を集約して対応することとしている。【資料 2-6-4】

「名古屋芸術大学後援会」について

本学では、「名古屋芸術大学・大学院後援会会則」を制定し、これに基づき名古屋芸術大学後援会は、大学・大学院の教育方針に準拠し、大学諸活動の後援を目的として活動している。また、大学の正常な運営に寄与し、学生の福利厚生並びに大学諸活動（教育研究、公開講座、芸大祭、学生自治会、クラブ活動、国際交流、卒業式、就職活動な

ど)の支援を行っている。その他、機関誌「後援会報」(年2回)の発行、年に1回の定期総会、研修会の開催、サークル活動などを通じて、在学生の保護者をはじめ、卒業生の保護者が大学に意見等を寄せることができる機会を設けて、大学に反映させる活動を行っている。【資料2-6-5】

「大学院生活を語る会」について

大学院独自の取組みとして、「大学院生活を語る会」を年2回開催し、大学院生から大学院生活に関する様々な意見を聴取し、教育環境の改善、学生サービスの向上を図っている。【資料2-6-6】

これ以外にも学生面談、チュートリアルを各領域、各コースで実施し、学生と教員間のコミュニケーションを通して、様々な問題をできるだけ明らかにし、問題の内容によって学生支援チーム、教務学生生活センター委員会等において情報共有し対応している。この他、以下のように学生の意見、要望を集約する機関を設けている。【資料2-6-7】

<エビデンス集(資料編)>

【資料2-6-1】学生満足度調査報告

【資料2-6-2】学生意見箱意見用紙

【資料2-6-3】オフィスアワー一覧

【資料2-6-4】2023年度後援会総会・教育懇談会について

【資料2-6-5】名古屋芸術大学後援会会則

【資料2-6-6】2023年度大学院生活を語る会報告書(夏季)

【資料2-6-7】退学・休学者抑止対策

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、教員による日常的な学生との面談、教務チームの担当職員との面談による状況把握に加え、教員によるオフィスアワーの活用、年2回実施する授業評価アンケートによって学生からの教育的な要望、授業に対する問題点を把握している。授業評価アンケートを実施して、その実情の分析を行い、教務チームからのメール、教務学生生活センター委員会、全学運営会議、学科会・領域会を通して全ての科目担当教員にフィードバックする等、教育活動の改善に向けた資料として活用している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握については、学生相談室、保健室、学生支援チームの担当事務職員との面談による状況把握に加え、教員による日常的な学生との面談又はオフィスアワー、学生意見箱などを利用し、学生の個人的な問題について把握するよう努めている。教務チーム及び学生支援チームを中心とした事務職員と教員が学科会・領域会、全学運営会議、教務学生生活セ

ンター委員会を通して情報を共有し、問題を抱える学生への対応のために連携して効果的で積極的な取り組みを行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見・要望の把握については、学生相談室、保健室、学生支援チームの担当事務職員との面談による状況の把握に加え、教員による日常的な学生との面談、学生相談室、オフィスアワー、学生生活アンケート、学生意見箱などを利用し、学生の意見、要望について把握している。学生支援チームが教員と連携を図り、学科会・領域会、全学運営会議、教務学生生活センター委員会を通して、教務チーム及び学生支援チームを中心とした事務職員と教員が情報を共有し、学生にとっての安全・安心な学生生活の改善と充実に努めている。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援に関しては、授業評価アンケートの結果及び学生からの意見を分析することで、改善が必要な事例に対しては、例えば当該の科目担当者による授業改善計画の提出の義務など、具体的な対策方法の設置が必要である。また、学内には発達障害又は持病を持った学生の存在が以前より多く把握されており、学生相談室、保健室を利用する学生の中には、精神的障害が疑われるケースも年々増加傾向にある。心のケアに対する対応の充実も含め、学生の勉学意欲、経済的支援に当たるため、事務職員、教員が組織的に連携し、的確な学生支援の充実に努めていく必要がある。

一方で、学修に関する問題や心身に関する健康相談、経済的支援や学修環境に関する問題など、相談内容の多様化に伴う個別対応の増加、さらに、様々な問題を抱える学生の増加によって、担当する教員や事務職員だけではその対応や解決が困難な場合も生じている。学生によって悩みの内容などについての個人情報、誰にどこまで伝えて良いかについての取り扱いに個人差もあり非常にデリケートな場合も多く、相談室、保健室の実務担当者と学生支援チームと教員、様々なケースについて対応指針の検討をし、連携をより組織的に行う必要がある。これらに対する対策として令和3（2021）年度から「NUA 全方位型学生サポート」を実施し、退学・休学者抑止に取り組むために早い段階から問題を抱えた学生に細やかな対応を行えるよう実施している。【資料 2-6-7】

学生生活アンケートの回答によると、本学の学生の多くは大学生活に満足感を示していることが分かる。また、相談相手として教員、事務職員と答える学生の比率も高く、学生と大学の教職員のコミュニケーションも良く取れていると言える。【資料 2-6-1】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-6-1】 学生満足度調査報告

【資料 2-6-7】 退学・休学者抑止対策

[基準 2 の自己評価]

本学は、建学の精神、基本理念等に基づきアドミッション・ポリシーを定め、求める学

生像を明確に示している。また、大学ホームページ等公式な媒体を通じ広く周知し、多様な学生の受け入れのため複数の入学試験を公正かつ妥当に行っている。芸術学部の入学定員充足率は「2-1-③」で示したとおり、適切な学生受入数を維持している。教育学部の定員充足率は、様々な対策にもかかわらず厳しいものがあり、令和4(2022)年4月人間発達学部から名称変更し、カリキュラムも一新することとした。今後、受験対象となる高校生、高等学校、保護者に分かりやすく説明する機会を設け、広く周知していくとともに、科目内容の見直しなどを通じ、「教育・保育」×「芸術・ICT」を前面に押し出していくこととする。

学修支援、キャリア支援においては、それぞれ該当するセンター委員会、教務チーム、学生支援チームで対応を行っている。社会の多様化とともに学生の資質も多様化しており、既存の考え方、対応では充分とは言えず、FD推進センター委員会の主導による研修制度等を踏まえながら常に外部環境に配慮しつつ時代に合う学生対応に腐心している。

学生生活については、数多くの奨学金制度を設け、経済的な支援を積極的に行い、また、学生個々の声を聞く方策を何重にも設け、安心して学生生活が送れるように取り組んでいる。

学修環境については大学設置基準の規定を充足しており、施設の補修・管理を継続しつつ整備されている。

学生の受け入れ、支援、生活において様々な施策を実施しているが、社会の環境変化、学生気質の変化に対して柔軟に対応していく組織は機能しており、本学の教育目的、理念に沿った取組みが実施されている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）は、表 3-1-1 のとおりである。

平成 25（2013）年度に、「建学の精神」、「大学の教育理念と目標」、「各学部の目的」を踏まえて、本学全体の「大学の教育理念と目標」、各学部の三つのポリシー「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」「アドミッション・ポリシー」を策定し、平成 26（2014）年度から適用した。その後、平成 27（2015）年度に、各研究科の教育目的、三つのポリシーを策定し、「大学全体の教育理念と目標」、各学部の三つのポリシーの文言を見直し、現在に至っている。

教育の目的やディプロマ・ポリシーをはじめとする三つのポリシーは、「大学案内」や「募集

要項」、入学時に配付する「学生便覧」に掲載し、学生への周知を図るとともに、本学ホームページにおいて公表し、広く周知を図っている。また、専任教員と非常勤講師には、毎年、次年度のシラバス作成依頼時に「本学の理念及び教育目標」と各学部の「三つのポリシー」、「カリキュラム・マップ」を示し、周知している。

【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】 【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】 【資料 3-1-5】

表 3-1-1 本学の教育理念と目標、各研究科及び学部のディプロマ・ポリシー

<p>本学の教育理念と目標</p>
<p>本学は、知性と感性のバランスのとれた教育理念に基づき、分野横断的の取組みによる新たな価値の創造を実現する。キャリア教育の取組みを強化し、自治体や企業との連携を進展させ、芸術による教育・研究を進展させ地域・社会に貢献する。</p>
<p>音楽研究科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>定められた課程の中で、各々の専門分野を深く追求し、専門家として活動できる能力を有し、さらに自ら音楽芸術の内的深化を図り、社会に貢献でき得る者に修士（芸術）の学位を授与する。</p>
<p>美術研究科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>美術のより高度な専門的能力と知識を備え、所定の単位を取得したものに修士（芸術）の学位を授与する。</p>
<p>デザイン研究科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>より高度な専門性と、デザインの多様な分野を横断的に試行し、広く社会に寄与できる能力と知識を備え、所定の単位を取得した者に修士（芸術）の学位を授与する。</p>
<p>人間発達学研究科のディプロマ・ポリシー</p>
<p>教育・発達支援の専門的職業人としての力量を身につけ、幼児・初等教育または発達支援に関わる研究を完成させ、修士論文審査に合格した者に修士（教育学）の学位を授与する。</p>
<p>芸術学部のディプロマ・ポリシー</p>
<p>専門的実践を通じて社会に寄与する能力と知識を備え、所定の単位を取得した者に学士（芸術）の学位を授与する。</p>
<p>教育学部のディプロマ・ポリシー</p>
<p>教育学部は、建学の精神にのっとり、小学校や幼稚園・保育施設等における有為な教育者、保育者等を育成することを目的とする。</p> <p>教育者、保育者等に必要な豊かな人間性と知識・技能・態度を備え、以下の「到達目標」に示す資質・能力を獲得した者に学士（教育）の学位を授与する。</p> <p>教育学部のカリキュラム・マップ（到達目標）</p> <p>A（知識・理解）</p> <p>子どもの発達に関わる基礎的な知識を身に付け、子ども理解に基づく個や集団の指導と支援を工夫する。</p> <p>B（関心・意欲・態度）</p> <p>自ら行動し、粘りつよく取り組みことを心掛け、常に教育・保育の意義や今日的課題に関心を持ち、創意と工夫をもって柔軟に対応する。</p> <p>C（思考・判断）</p> <p>進んで幅広い教養と専門性を備え、それらを現代社会における教育・保育課題と関連付けて考え、判断する。</p>

D (技能・表現)

理想とする子ども像の実現を目指し、指導と支援に必要な専門的な技能・表現力を身に付ける。

E (コミュニケーション・人間関係：要素数6)

教育者、保育者、そして社会人として高い倫理観を持ち、良識ある行動をとるとともに、周囲とコミュニケーションを図りながら円滑な人間関係を構築する。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 3-1-1】 【資料 F-2】 2025 年度大学案内

【資料 3-1-2】 【資料 F-4】 2024 学部・大学院入試ガイド

【資料 3-1-3】 【資料 F-5】 学生便覧 2024 年度 (P.8~12)

【資料 3-1-4】 目的及び教育理念と目標 <https://www.nua.ac.jp/about/admission/>

【資料 3-1-5】 シラバス作成要項

「本学の理念及び教育目標」と「各学部の3つのポリシー」、「カリキュラム・マップ」

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学は、単位認定及び進級、卒業及び修了認定の基準について、本学学則第 20～24 条、本学大学院学則第 24～29 条のとおり定め、「学生便覧」、本学ホームページにより周知を図っている。

【資料 F-3】 【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】

講義要綱(シラバス)には、授業科目の「授業の到達目標およびテーマ」「授業の概容」「授業計画表(毎回の内容、事前・事後学修の内容、授業外学修にかかる時間の目安を含む)」「成績評価の方法と基準」「授業において身に付く力」「教科書」「参考書・参考資料等」を明記し、本学ホームページに公開している。そして、カリキュラム・マップに各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明示するとともに、「学生便覧」には「成績評価と単位認定について」及び「履修上の留意事項について」の詳細な説明を記載している。また、学生の履修に対する理解を促し、カリキュラムの円滑な運用を図るために、学生に「履修ガイド」を配付している。さらに、教員及び教務チーム担当者による履修指導では、丁寧な説明を心掛け、学生に単位認定の考え方について周知を図っている。

【資料3-1-6】 【資料3-1-8】 【資料3-1-9】 【資料3-1-10】 【資料3-1-11】

授業科目ごとの成績評価は、試験及びレポート、課題作品等の評価と受講態度を総合して行い、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)の5段階で表し、可以上に単位を認定している。なお、この基準は「学生便覧」と本学ホームページにより学生に周知している。【資料 3-1-6】 【資料 3-1-11】

<エビデンス集(資料編)>

【資料 F-3】 名古屋芸術大学学則 第 20～24 条、名古屋芸術大学大学院学則第 24～29 条

【資料 3-1-6】 【資料 F-5】 学生便覧 2024 年度 P.59～62、P.144～149、P.151～152、P.158～159、P.163～164、P.169

【資料 3-1-7】 本学ホームページ

卒業の認定に当たっての基準

https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/sotugyoyouken_2023.pdf

大学学則 28 条及び 29 条

https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/syuryoyouken_2023.pdf

【資料 3-1-8】 【資料 F-12】 履修ガイド 2024 年度

【資料 3-1-9】 シラバス検索ページ

<http://meigei.nua.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Kmh006>

【資料 3-1-10】 2025 年度オリエンテーション資料

【資料 3-1-11】 成績評価と単位認定について <https://www.nua.ac.jp/files/pdf/hyouka%26ninnte.pdf>

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定については、授業科目ごとの成績評価の報告に基づき、学部では教授会において、また、研究科では研究科委員会において、審議、決定している。

卒業認定については、本学学則第 13 条に基づき、学部教育課程が定める卒業要件（4 年以上在学した上で、所定の教育課程に基づき各科目群に定められた授業科目・単位数を満たし、124 単位以上（教育学部は 126 単位）を修得することを基準に、教授会での判定審議を経て、学長により卒業が承認される。

学位の授与については、学部では本学学則第 24 条、研究科では本学大学院学則第 29 条に基づき、それぞれ教授会での卒業認定及び研究科委員会での修了認定を経て、学長が行っている。【資料 F-3】

4 年次の最終試験に関しては、芸術学部では卒業演奏、卒業制作、卒業論文、卒業研究のいずれかを、また、教育学部では、卒業論文、卒業制作のいずれかを課しており、その成果を、公開による展覧会、演奏会、卒業論文・制作発表会で発表させ、担当教員が評価を行っている。

修士課程の修了要件については、本大学院学則第 28 条で定めている。また、修了認定の判定は、論文等の提出、論文等の審査、審査結果の報告、研究科委員会の審議、審議結果の報告を、本大学院学位規程第 4～8 条に定めて行っている。【資料 F-3】【資料 3-1-12】

本学では、平成 27（2015）年度の全学運営会議において、平成 28（2016）年度からの GPA 制度（Grade Point Average）導入が決定された。これを受け、全学教務委員会（平成 29（2017）年度から教務学生生活センター委員会に移行）による準備を経て実施され、適切かつ厳格な単位認定を行っている。GPA の導入により、学生自らが学修達成度をよりの確に把握できるようにするとともに、高い GPA ポイントを取得した学生に対しては、次年度の履修登録単位数の上限を引き上げることにより、学修意欲の向上を図っている（年間の積算 GPA が 2.9 以上の場合は 2 単位、3.2 以上の場合は 4 単位の加算が可能）。また、卒業時の成績上位表彰者（学長賞及び学部長賞）の選考に当たって GPA を参考としている。

また、各年度前後期それぞれに履修の取り消し期間を設定し、履修実態に応じた適切な GPA の管理を行っている。

成績評価と GPA の関係は、表 3-1-2 のとおりであり、「学生便覧」と本学ホームページにより学生に周知している。【資料 3-1-13】【資料 3-1-11】

表 3-1-2 本学の成績評価基準

成績評価基準

評価の表示方法 (a)	評価の表示方法 (b)	到達目標	評価の表示方法 (c)	単位認定の可否
評価	100点法に基づく基準		GP	
秀	100～90点	到達目標を超えたレベルに達している	4	可
優	89～80点	到達目標に達している	3	
良	79～70点	到達目標に概ね達している	2	
可	69～60点	最低限の目標に達している	1	
不可	59～0点	目標に達していない	0	否
欠席	出席回数は充足しているが受験しなかった場合	受験しなかった場合	0	
失格	・出席回数不足で受験不可となった場合 ・不正行為を摘発された場合	受験資格を満たさなかった場合	0	
認定	・入学前の既修得単位として認定された単位 ・編入学により認定された単位	-	対象外	可

<エビデンス集(資料編)>

【資料 F-3】名古屋芸術大学学則 第 24 条

【資料 F-3】名古屋芸術大学大学院学則 第 29 条

【資料 F-3】名古屋芸術大学大学院学則 第 28 条

【資料 3-1-12】名古屋芸術大学大学院学位規程 第 4～8 条

【資料 3-1-13】【資料 F-5】学生便覧 2024 年度 (P.60)

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

教育力の強化を重点課題として掲げ、学則科目に基づいたカリキュラム・マップ、履修モデルを整備・策定し、学生が明確な見通しをもって専門領域又は専門横断的領域の履修計画を立てられるよう、改善に取り組んでいく。

講義要綱 (シラバス) は本学の授業目的を具体的に示すものとして重視し、記入に関しては、複数回のフォーマット変更を通じて内容や表現の充実を図ってきた。講義要綱 (シラバス) の記載内容を学内でチェックする体制の整備は行ったが、今後はシラバスの向上を目指す教員の相互学習の勉強会の実施検討など、教員の授業内容や教授法の改善に対する意識を高めていく。

授業の方法等については FD 推進センターで精査し、学修到達点を明確することにより教育の質を保証するとともに、本学の使命・目的及び教育目的とディプロマ・ポリシーとの整合性について検討を進めていく。

3-2. 教育課程及び教授方法 3次案

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学のカリキュラム・ポリシーは、表 3-2-1 のとおりである。

本学は、建学の精神「至誠奉仕」により、「大学の目的」「大学の教育理念と目標」を定めている。また、これらに照らして各学部では、「各学部の目的」、「各学部の教育理念と目標」及び「各学部・学科のポリシー (三つのポリシー)」を定めている。

【資料 3-1-4】【資料 3-2-1】

大学院においても同様に、「大学院の目的」「大学院の教育理念と目標」を定めて、研究科ごとに「目的」及び「教育理念と目標」、三つのポリシーを策定している。**【資料 3-1-4】**

カリキュラム・ポリシーについては、「学生便覧」、各研究科の「大学院学生便覧」を全学生及び全教員に配付して周知するとともに、毎年度当初に新入生や在学生に対して、学部や領域、研究科ごとのガイダンスや教務チームによるオリエンテーションにおいて説明を行っている。また、本学ホームページの「情報公開」に、理念および教育目標を掲載し、建学の精神のもとに、全ての学部、学科、領域、大学院研究科の目標、三つのポリシーをあげ、学内外に広く公開・周知している。**【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】【資料 3-2-2】**

表 3-2-1 各学部及び研究科のカリキュラム・ポリシー

音楽研究科のカリキュラム・ポリシー
音楽芸術への深い理解、自己創造力を高めるために、専門性の高い研鑽の場を提供し、社会的に認知され得る、学術的教養を備えた人を育成する教育課程を編成している。
美術研究科のカリキュラム・ポリシー
主体となる研究領域の高度な修得を踏まえ、関連する技能や理論をも備えたカリキュラムを編成している。
デザイン研究科のカリキュラム・ポリシー
各専門分野での特論と、広く特講を開講している。関連領域で、各専門分野の演習を開講しており、より高度な専門知識と技術を修得できるカリキュラムを編成している。
人間発達学研究科のカリキュラム・ポリシー
幼児・初等教育の本質と意義の探究および子どもの発達支援の理論・技能・実践の修得を図るカリキュラム編成により、研究能力と実践現場での指導性を備えた専門的職業人を養成する。
芸術学部のカリキュラム・ポリシー
芸術文化の発展と地域・社会に貢献するため、各領域の専門教育を充実させ、領域横断的に広く学ぶことでキャリア形成も複眼的に図っていくことができるカリキュラムを編成している。
教育学部のカリキュラム・ポリシー
保育士養成課程、幼稚園および小学校教諭養成課程の 3 課程を創造的かつ計画的に組み合わせて学ぶことで、多様性が求められるキャリア形成に即応し進路を明確にするカリキュラムを編成している。

 <エビデンス集(資料編)>

 【資料 3-2-1】 【資料 F-5】 学生便覧 2024 P.8～10

 【資料 3-2-2】 【資料 F-5】 学生便覧 2024 P.10～12

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性

本学では、教育研究の特性を踏まえてディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを一貫性あるものとして策定し、卒業までに身に付けるべき資質や能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施を示すカリキュラム・ポリシーの整合性を保っている【資料 3-1-3】 【資料 3-1-8】。

各学部においては、ディプロマ・ポリシーで示した卒業までに身に付けるべき資質・能力と、それを獲得するための具体的な科目との対応関係を表したカリキュラム・マップを作成し、両者の一貫性を学内外に示すとともに、学習計画を立てる際の参考資料として学生に示している。

大学院各研究科においても、学部同様の考え方に立ち、ディプロマ・ポリシーに基づいてカリキュラム・ポリシーを策定し、これらの一貫性は保証されている。

【資料 3-2-2】 【資料 3-1-4】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

各学部の教育課程の編成は、表 3-2-2 のとおりである。そのほかに、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目・大学が独自に設定する科目」、「保育士養成資格に関する科目」、「学芸員に関する科目」等資格取得に必要な科目が開設されている。また、本学及び各学部の特色を教育課程に反映するために、平成 29 (2017) 年度入学生から、全学総合共通科目に「横断科目群」を設け、学生の関心に応じて学部や領域を越えた科目履修ができるようにした。

「全学総合共通科目／横断科目群」について

全学総合共通科目の「横断科目群」には、「各領域の専門教育を充実」させ、すべての学生が「領域横断的に広く学ぶ」ことを促すために、「アートプロジェクト 1・2・3・4」(PBL 科目)を開講している。【資料 3-2-3】

本科目群は、平成 29 (2017) 年度の学部改編のコンセプトである「融合」の意義や可能性を具現化し、さらに芸術学部が教育理念として掲げる「地域及び社会へ貢献しうる人格の形成」を最も具体的に表し、展開する科目群として位置付けられるものである。授業科目は、各領域やコースの枠を超えた連携や芸術を媒体とした地域や企業等との協働によって、学生に、他者との協働や相互連携を円滑に行う能力の育成を目指すものである。

【資料 F-3 学則別表 2-3】 【資料 3-2-1】

「全学総合共通科目／一般科目群／語学及びキャリア関連科目」について

「キャリア形成も複眼的に図っていく」ことを保証する科目として、本学で修得した高い専門性を社会において活かすことを目的に、一般科目群に「英語 1・2」「コミュニケーション英語 1・2」「日本語表現」を必修科目として配置し、語学力の強化を図っている。

さらに、社会で求められる諸能力（協同、企画、コミュニケーション、プレゼンテーション）を強化するための必修科目として、「キャリア 1」、「大学生になる」、「情報メディア演習」を設けている。令和 3（2021）年度からの新学則では、ビジネス汎用力の養成を強化するために、「キャリア 1・2・3・4」及び経済学、簿記、組織論、起業論、民法、労務論（労務法）、行政法、起業演習を「キャリア開発 123 教育体系」に位置づけている。

【資料 F-3 学則別表 2-3】【資料 3-2-4】

「専門科目」について

芸術学部では、「専門共通」、「領域共通」及び「領域展開」の 3 つの群に分けて編成されている。「専門共通」は、全ての領域又は複数の異なる領域において共通して履修することができる。また、「領域共通」は、各領域の 1 年次又は 2 年次の学生が履修し、修得すべき各領域の専門分野に関する基礎的な知識及び技能に係る科目である。また、「領域展開」は、各領域及び各コースの専門分野に関する知識、技能を応用及び展開して、当該分野についてのより深い研究を行うための科目をもって編成している。

教育学部では、「専門基礎科目」「専門基幹科目」「専門展開科目」及び「ゼミナール」の四つの群に分けて編成している。「専門基礎科目」は 1 年次前期の必修科目として、芸術大学教育学部で専門職を目指す基礎を習得する。「専門基幹科目」は初等教育学、保育学、教科・保育表現技術、実習、地域活動・地域貢献、情報処理、外国語といった専門職に必要な根幹となる科目群である。「専門展開科目」は、学生の関心に応じて学びを深めるもので、教育・保育、心理・臨床。文化・芸術・スポーツといったカテゴリーから構成される。「ゼミナール」は卒業論文・卒業制作に向けての専門的な演習科目と、教職実践演習から構成されている。

芸術学部では、「専門科目」のうち、20 単位を上限として他学部、領域で開設する「開放ユニット科目」を履修することができる。また、「専門科目」の履修必要単位数 80 単位と「全学総合共通科目」の必要単位数 24 単位を越えた修得単位数を「自由選択単位」としている。【資料 3-1-6】

教育学部では、「専門科目」の履修必要単位数 82 単位と「全学総合共通科目」の必要単位数 24 単位を越えた修得単位数を「自由選択単位」としている。

「シラバス」について

本学では、令和 3（2021）年度から UNIPA を全面的に導入し、学生生活に関わる履修登録、成績情報のほか、講義要綱（シラバス）についても本システム内で公開している。講義要綱（シラバス）には、授業科目ごとに「授業の到達目標およびテーマ」「授業の概要」「授業計画表」「授業において身に付く力」「成績評価の方法と基準」「教科書」「参考書・参考資料等」「担当教員の実務経験内容」「実務経験をいかした教育内容」を明記し、カリキュラム・ポリシーに掲げた専門教育の充実を保証している。また、特に「授業において身に付く力」には、各科目が A～E の 5 項目（A:知識・理解／：B 関心・意欲・態度／C: 思考・判断／D: 技能・表現／E:コミュニケーション）のいずれの能力修得を目的としているかを明示し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づいた目的達成の内容が確認できるようにしている。【資料 3-2-5】

UNIPA の導入に伴って、教員の講義要綱（シラバス）作成・登録もウェブ上での手続きに変更した。講義要綱（シラバス）作成に関わる運用を含め、UNIPA の運用は学務部教務チームによって統括され、講義要綱（シラバス）記載に関する基本的なチェックは、同チームが教務学生生活センター委員会と協働して行い、執筆者へのフィードバックを行っている【資料 3-2-6】。

「キャップ制」について

学生が、授業科目の学修に十分な時間を確保し、単位制度の実質化を図るため、本学では、年間の履修登録単位数の上限を 48 単位（専門科目＋全学総合共通科目の履修のみに適用）として定め、「キャップ制」として「学生便覧」に掲載するとともに、前後期のオリエンテーションでも周知徹底を図っている。【資料 3-1-6】【資料 3-1-13】

表 3-2-2 各学部の教育課程の編成（本学の卒業要件単位数）

芸術学部卒業要件単位数

授業科目区分		必要単位数	
全学総合共通科目	一般科目群	16 単位	
	横断科目群	音楽領域科目	8 単位
		舞台芸術領域科目	
		美術領域科目	
		デザイン領域科目	
		芸術教養領域科目	
		子ども教育科目	
PBL 科目			
専門科目	専門共通	80 単位	
	領域共通		
	領域展開		
自由選択科目		20 単位	
備考			
1 専門科目の内、20 単位を上限として、他学部、領域で開設する解放ユニットを履修することができる。			
2 全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。			
		卒業要件単位 126 単位	

教育学部卒業要件単位数

授業科目区分		必要単位数	
全学総合共通科目	一般科目群	16 単位	
	横断科目群	音楽領域科目	8 単位
		舞台芸術領域科目	
		美術領域科目	
		デザイン領域科目	
		芸術教養領域科目	
		子ども教育科目	
PBL 科目			
専門科目		82 単位	
自由選択科目		20 単位	
備考			
1 横断科目群の項に掲げる科目については、子ども教育科目以外の科目に属する授業科目の単位を 6 単位以上修得することを必要とする。			
2 全学総合共通科目、専門科目の卒業要件単位数を超えて修得した単位については、合計 20 単位を上限			

として、卒業要件単位（自由選択科目）に加えることができる。

卒業要件単位 126 単位

<エビデンス集(資料編)>

【資料 F-3】名古屋芸術大学学則 別表 2-3

【資料 3-2-3】シラバス（「アートプロジェクト1・2・3・4」）

【資料 3-2-4】キャリアセンターの取組（パンフレット）

【資料 3-2-5】修得した学力のレーダーチャート

【資料 3-2-6】シラバス作成要項

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養教育は、学則第3章により、「全学総合共通科目」として、芸術学部、教育学部共通の科目群として開講している。「全学総合共通科目」は、本学が「芸術系総合大学」を標榜し、平成29（2017）年度に「融合と再編」をコンセプトに掲げて学部再編に臨んだ折に、大学の目的に掲げた「歴史・社会に位置づけるべき総合的教養を授ける」という目標に沿って、それまでの教養科目を再編・拡充し、編成したものである。【資料 F-3】

「全学総合共通科目」は、「一般科目群」と「横断科目群」の区分によって分類している。

「一般科目群」は、社会人としての実践的スキルを高める科目、グローバル化社会に対応するためのコミュニケーション能力を高める語学等の科目、芸術と生活文化、または教養分野との関係性への理解を深めるための科目により編成している。また、「横断科目群」では、芸術学部（5領域）と教育学部の各専門に関わる基礎的知識・技能の修得を目指す科目として、領域ごとに3科目（計18科目）を開講している。さらに、異なる専門領域の協働による授業展開を目的とした「アートプロジェクト1・2・3・4」（「PBL科目」）を開講している。【資料 F-3】

<エビデンス集(資料編)>

【資料 F-3】名古屋芸術大学学則 第3章 教育課程

【資料 F-3】名古屋芸術大学学則 別表 2-3

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

「教員評価制度の導入」について

本学では、教育研究の持続的な質の向上を目的に、平成30（2018）年度から教員評価制度を導入している。全教員は「教員評価シート（教育者行動評価、個人業績評価）」において、期首に当該年度の目標を設定し、それを年間の指針として教育研究活動に取り組み、期末に行う総括を通して次年度の目標設定に反映させることで、PDCAサイクルを実践している。また、教員の「アクティブ・ラーニング」への取り組みを促進するために、「教員評価シート」における年間目標の区分「教育の質保証に関すること」の選択項目に「アクティブ・ラーニング」「オフィスアワー」を設けている。多くの教員がこれらを選択し、具体的な活動方針を工夫・開発、実践することで「オフィスアワー」における学生の学修指導や相談

機会の確保と、「アクティブ・ラーニング」への取組みの促進と質的向上を図っている。

【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】

また、「オフィスアワー」に関しては、学務部学生支援チームが統括している。各教員が設定した実施時間・場所についての情報を各年度当初に、UNIPA を通じて公開し、学生の学修をはじめ広く学生生活全般にわたるケアの充実を図っている。

【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】

「FD 推進センター委員会による FD 活動の推進・統括」について

本学では、教員が大学運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質の向上、及び教員の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施を統括する目的で FD 推進センターを設置している。【資料 3-2-11】

FD 推進センターによる施策の具体的な運用には、学長指名による教員をセンター長として、教職員 9 名で構成する FD 推進センター委員会が当たっている。FD 推進センター委員会は、教授方法の工夫・開発及び改善のため年間を通じて、教員の学内研修を企画・運営している。令和 5（2023）年度は、FD 推進センター委員会が策定した「令和 5 年度名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」では、FD 活動を「(1) 教育 [基礎]」「(2) 教育 [展開]」「(3) 研究 [基礎]」「(4) 研究 [展開]」「(5) その他」に区分し、授業の内容及び方法の改善については、「(1) 教育 [基礎]」において次の活動を実施した。

- ・ 授業評価アンケート
- ・ 授業公開（参観）
- ・ FD ワークショップ

【資料 3-2-12】

本学では、平成 15（2003）年度から「学生による授業評価アンケート」を実施しており、令和 3（2021）年度からは、FD 推進センター委員会の主導により各年度前後期に全学生を対象に、UNIPA を通じて実施している。アンケート結果は、ホームページ上で「授業評価アンケート調査報告」として公表している。アンケートの設問の内容及び形式については、都度、実施結果を踏まえて FD 推進センター委員会にて検証され、各学部の特性を考慮したものに適宜、改善している。

【資料 3-2-13】【資料 3-2-14】【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】

教授法の改善に向けて、前述の調査報告とは別に、令和 4（2022）年度から、アンケート集計結果について、アンケート回答期間後に、UNIPA を通じて、教員・学生ともに集計結果を確認できるようにした。

芸術学部、教育学部では、教員間による授業の相互検証によって教授法改善や効果的实施を図る目的で、授業公開（参観）を実施している。見学後には授業実施教員と見学教員による意見交換の機会が設けられ、FD 推進センター委員会に報告される。ただし、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度はコロナ渦により、授業公開（参観）は実施されなかった。【資料 3-2-17】【資料 3-2-15】

令和 5（2023）年度においては、授業の内容及び方法の改善へ向けた取り組みとして以前から実施している授業評価アンケート、授業公開（参観）に加え、FD ワークショップを実施した。このワークショップにおいては、芸術大学の特徴と言える実技やゼミ科目における個人指導にあたり、学生の多様性に基づいた指導法の理解が必要であることから、他

大学から学生相談センター教員を講師として招聘し、学生指導のコツや現代学生の特徴について専門的な観点からの研修を実施した。そして、多くの教員が参加できるよう同内容の研修を4回開催した。

○ FD ワークショップ a 「大学教員基礎講座（教育編）」

日時：令和5（2023）年11月8日（水）18時30分～20時

令和5（2023）年11月16日（木）18時30分～20時

令和5（2023）年11月20日（月）18時30分～20時

令和5（2023）年12月5日（水）18時30分～20時

講師：鈴木健一氏（名古屋大学学生支援本部学生相談センター長/教授）

杉岡正典氏（名古屋大学学生支援本部学生相談センター准教授）

松本寿弥氏（名古屋大学学生支援本部学生相談センター教育連携室長/学術主任
専門職）

内容：大学全入時代と言われるなか、入学する学生の学修歴等は多様化しており、そのような学生に対し、成長を実感することにより自己肯定感を高める教育ができる教員の育成を目的に、大学教員としての基礎的な能力を身につける。

「コロナ禍における教授方法の工夫」について

令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度はコロナ禍の影響を受け、多くの大学同様、一部、オンライン授業の導入を迫られた。実技授業が大きな比重を占める芸術学部では、本来の授業と同等の質をオンライン授業下で維持することは困難であるが、システムのオンライン機能と各領域に即した在宅実技メニューを計画・実施することで、オンライン環境下における総合芸術大学としての実技教授法を開発し、効果的に実施した。【資料 3-2-18】 【資料 3-2-19】

<エビデンス集(資料編)>

【資料 3-2-7】 評価シートの記入に関する留意事項

【資料 3-2-8】 「教員評価シート（教育者行動評価、個人業績評価）」

【資料 3-2-9】 教員へのオフィスアワー設定用ウェブアンケート

【資料 3-2-10】 オフィスアワー/UNIPA での学生向け通知

【資料 3-2-11】 名古屋芸術大学センター設置規程

【資料 3-2-12】 令和5年度名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画

【資料 3-2-13】 2023年度後期授業評価アンケート実施についての学生掲示

【資料 3-2-14】 2023年度後期授業評価アンケート実施依頼文（教員用）

【資料 3-2-15】 令和5（2023）年度 FD 活動報告書

【資料 3-2-16】 本学ホームページ/学内・学生向け「授業評価アンケート調査報告」

【資料 3-2-17】 2023年度授業見学実施依頼文書

【資料 3-2-18】 クラスルームの使い方マニュアル

【資料 3-2-19】 各領域のオンライン授業実施要領通達

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

「建学の精神」「大学の目的」「大学の教育理念と目標」に則り、各「学部の目標」「学部の教育理念と目標」の主旨に沿った具体的到達目標について再検証し、それをディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーに反映させ、現行の教育課程の検証と改善を行う。

FD 推進センター委員会に関わる事業内容を検証し、学生アンケートや授業見学のフィードバックとその有効的な活用の在り方や手順を確立させ、適切に運用することで、持続的な教授法の改善と向上（PDCA サイクルの定着）を図る。

講義要綱（シラバス）の運用に関する環境の拡充は行われてきたが、内容を各領域、学科、コースの定めるディプロマ・ポリシーとの関連で検証・改善する取組みが脆弱である。これを所管する体制や仕組みを確立し、講義要綱（シラバス）の内容や作成に関わる教員への効果的なフィードバックを講じ、適切な運用を図る。

「全学総合共通科目」の教育課程及びその質の検証と改善を統括する体制を明確化し、カリキュラム・ポリシーに謳う「領域横断的に広く学ぶ」「キャリア形成を複眼的に図っていく」という目標の実現に向けた科目編成の充実を図る。

3-3. 学修成果の点検・評価【エビデンスを付ける必要あり】

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを踏まえ、その目的、達成すべき質的水準及び具体的な実施方法などについて、大学、教育課程、授業科目ごとにアセスメント・ポリシーを策定し、運用している。

【資料 3-3-1】

また、学生の学修到達度や満足度に対する調査として「学生による授業評価アンケート」「学生満足度調査」を実施した上で、点検・評価をしている。また IR センターでは、GPA や取得単位数を一元的に把握し、推移や学部領域ごとの状況を分析している。

【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

学修状況に関する点検・評価

①学修状況の把握

学修状況の把握のために「学生満足度調査」を行い、自宅学習の状況や将来のキャリアプラン、学内の学習環境やキャリア支援等の状況を把握・分析している。【資料 3-3-3】

②教育目的の達成状況

FD 推進センター委員会が全科目において「学生による授業評価アンケート」を実施し、学修状況を調査し、教育目的の達成度と合わせて集約している。各教員が、アンケート回答期間後に、UNIPA を通じて、集計結果を確認できるようにした。各集約内容の定量・定性分析をした結果をフィードバックし、それによって、教員が各科目における教育目的の達成状況を点検できるようにしている。

③学修ポートフォリオ

芸術学部では、学生が学修状況を自ら把握し、意欲の向上やキャリア形成に役立てられるように、学修ポートフォリオの作成を開始しており、その作成方法について、適切に指導している。

教育学部では、令和 4 (2022) 年度から、ウェブ上で学生が自身の学習への取組みを振り返り、その成果と課題を教員と共有することで、指導や以降の取組みに活かすためのシステムを導入する。

④在学生の学外での発表機会

学部や領域ごとに、学生の成果発表の機会を大学主催の事業として設けている。また、各種オーディションやコンクール、コンペティションに関する情報を提供し、学外における発表を推進している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 3-3-1】 アセスメント・ポリシー

【資料 3-3-2】 学生による授業評価アンケート

【資料 3-3-3】 学生満足度調査

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

1. 学修状況に関するフィードバック

①教育目的の達成状況に関する調査のフィードバック

教務学生生活センター委員会が学生の成績分布を科目ごとに取りまとめ、教育目的の達成状況について把握し、全学運営会議に報告している。

②個々の学生には、ディプロマ・ポリシーへの現時点での到達度を自ら把握し、今後の学修計画を立てることが可能となる仕組みを導入している（学修成果可視化システム Assessor）。

2. 学修成果に関する点検のフィードバック

①学修成果の発表の機会

卒業制作展や卒業演奏会など、学外に向けた学修成果の発表の場を設けている。また、発表だけではなく、学外の専門家からの評価を受ける場も設けることで、学内外からのフィードバックの機会としている。

②進路に関する点検のフィードバック

就職及び進学等に関する状況調査を毎年度実施しており、学修成果としての進路状況の把握に努めている。【資料 3-3-4】

<エビデンス集(資料編)>

【資料 3-3-4】 就職及び進学等に関する状況調査

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

学修成果の点検・評価は、令和元(2020)年度から導入したアセスメント・ポリシーに基づき、学生の入学時、在学中、卒業時の各段階において、大学全体レベル、学部・学科レベル、科目レベルで学生の学修成果に対する測定・評価指標を定め、実施している。今後もこのポリシーに基づいて、大学及び教育課程と授業科目ごとの学修成果の点検・評価を行い、その結果を教育の内容や方法及び学修指導の持続性、PDCA を意識して取り組んでいく。加えて、個々の学生のディプロマ・ポリシーへの到達度を担当教員が共有し、学修計画支援を行う体制整備を行っていく。

【基準 3 の自己評価】

本学は、「建学の精神」「大学の目的」「大学の教育理念と目標」「各学部の目的」「各学部の教育理念と目標」を踏まえてディプロマ・ポリシーを策定し周知しており、それに則り、厳正に単位認定や卒業認定等を行っている。

成績評価の公平性の確保と学生への説明責任を果たすために、各授業科目の成績の GPA 値分布を教職員と学生に公表している。GPA は、学生の学修指導において活用しており、累積値が 3 セメスターにわたって 1.0 未満の学生には、各学科の教務学生主任から、進路変更や退学勧告も考慮した指導を行っている。また、GPA を成績優秀者の授業料減免や学生表彰の選考にも活用している。

ディプロマ・ポリシーと一貫性を持たせたカリキュラム・ポリシーを策定し、本学ホームページに掲載し、内外に周知している。

「大学の教育理念と目標」に基づいて、各学部のカリキュラム・ポリシーを定め、それに従って各学部の教育課程を編成している。また、常に社会環境の変化や社会のニーズを踏まえた教育課程の見直しを行っている。

講義要綱(シラバス)は、FD 推進センター委員会で適宜点検し、継続的な改善を行っている。毎年、次年度開講科目の講義要綱(シラバス)作成に当たっては、作成依頼時に、適切なシラバス作成のためのガイドラインを全教員(非常勤講師も含む。)に配付し、作成されたシラバスは第三者によってチェックしている。

キャップ制によって、履修登録単位数の上限を年間 48 単位とし、単位制度の実質を保つ工夫を行っている。

教養教育を、「全学総合共通科目」として位置づけ、「一般科目群」「横断科目群」に区分している。卒業に必要な最低修単位数を設定し、専門教育に偏りすぎないバランスの良い人材養成教育を行っている。教養教育を担当する教員は、各領域・学科に所属しており、専門教育科目の担当教員と連携を図りながら授業に当たっている。

全教員が「学生による授業評価アンケート」の結果をもとに振り返り、所見及び継続する点、工夫した点、改善点を整理し、次年度の講義要綱（シラバス）に反映するようにしている。さらに、前年度の「学生による授業評価アンケート」の結果を参照することで、継続した教授方法の改善と工夫に取り組むという PDCA サイクルを展開している。

全学的な組織として、FD 推進センター委員会を設置し、教授方法の改善に関する様々な検討や企画運用を行っている。また、様々なアンケート調査、IR センターによる一元化データの分析等によって、学修成果の点検・評価を行い、その結果を教育の内容や方法及び学修指導の改善に活かしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の意思決定と教学マネジメントにおいて、学長が適切にリーダーシップを発揮できるよう学長を補佐する体制として、「名古屋芸術大学学則」第 45 条の 2 において副学長及び学長補佐を置くことができることを規定している。また、同第 45 条の 3、第 46 条及び第 47 条に図書館長、学部長及び学科長を置くことを規定しており、同第 47 条の 2 にその他必要な役職者を置くことができると規定している。【資料 4-1-1】

「名古屋芸術大学学則」第 47 条の 2 及び第 47 条の 3 に基づき、「名古屋芸術大学教員組織規則」を制定し、本学に置く副学長、学長補佐、附属図書館長、学部長、センター長、学科長、学科主任、領域主任及び教務学生主任の職務及び権限並びに任免その他の本学の教員組織に関して必要な事項を規定している。【資料 4-1-2】

本学に学長の職務を補佐させるための機関として、学長をその長とし、学長室を置くことを規定している。また、学長室に円滑な大学経営及び教育研究の遂行を図るための機関として、学長室会議及び全学運営会議を置くことを規定し、学長室会議の議長は学長をもって充てること、全学運営会議の議長は学長から権限移譲された芸術学部長をもって充てることが規定されている。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

その他、本学として戦略的に推進すべき基本的な施策その他の本学の重要施策のうち、特定のものに係る専門的な調査並びに企画を立案させるために、学長室会議にプロジェクトチームを置くことができると規定している。【資料 4-1-3】

「名古屋芸術大学ガバナンスコード」において、理事会の権限の一部を学長に委任することが規定され、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、

副学長、学長補佐、学部長等の任命及び教員採用等については、学長の意向が十分反映されるよう努めることが規定されている。【資料 4-1-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】 【資料 F-3】 名古屋芸術大学学則 第 45 条の 2～第 47 条の 2

【資料 4-1-2】 名古屋芸術大学教員組織規則

【資料 4-1-3】 名古屋芸術大学学長室会議規程

【資料 4-1-4】 名古屋芸術大学全学運営会議規程

【資料 4-1-5】 名古屋芸術大学ガバナンスコード

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、副学長、学長補佐、附属図書館長、学部長、センター長、学科長、学科主任、領域主任及び教務学生主任（以下「管理職」という。）の任免は、学長の上申により理事会の議を経て、理事長が行うと規定している。また、管理職の職務、任期について「名古屋芸術大学教員組織規則」及び「名古屋芸術大学教員の管理職の任期に関する規程」により規定され、適切に運用することにより、権限の分散と責任体制の構築を図っている。

【資料 4-1-2】 【資料 4-1-6】

本学における審議機関及び諮問機関は【資料 図 4-1-1】のとおりである。

<審議機関>

学長室会議及び全学運営会議は、「名古屋芸術大学学長室会議規程」、「名古屋芸術大学全学運営会議規程」により任務、所掌業務、組織（構成員）が規定されている。現在、両会議とも毎月 1 回開催し、学長室会議においては本学の経営（常任理事会からの諮問事項）及び教育に関する重要施策について学長の業務を助けることを任務とし、大学の重要事項に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事項等を所掌業務として規定している。全学運営会議においては、学長室会議及び経営本部会議からの諮問事項並びに芸術学部及び教育学部の円滑な運営に関する事項を所掌業務として規定している。【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】

各センターは、本学として戦略的に推進すべき基本的な施策その他大学の重要施策のうち、各学部等の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を担当する機関としており、全学センターとしてキャリアセンター、国際交流センター、生涯学習センター、メディア教育センター、子どもコミュニティセンター、教務学生生活センター、IR センター、FD 推進センター及びアート&デザインセンターを、芸術学部 に技術センターを設置している。各センターにセンター委員会を置き、「名古屋芸術大学センター設置規程」に規定する所掌業務に関する重要事項を審議している。【資料 4-1-7】

同規程では、任務、所掌業務、委員会組織及び任期等を規定し、学内で発生する日常的課題の解決を行うことで円滑な大学運営を行うことが可能になっている。各センターの所掌業務に関する重要事項を決定する場合は、全学運営会議に報告し承認を得ることとなっている。

大学院委員会は、学長を委員長として本学大学院の運営に関する重要事項を審議し、大

学院学則その他大学院全体に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項等を所掌業務とし、「名古屋芸術大学大学院委員会規程」により組織（構成員）等を規定している。【資料 4-1-8】

<諮問機関>

教育課程諮問委員会は、学長の諮問に応じ本学の教育課程の編成の基本方針、開設する授業科目その他の教育課程の編成及び授業を担当すべき教員の割当等を調査審議することを所掌業務とし、大学全体の見地から、本学に開設すべきふさわしい教育課程の構成を行う機関である。【資料 4-1-9】

学部教授会は、学長の諮問機関として芸術学部及び教育学部に設置され、学部長を議長とし学部の専任教員（学長、副学長及び学長補佐を除く。）により構成されている。学部教授会の所掌事務は、学生の入学及び卒業、学位の授与及び教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものと規定されており、原則月 1 回開催している。【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】【資料 4-1-12】

研究科委員会は、研究科長を議長とし、学長の諮問に応じ研究科の教育・研究・運営に関して必要な事項について審議し、大学全体の運営に関わる事項については、審議の結果を学部教授会に報告すると規定している。【資料 4-1-13】

本学では、従来、管理職を専任教員の互選で選出していた体制を学長による指名に改め、細分化されていた規程を見直し、組織及び管理職に関する規程を再整備することにより管理職の職務及び責任を明確化している。また、各機関の関係性を規程により明確化し、学長室会議を最高意思決定機関として位置付けることにより、大学の経営及び教育研究を大きく推進させるとともに、危機管理体制も一本化することが可能となった。これにより、課題に迅速に対応できる体制となっている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-6】名古屋芸術大学教員の管理職の任期に関する規程

【資料 4-1-7】名古屋芸術大学センター設置規程

【資料 4-1-8】名古屋芸術大学大学院委員会規程

【資料 4-1-9】名古屋芸術大学教育課程諮問委員会規程

【資料 4-1-10】名古屋芸術大学学部教授会規則

【資料 4-1-11】名古屋芸術大学学部教授会運営規程

【資料 4-1-12】教授会規則に規定する教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める学長裁定

【資料 4-1-13】名古屋芸術大学大学院研究科委員会規程

【資料 図 4-1-1】審議機関及び諮問機関

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務部門は、従来、理事長が所管する法人事務局と学長が所管する大学事務部に分別され、業務を二重に行う等の不効率な実態であったが、実効性のある形で業務を推進するためには、事務組織の機能・業務の再定義、及びガバナンス（管理・統制）の見直し

が必要不可欠と判断し、法人と大学にあった事務部門を統合し、令和2（2020）年10月1日から名古屋自由学院経営本部（以下「経営本部」という。）を設置した。

経営本部の機能について、「名古屋自由学院事務組織規程」を定め、学院の経営、大学等の教育研究その他学院業務の実施を統括する機関とし、学院並びにその設置する大学等の業務の実施に関し必要な事務を分掌する組織に適用する範囲を同規程で規定している。

【資料 4-1-14】

大学運営に係る業務は、多様化・複雑化し従来の縦割り型の業務分担では対応が困難な事例も発生しており、これからの事務組織の役割を勘案すると、縦割り組織を見直し、重点領域に沿って機能を横断的に再編・設計することが必要と判断し、大学から事務部門を切り離し、本学のみならず学院を取り巻く環境変化への適応及び経営課題の解決、多様化・複雑化する業務への対応を見据え、事務組織として担う機能・分掌業務の再定義、ガバナンス（管理・統制）の見直しを行った。

経営本部に4つの部を設置、各部の下に3から4つのチームを設置し、組織運営上必要な業務を法人・大学の各組織が行い教員・学生等へ提供している。本学院の事務組織図は【資料 図 4-1-2】のとおりとなっている。

また、経営本部に設置する担当及び各部の業務分掌は以下のとおり規定され、適切な事務職員を配置するとともに、表 4-1-1 のとおり役割を明確化し業務を遂行している。

表 4-1-1

経営本部長直轄	
室・チーム・担当	分掌内容
経営・戦略企画担当	1 企画・渉外に関すること (1) 学院の将来構想に関すること (2) 認証評価に関すること (3) 文部科学省との対応に関すること (4) IR（インスティテューショナル・リサーチ）に関すること (5) 各種調査統計及びその連絡調整に関すること (6) 情報システムの構想・企画・計画・開発に関すること (7) 情報セキュリティ対策に関すること (8) 法的な諸問題に関すること 2 事業・財務に関すること (1) 中期・短期事業計画の策定及び事業実施報告に関すること (2) 子会社に関すること 3 組織・人事に関すること (1) 学院の機構改革に関すること (2) 人事方針・戦略の立案・管理に関すること (3) 要員計画・管理に関すること 4 その他事項 (1) その他理事長及び学長の特命事項に関すること

名古屋芸術大学

業務部	
室・チーム・担当	分掌内容
	1 文部科学省及び関係機関との対応に関すること
総務チーム	<p>1 総務業務に関すること</p> <p>(1) 学院の庶務関係事務について総括し、連絡調整すること</p> <p>(2) 理事会、評議員会、学長室会議、その他学院の諸会議に関すること</p> <p>(3) 役員に関すること</p> <p>(4) 学部などの設置認可申請に関すること</p> <p>(5) 学則変更などに係る所管官庁への届出・報告事務に関すること</p> <p>(6) 学院の式典及び諸行事の実施に関すること</p> <p>(7) 公文書の接受、発送及び整理・保存に関すること</p> <p>(8) 学院の公印の管守に関すること</p> <p>(9) 郵便物の受領、配布及び発送に関すること</p> <p>(10) 印刷物、事務用品等の発注及び購入に関すること</p> <p>(11) 理事長・学長等の秘書事務に関すること</p> <p>(12) 学院報の発行に関すること</p> <p>2 管財業務に関すること</p> <p>(1) 学院の施設の整備に関し、調査・企画・調整すること</p> <p>(2) 施設の取得、処分及び賃貸借に関すること</p> <p>(3) 施設に係る工事契約及び施工並びに連絡調整に関すること</p> <p>(4) 不動産の調査及び登記、認可及び届出等に係る法務事務及び税務事務に関すること</p> <p>(5) 施設の維持管理及び構内の環境整備に関すること</p> <p>(6) 構内の防災及び警備保障に関すること</p> <p>(7) 清掃及び整備に関すること</p> <p>(8) 損害保険に関すること</p> <p>(9) 固定資産管理台帳の作成及び整理に関すること</p> <p>(10) 設備備品の購入、管理、修繕、リース契約等の連絡調整に関すること</p> <p>(11) 物品の購入、管理、廃棄手続き等に関すること</p> <p>(12) 光熱水費、土地、施設などの事務処理手続きに関すること</p> <p>(13) 施設及び物品の貸与に関すること</p> <p>(14) 避難訓練に関すること</p> <p>(15) その他管財・営繕に関すること</p> <p>3 IT業務に関すること</p> <p>(1) 情報システムの推進に関すること</p> <p>(2) 情報システムの管理運営に関すること（他の部・チームの主</p>

業務部	
室・チーム・担当	分掌内容
	<p>管に属するものを除く)</p> <p>(3) 各種サーバーの運用管理に関すること</p> <p>(4) ホームページ等の運用管理に関すること</p> <p>(5) ネットワークシステムの管理運営に関すること</p> <p>(6) 情報セキュリティに関すること</p> <p>(7) メディア教育センターに関すること</p> <p>(8) その他IT業務に関すること</p> <p>4 図書館業務に関すること</p> <p>(1) 附属図書館連携業務に関すること</p> <p>(2) 運営管理の関連業務に関すること</p> <p>(3) 統計関連の業務に関すること</p> <p>(4) 北名古屋市図書館との連携業務に関すること</p> <p>(5) その他図書館業務に関すること</p> <p>5 技術管理業務に関すること</p> <p>(1) 工房等の管理運営に関すること</p> <p>(2) 工房等に関する施策の企画及び立案に関すること</p> <p>(3) 技術センターに関すること</p> <p>(4) 劇物、毒物の管理に関すること</p> <p>(5) その他技術管理業務に関すること</p> <p>6 演奏・楽器関係業務に関すること</p> <p>(1) 3号館ホールなどの使用に関すること</p> <p>(2) 楽器の貸し出し及びメンテナンスに関すること</p> <p>(3) 設営に関すること</p> <p>(4) その他演奏・楽器に関すること</p>
財務・経理チーム	<p>1 経理業務に関すること</p> <p>(1) 学院の会計事務を総括し、連絡調整すること</p> <p>(2) 予算編成及びその執行に関すること</p> <p>(3) 予算管理業務に関すること (科学研究費助成金の執行管理を含む)</p> <p>(4) 中間決算及び決算業務に関すること</p> <p>(5) 財産目録及び財務諸表に関すること</p> <p>(6) 租税公課に関すること</p> <p>(7) 退職給与引当金の計算に関すること</p> <p>(8) 学院の公印のうち銀行取引印の管守に関すること</p> <p>(9) 支払業務に関すること</p> <p>(10) 金銭の出納及び保管に関すること</p> <p>(11) 会計諸帳簿の記帳及び保管に関すること</p>

名古屋芸術大学

業務部	
室・チーム・担当	分掌内容
	<ul style="list-style-type: none"> (12) 報酬(手数料) に関する事 (13) 旅費の清算に関する事 (14) その他経理業務に関する事 <p>2 財務業務に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 資産計画及び資金調達に関する事 (2) 資産の運用計画及びその執行に関する事 (3) 財務関係諸帳簿の記帳及び保管に関する事 (4) 学納金チェック、その他収入業務に関する事 (5) その他財務業務に関する事
人事チーム	<p>1 人事・給与業務に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 人事策定及び賃金計画の立案・調整に関する事 (2) 教職員人事制度の制定・改定、人事システム企画に関する事 (3) 教職員の人員計画及び採用計画に関する事 (教員に関するものは除く) (4) 教職員の任免その他進退に関する事 (教員の任免に関する事は除く) (5) 教職員の栄典及び賞罰に関する事 (6) 人事記録の作成及び保管に関する事 (7) 教職員の勤務に関する事 (8) 教職員の給与に関する事 (9) 非常勤講師及び非常勤職員の雇用契約に関する事 (10) 教職員の人件費管理に関する事 (11) 教職員の教育研修に関する事 (12) 教職員組合に関する事 (13) 教職員の労務管理に関する事 (14) その他人事・給与業務に関する事 <p>2 福利関係業務に関する事</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の福利に係る事業の企画・実施・調整に関する事 (2) 教職員の保険及び安全衛生に関する事 (3) 教職員の私学共済組合その他社会保険に関する事 (4) 退職者の各種年金及び保険に関する事 (5) 私立学校退職金財団に関する事 (6) その他福利関係業務に関する事
幼稚園運営チーム	<p>1 幼稚園の管理運営に関する事</p> <p>2 愛知県及び名古屋市との対応に関する事</p> <p>3 園児関係業務に関する事</p>

名古屋芸術大学

業務部	
室・チーム・担当	分掌内容
	(1) 入園時及び卒園時の事務に関する事 (2) 施設等利用費に関する事 (3) 園児の権利及び厚生に関する事 (4) その他園児関係業務に関する事

広報部	
室・チーム・担当	分掌内容
	1 文部科学省及び報道等関係機関との対応に関する事 2 広報戦略の策定に関する事
ブランディングチーム	1 学院・大学の広報業務に関する事 (1) 名古屋芸術大学グループの広報窓口業務に関する事 (2) 名古屋芸術大学グループ通信の発行に関する事 (3) 学院案内の発行に関する事 (4) 新聞、雑誌、交通及び看板広告を利用した広報に関する事 (5) ホームページのコンテンツに関する事 (6) 学院の広報活動の統制に関する事
学生募集チーム	1 本学主催、本学主催以外の進学説明会に関する事 2 高校、レスナー、美術研究所等の訪問に関する事 3 募集要項などの入試広報活動の基本となるツールの制作に関する事 4 入試データの収集及び分析に関する事 5 入試の実施に関する事 6 イベントの企画及び運営に関する事（学外含む） 7 研究生、科目等履修生及び3年編入生に関する事（募集活動に関するもの） 8 その他学生募集業務に関する事
国際交流チーム	1 学術交流協定の締結に関する事 2 学術交流指定校との交流業務に関する事 3 英語語学研修制度に関する事 4 留学生（国費・交換・私費・別科等）に関する事（受け入れ、修学上及び生活上の支援・指導助言は除く） 5 海外からの視察等に関する事 6 国際交流センターに関する事 7 その他国際交流業務に関する事

名古屋芸術大学

学務部	
室・チーム・担当	分掌内容
	1 文部科学省及び関係機関との対応に関すること
教務チーム	<p>1 教務関係業務に関すること</p> <p>(1) 全学運営会議、教授会、その他教務関係の諸会議に関すること</p> <p>(2) 教員の人員計画及び採用計画に関すること</p> <p>(3) 教員の任免に関すること</p> <p>(4) 履修に関すること</p> <p>(5) 成績に関すること</p> <p>(6) 定期試験に関すること</p> <p>(7) 授業に関すること（教育研究に関するものを除く）</p> <p>(8) 転学部、転学科、転領域、転コースに関すること</p> <p>(9) 単位互換に関すること</p> <p>(10) 研究生、科目等履修生及び3年編入生に関すること（募集活動に関するものは除く）</p> <p>(11) 入学時及び卒業時の事務に関すること（教務に関するものに限る）</p> <p>(12) 証明書に関すること（教務に関するものに限る）</p> <p>(13) 教務学生生活センターに関する事務の分担処理に関すること（教務に関するものに限る）</p> <p>(14) 専任教員採用等設置計画変更書の作成に関すること</p> <p>(15) 研究生の受入及び修了に関すること</p> <p>(16) その他教務全般に関すること</p> <p>2 教職及び教育実習指導関係業務に関すること</p> <p>(1) 各免許及び資格取得状況の管理に関すること</p> <p>(2) 各免許及び資格取得希望状況の管理に関すること</p> <p>(3) 実習に関する指導及び助言に関すること</p> <p>(4) キャリアセンターに関すること（免許等に関するものに限る）</p> <p>(5) 各免許、資格の申請及び発行に関すること</p> <p>(6) 証明書に関すること（免許等に関するものに限る）</p> <p>(7) 履修カルテに関すること</p> <p>(8) 教員免許課程認定申請書の作成に関すること</p> <p>(9) 教員免許状更新講習に関すること</p> <p>(10) その他免許等及び教育実習全般に関すること</p> <p>3 FD推進業務に関すること</p> <p>(1) FD推進センターに関すること</p> <p>(2) ファカルティミーティングに関すること</p>

名古屋芸術大学

学務部	
室・チーム・担当	分掌内容
教育研究支援チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学等の設置に係る設置計画履行状況報告書の作成に関する こと 2 科学研究費助成金の申請・獲得業務に関すること 3 研究政策に関わる調査・企画・立案に関する業務 4 研究費、研究助成及び出版助成等研究支援に関する業務 5 教育研究の環境・インフラの整備に関する業務
学生支援チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 学生関係業務に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生（学籍）の異動に関すること (2) 入学時及び卒業時の事務に関すること（学生生活に関する ものに限る） (3) 学生の権利及び厚生に関すること (4) 学生自治会及び課外活動に関すること (5) 証明書に関すること（学生生活に関するものに限る） (6) 教務学生生活センターに関すること（学生生活に関するも のに限る） (7) 学生相談室の管理運営に関すること (8) 学生相談に関すること (9) その他学生関係業務に関すること 2 キャリアサポート関係業務に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生の就職及び進学に関すること (2) 学生のキャリア形成支援に関すること (3) アルバイトの斡旋に関すること (4) 進路調査に関すること (5) キャリアセンターに関すること（就職に関するものに限る） (6) 学外の活動（インターンシップ）に関すること (7) その他キャリアサポート・就職に関すること

地域・社会連携部	
室・チーム・担当	分掌内容
	<ol style="list-style-type: none"> 1 文部科学省及び関係機関との対応に関すること
産官学連携・ 知財チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 産官学連携に関すること 2 受託事業又は受託研究に関する契約手続き・管理業務に関する こと 3 外部資金獲得に関すること 4 知的財産の管理・活用に関する業務
社会貢献支援・ネット ワークチーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会貢献活動業務に関すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習センターに関すること

地域・社会連携部	
室・チーム・担当	分掌内容
	<ul style="list-style-type: none"> (2) 子どもコミュニティーセンターに関すること (3) 地域交流センターに関すること (4) その他社会貢献活動業務に関すること 2 事業開発推進業務に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 学院内「名古屋芸大生夢サポート募金」の周知徹底及び実施に関すること (2) 学院外「名古屋芸大生夢サポート募金」の周知募集拡大の企画・立案及び実施に関すること (3) 学院設置校の周年事業の実施に伴う寄附募集の企画・立案及び実施に関すること (4) 学内リソースの掘り起こし&事業化支援に関すること (5) その他事業開発・寄附事業の企画・開発に関すること 3 コミュニティ・ネットワーク関係業務に関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 卒業生・保護者、後援会等への情報発信に関すること (2) 卒業生・保護者、後援会等との関係強化に関すること (3) 卒業生進路の把握に関すること
演奏・ギャラリー事業 チーム	<ul style="list-style-type: none"> 1 演奏会の企画・広報に関すること 2 演奏関係業務に関すること 3 名古屋芸術大学が設置する楽団の運営に関すること 4 アート&デザインセンターに関すること <ul style="list-style-type: none"> (1) 展覧会に関すること（企画・広報、スケジュール、搬入、搬出及び運営に関することを含む） (2) 企画展に関すること (3) ニュースの発行に関すること (4) その他、運営に関すること 5 学生等が発表する重要な演奏会(卒展演奏会)及び展覧会(卒展等)に関すること

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-14】名古屋自由学院事務組織規程

【資料 図 4-1-2】事務組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学校教育法の改正により、迅速な意思決定ができるよう学長のリーダーシップの下に戦略的に大学を運営できるガバナンス体制が構築できるようになったことに呼応し、従前では議論に時間を費やし、結果的に行動を起こすことができなかつた大学運営体制を改め、問題、課題に迅速に対応できる組織及び規程を整備してきた。それらにより、社会が求め

る学びの体系を追求した新たな領域及びコース設置が可能となり、学内が活性化している。

一方、学長をはじめとする大学運営執行体制が強力なリーダーシップを発揮したことにより、一部の大学構成員による議論が大学改革の中心となっていることから、本学の使命を果たすため、構成員全員が意思決定までの過程で関係する体制を整備していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1 教員の採用

本学では、学長の諮問に応じて教育課程の編成の基本方針、開設する授業科目等を調査審議する教育課程諮問委員会を設置しており、三つのポリシーに基づき本学に開設すべき授業科目を調査し、審議している。本学に必要な授業科目を設定する際、専任教員が担当すべき授業科目であって学内に適任者が不在の場合、「名古屋芸術大学教員人事規則」に基づき教員採用を計画する。【資料 4-2-1】

①採用枠の設定の上申及び採用枠の設定

本学における教員採用は、人事委員会において教員採用計画を立案し、人事委員会の勧告に基づき学長から採用枠を理事会に上申する。上申された採用枠は、理事会の承認により採用枠を設定することが規定されている。

②採用候補者の募集

学長は、採用枠設定がされた場合、速やかに人事委員会に対して専任教員の募集を行うことを命じ、人事委員会は速やかに募集を行うことが規定されている。

③選考

応募のあった者から本学の教員として相応しい採用候補者を、人事委員会の推薦により学長が決定する。その際、あらかじめ、当該推薦に係る採用候補者の業績及び資格について、業績資格審査委員会に諮問することを規定している。

④採用

以上の手続きを経て、専任教員の採用は学長の上申により、理事会の承認を経て、理事長が行うことが規定されている。

2 昇任

専任教員の昇任について、「名古屋芸術大学教員人事規則」に基づき、人事委員会の勧告及び学長の上申により理事会の承認を得て、理事長が昇任させることが規定されている。

人事委員会が勧告をする際、あらかじめ、当該勧告に係る教員の業績、資格、及び本学の運営に参画することが可能な管理職能力等について、業績資格審査委員会に諮問するこ

とが規定されている。業績資格審査委員会は、前項の諮問を受けたときは、遅滞なく必要な調査及び審査を行い、人事委員会に答申することが規定されている。

また、本学の昇任基準は、以下のとおり規定されている。【資料 4-2-1】

職位	資格
教授	本学において専任准教授として8年以上の経歴 その他、大学設置基準第13条に規定する資格
准教授	本学において専任講師として6年以上の経歴 その他、大学設置基準第14条に規定する資格
講師	本学において専任助教として4年以上の経歴 その他、大学設置基準第15条に規定する資格

3 教員の配置

本学の学部及び研究科の教員配置は、表 4-2-1 のとおりである。本学の教員配置は大学設置基準及び大学院設置基準が求める基準を十分満たしており、学部の在籍学生数に対する専任教員 1 人当たりの学生数は 23.1 人である。専任教員のほかに兼任教員も講義、演習及び実技科目も複数担当しており、専任教員に兼任教員を加えた教員 1 人当たりの学生数は 4.8 人となり、「BORDERLESS」を標榜し、本学に設置する複数の学科及びコースの科目を横断して学修させる教育課程に十分な教員を配置している。

表 4-2-1 学部及び研究科の教員配置

学部	学科	領域	基準専任教員数		専任教員数					兼任教員数
			学部別	収容定員に 応じた 教員数	教授	准教授	講師	助教	合計	
芸術	芸術	音楽	23 (12)	25 (13)	13	12	7	0	32	375
		舞台芸術			1	3	1	0	5	
		美術			8	5	1	0	14	
		デザイン			9	10	9	1	29	
		芸術教養			1	1	1	0	3	
教育	子ども	—	10 (5)		10	5	3	0	18	17
合計			58 (30)		42	36	22	1	101	392

名古屋芸術大学

研究科	課程	基準専任教員数		研究指導		研究指導 補助教員	兼任 教員数
		研究指導 教員	研究指導 教員+ 補助教員	教員	うち教授		
音楽	修士	9	13	11	9	0	27
美術	修士	4	6	9	5	1	
デザイン	修士	4	6	10	5	0	
人間発達学	修士	3	6	4	3	2	3
合計		31		34	22	3	30

専任教員の職位別・男女別構成比は表 4-2-2 のとおりである。教授 42 人、准教授 36 人、講師 22 人、助教 1 人であり、教授の比率は全教員の 41.6% である。また、全教員 101 人のうち、女性教員の比率は 25.7% となっており、令和元（2019）年度学校基本調査の全大学女性教員比率 25.3% を超えている。このことから、本学は男女共同参画を推進していると言える。

表 4-2-2 専任教員の職位別・男女構成比

学部	教授			准教授			講師			助教					
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
芸術	24	8	32	24	7	31	11	8	19	1	0	1	60	23	83
	75.0 %	25.0 %	/	77.4 %	22.6 %	/	57.9 %	42.1 %	/	100.0 %	0.0 %	/	72.2 %	27.8 %	/
教育	10	0	10	2	3	5	3	0	3	0	0	0	15	3	18
	100.0 %	0.0 %	/	40.0 %	60.0 %	/	100.0 %	0.0 %	/	0.0 %	0.0 %	/	83.3 %	16.7 %	/
全体	34	8	42	26	10	36	14	8	22	1	0	1	75	26	101
	81.0 %	19.0 %	/	72.2 %	27.8 %	/	63.6 %	36.4 %	/	100.0 %	0.0 %	/	74.3 %	26.0 %	/

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】名古屋芸術大学教員人事規則

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

1 FD 組織

本学は、「名古屋芸術大学組織規程」により、ファカルティ・ディベロップメント（教員

の能力開発)の推進に関してFD推進センターを置くことを規定している。FD推進センターは、「名古屋芸術大学センター設置規程(以下「センター設置規程」という。)」において、本学における教育研究及び管理運営の改善及び向上に資するため、ファカルティ・ディベロップメントの推進を図ることを任務とし、センターの重要施策に関して企画及び立案並びに総合調整に資するため、FD推進センター委員会を置くことを規定している。

【資料4-2-2】【資料4-2-3】

FD推進センター委員会は、教育研究に携わる教員の資質並びに授業の内容及び方法を改善し向上させるため組織的な取り組みを行い、教員及び事務職員により同委員会を構成していることから、教員と事務職員との協働関係を確立するために必要となる体制を検討しており、FDに関する調査研究を通じて本学のFD推進を図っている。

FD推進センター委員会は、「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」を立案し、令和5(2023)年度は、FD活動テーマIとして設定した「学生の学修成果の可視化」に基づき、教育内容・方法等の改善の工夫・開発について、「教育[展開]」という枠組みにおいて、学修成果の可視化に向けた体系的な取り組みとして、次の活動を実施した。

- ・ FD 講演会
- ・ FD ワークショップ
- ・ 領域/学科FD分科会

なお、授業評価アンケートについて「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」では、令和5(2023)年度は、「教育[基礎]」という枠組みにおいて、授業内容及び方法の改善を主たる目的として実施した。(評価の視点3-2-⑤「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」に記載。)【資料4-2-4】

2 FD 講演会

教育内容・方法等の改善の工夫・開発に関し、学修成果の可視化に向けた体系的な取り組みを通じ実施することとし、全学的な理解を深めるためFD推進センター委員会は、令和5(2023)年度に次の講演会を開催した。

- FD 講演会 a「なぜ学修成果を可視化しなければならないのかー文教施策の動向からー」
日時：令和5(2023)年6月14日(水)15時~16時30分
講師：濱野史雄氏(株式会社学びと成長しくみデザイン研究所取締役)
内容：テーマIの導入として、学修成果可視化の必要性について、文教施策の動向から理解を深める。
- FD 講演会 b「学修成果可視化システム導入の意義、目的ー学修ポートフォリオ、ディプロマ・サプリメントとはー」
日時：令和5(2023)年6月21日(水)16時~17時30分
講師：濱野史雄氏(株式会社学びと成長しくみデザイン研究所取締役)
内容：令和6(2024)する学修成果可視化システム「Assessor」について、導入すれば何ができるようになり、学生そして教員にとって、どのようなメリットがあるのか、また運用に向け、どのような準備が必要なのか、最終成果物(可視化さ

れた学修成果)となるディプロマ・サプリメント及び学修成果の蓄積である学修ポートフォリオをイメージしながら、システム導入の意義、目的について確認する。

3 FD ワークショップ

教育内容・方法等の改善の工夫・開発に関し、学修成果の可視化に向けた体系的な取り組みを通じ実施することとしているが、具体的には、コース(履修モデル)ごとに設定した「育成を目指す力」を身につけるための科目配置(カリキュラム・マップ)を再検討する過程において、各科目の到達目標についても再検討、再設定することとしている。そのように再検討、再設定された各科目の到達目標を達成するためには、現行の教育内容・方法等の改善の工夫・開発についても検討する必要がある。この過程を、まずは教育課程編成の責任者(学科長、主任、主任補佐等)が体験するFDワークショップを開催した。

○ FD ワークショップb「各科目の到達目標の設定からカリキュラム・マップの作成まで」

日時：令和5(2023)年7月5日(水)16時30分～18時30分

講師：濱野史雄氏(株式会社学びと成長しくみデザイン研究所取締役)

内容：「人材育成構想の再整備」を中心に据えた、そのための手段(ツール)としての学修成果可視化システム(Assessmentor)の導入は、科目の到達目標を起点とし、各コースの人材養成像、それを集約した各領域/学科の人材養成像の再整備へと繋がる。システム運用の起点となる各科目の到達目標の設定と設定した到達目標を用いたカリキュラム・マップの作成について、システム導入に必要な作業として実際に体験する。

4 領域/学科FD分科会

FDワークショップにおいて、コースごとの科目配置(カリキュラム・マップ)、そしてそれを検討する過程における各科目の到達目標の再設定、さらにはその到達目標を達成するための教育内容・方法等の改善の工夫・開発を体験した教育課程編成の責任者(学科長、主任、主任補佐等)の主催の元、カリキュラム・マップ、各コースの科目の到達目標の再設定等について検討した。

5 人事評価制度

本学が目指す事業計画の成果・実績を生み出すため、専任教員が大学運営を担う存在として責任を果たし、必要な役割に沿った適切な行動を実行することを促すことを目的とし、平成30(2018)年度から人事評価制度を導入している。

評価の全体像として、「教育職員としての活動(個人業績評価)」と「教育者としての活動(教育者行動評価)」に分けて評価しており、年度の始め(期首)に立てた計画を基に、年度の終わり(期末)に専任教員全員の評価を決定する。評価結果の反映は、次年度夏期手当及び次年度昇給を対象としており、昇任、役職任免の参考情報としても活用している。

人事評価は目標管理型評価を採用しており、所属する学部の学部長、学科長又は領域主任(以下「評価者」という。)が所属教員の計画した計画内容を期首面談により確定させ、その後、前期終了後の時期に教員自身が計画内容を振り返り現状の状況の評価者と確認す

る中間面談を行う。期末には、中間面談を踏まえた最終的な計画内容の進捗を基に、評価者と期末面談を行い、評価者が所属教員の評価を最終決定する。

人事評価について、公正かつ公平な評価を行うため、「人事評価調整委員会規程」を定め、同規程により設置する人事評価調整委員会の議論を経て、学長が最終評価を行うこととしている。

人事評価制度の導入により、授業評価アンケート結果とともに教員自身の翌年度以降の成果創出や改善に繋げる制度として機能させている。【資料 4-2-5】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】名古屋芸術大学教員人事規則

【資料 4-2-2】名古屋芸術大学組織規程

【資料 4-2-3】名古屋芸術大学センター設置規程

【資料 4-2-4】「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」

【資料 4-2-5】人事評価調整委員会規程

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

人事委員会が策定する教員採用計画に基づき、退職に伴う教員採用について、原則として年齢の若い教員を採用することで、これまで高齢化していた教員の年代別構成割合も 30 代及び 40 代で教員全体の 36.3%まで増加し、新たな価値観や手法の教授に対応できる体制となってきた。【資料 4-2-6】引き続き、人事委員会の教員採用計画に則り専任教員を採用し、年齢構成の適正化を図りながら教員配置を検討していく。

人事評価制度導入から 7 年を迎え、教員の意識が変化し個人の活動をどのように大学運営に反映していくか、教員個人が深く考える契機になっており、人事評価の定着と一層の改善を行うことで教員の能力向上を図っていく。

教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」を策定し、学修成果の可視化に向けた体系的な取り組みにおいて組織的に実施しており、令和 6（2024）年度以降も同計画に組み入れ、設定した「育成を目指す力」や、それを身につけるための科目配置（カリキュラム・マップ）、そして各科目の到達目標についてアセスメントする過程において検討することを予定している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-6】専任教員年代別構成

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

1 職員研修

事務職員に対して、現在又は将来就くことが予想される職の職務と責任の遂行に必要な知識、技能等を修得させ、その他その遂行に必要な職員の能力、資質等を向上させる目的として、「名古屋自由学院事務職員研修規程」を定め、職場内研修、職場外研修という学内外の研修を規定している。【資料 4-3-1】

(1) 職場内研修

各チーム等において、チームリーダー等がチーム等の職員を対象として行う研修。原則として、年2回実施する。日常の執務を通じて、その職務を遂行する上で必要な知識、能力等を習得させるため行う研修として位置付けている。

(2) 職場外研修

全体研修、実務研修、管理職研修及び新任職員研修を規定し、各年度の研修計画に基づき、管理運営、教育・研究支援等を含めた資質の向上を図ることを目的としている。その他、学外の諸機関が主催する各種説明会、講習会、セミナー等に参加するため、職員を派遣して行う研修も実施している。

(3) 自己啓発研修

「名古屋自由学院事務職員研修規程」第10条において、職員が勤務時間外に職務に関連する課題について、学外の機関等において行う研修として、自己啓発研修を規定している。

なお、令和5(2023)年度のSD研修実績は、以下の研修を実施した。

◆職場内研修

各チーム等において「人材養成計画」を策定し、「職場内研修」を2回以上計画・実施した。

◆全体研修

令和5(2023)年度は表1のとおり2回開催し、専任事務職員の出席率(動画視聴を含む)は98.0%であった。

◆実務研修・管理職研修

令和5(2023)年度は、業務遂行上必要とされる知識・技能の修得を図るため、また、広く一般的な知識、技能の修得及び能力の向上を図るため、オンライン研修のDELTACollegeを利用して1人1講座以上受講し、専任事務職員の受講率は92.0%であった。

表1

テーマ	日程	講師	受講者数	出席率
認証評価(第三者評価)に関する研修	7/26(水) 14:00~16:00	陸 鐘旻 氏 (公益財団法人日本高等教育評価機構 評価事業部兼評価研究部部長)	49人	98.0%

テーマ	日程	講師	受講者数	出席率
大学評価を向上させる 3つの職員力 ～「IR力」「プレゼンテーション力」「ネットワーク力」～	9/27(水) 14:00 ～15:30	中村昭典 氏 (前名古屋経済大学 経営学部教授、副学長)	49人	98.0%

2 人事評価制度

平成 31 (2019) 年度から、教員と同様に専任事務職員一人ひとりの活力を高め、組織を活性化することにより本学が目指す将来・方向性に向けた取り組みを強力に推進するため事務職員に対する人事評価制度を導入した。

事務組織、事務職員の存在意義、存在価値を改めて見直し、従来の枠組み及びルールを維持することではなく、生産性・創造性を高め法人競争力を維持・向上させる役割を担うこととして、事務組織及び事務職員の価値を再定義した。

具体的な方向性として、専任事務職員の活動や組織への貢献及び成果が適切に報われる仕組みを構築した。評価制度導入により、求められる職責及び能力を意識付け、その達成に必要な行動発揮を促し自立志向を強化し、ビジョン・目的の達成及び職責の遂行に向けて、自ら考え判断する行動ができる人材を輩出することを目的とし、組織の競争力を維持・向上することを目指している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 4-3-1】名古屋自由学院事務職員研修規程

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

名古屋自由学院中期計画では、組織活性化と自立型人材の育成の推進を方針に掲げ、業務の多様化に対応して、学生の期待に応える職員の能力開発を推進することとしており、目標管理に基づく人事・賃金制度の定着化を図り、人事機能の強化と生産性の高い組織を実現することを目指している。

令和 2 (2020) 年 10 月に、事務組織の業務効率化、生産性向上及び組織間の壁を取り払うことを目的に、法人事務組織と大学事務組織を統合し経営本部を設置した。経営本部に所属する各部の部長に権限を委譲し、学内で発生する問題や課題に対して迅速に対応できる体制を整備しているが、当初の目的を果たせるよう各部の情報共有を綿密に行い、問題や課題の解決に向けて、より一層各部が連携して協力できる体制を整備していく。そのため、様々な角度から職員全体の能力向上が可能なテーマを選定し、質の高い SD 研修を実施すること、人事評価制度を活用し個人の資質を見極め、配置された部署で活躍できるよう支援体制も整備していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

専任教員全員に対して、原則として個人研究室を割り当てており、各個人研究室にはパソコン及び無線 LAN が整備されている。現在、個人の研究と学生に対する教育の質的向上のため、一部共同研究室を設置しつつあり、その効果を検証している。

研究室及び実技室等の学内諸施設を有効活用するため、学長室会議の下に施設検討プロジェクトを設置し、大学組織の変更等に柔軟に対応するよう適宜見直しを行っている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

1 研究における不正行為及び研究倫理に関する諸規程

(1) 不正行為

本学は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為に関するガイドライン」に基づき、「名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を定めている。【資料 4-4-1】

同規程では、最高管理責任者を学長とし、総括管理責任者に副学長を、コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者に各学部長を指名しており、本学の不正への取り組みに関する基本方針等は、社会への説明責任を果たす上で重要であることを考慮し、本学の方針等をホームページに掲載して外部に公表している。

不正行為防止について、「名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、本学における研究活動上の不正行為の防止等に関する事務処理の実施を目的として「名古屋芸術大学研究不正防止委員会規程」を定め、学長を委員長とし、「名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」の実施を職務と規定している。その他、研究活動上の不正行為及び不正使用に関する通報・告発に対応する窓口として教育研究支援チーム及び監査室の職員を充てることを規定し、全学的な不正行為の防止に努めている。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

(2) 研究倫理

本学における研究の信頼性及び公平性を確保し、研究の発展向上に資するため「名古屋芸術大学研究倫理審査規程」（以下「研究倫理審査規程」という。）を定めている。同規程の対象は、教員等が実施する研究、授業、講習等のうち大学の事業で、次のいずれかに該当する研究を審査することを規定している。

- ①研究の対象となる個人又は家族の身体的、心理的又は社会的影響を伴う研究
- ②公表される研究結果から対象者が特定できる研究
- ③本学の学部又は大学院の学生を対象とした研究

同規程では、上記の研究を審査するため、名古屋芸術大学研究倫理審査委員会（以下「研

究倫理審査委員会」という。)を設置し、研究倫理審査委員会は各学部から選任された教員各2人の委員をもって構成し、以下の事項を審議している。

- ①研究に関わる計画等の審査に関すること。
- ②研究における倫理のあり方に関する基本的事項に関すること。
- ③その他研究倫理に関すること。

研究倫理審査について、名古屋芸術大学研究倫理審査申請要領を定め、教員等が「研究倫理審査規程」に規定された研究を行う際、遅滞なく研究倫理審査を行っている。

【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 学内研究費

本学における学内研究費資金について、対象は本学専任教員とし研究調査経費及び研究旅費に充当することが可能な「個人研究費」と、対象は本学専任教員とし、自らの研究を積極的に取り組むことを支援するため、設備備品費、消耗品費、旅費、人件費・謝金及びその他研究のための支出が可能な「特別研究費」が規定されている。

特別研究費は「名古屋芸術大学特別研究費の取扱いに関する規程」を定め、教員から申請を受け、採否の審査は「名古屋芸術大学学長室会議」規程第15条に規定するプロジェクトチームにおいて実施することが規定されている。【資料 4-4-5】【資料 4-4-6】

(2) 外部研究費の獲得

本学では外部研究費の積極的な獲得に努め、公的な競争的資金として、文部科学省科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）への申請を奨励しており、学内で説明会を開催し教員に周知を図っている。近年の科研費申請・採択状況を次のとおり示す。

科研費への申請・採択状況

	平成 30 (2018)年度	平成 31 (2019)年度	令和 2 (2020)年度	令和 3 (2021)年度	令和 4 (2022)年度	令和 5 (2023)年度
申請件数	16	15	14	14	13	13
採択件数	3	0	3	2	3	2

科研費への応募を推進するため、特別研究費を予算化することで研究活動を推進する環境を整備している。その他、科研費以外にも財団法人等からの助成金獲得にも注力している。財団法人等からの助成金公募情報は、教育研究支援チームで集約し、本学ホームページに掲載することにより教員に周知を図っている。

企業からの受託研究等は、経営本部地域・社会連携部（以下「地域・社会連携部」という。）が窓口となり、令和 5（2023）年度においては、年間で 14 件の受託研究を受入れている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-4-1】名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程

【資料 4-4-2】名古屋芸術大学研究不正防止委員会規程

【資料 4-4-3】名古屋芸術大学研究倫理審査規程

【資料 4-4-4】名古屋芸術大学研究倫理審査申請要領

【資料 4-4-5】名古屋芸術大学個人研究費支給規程

【資料 4-4-6】名古屋芸術大学特別研究費の取扱いに関する規程

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教員の研究をさらに推進するため研究支援の担当部署を設置し、外部資金の獲得を呼びかけているが、近年の科研費申請件数も伸び悩んでいる。これまでの本学における FD 活動は教育、特に授業の内容及び方法の改善という、いわば狭義の FD を中心とした活動であった。したがって、研究については FD として体系的な活動となっていなかった。このことが芸術大学という実技の教授を中心とした大学とは言え、研究活動が活発化しない遠因である、との反省に立ち、令和 5（2023 年度）においては、「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」において、「教員の研究能力開発」をテーマの一つに掲げ、次の活動を実施した。

○ FD 講演会 c 「大学教員基礎講座（研究編）」

日時：令和 5（2023）年 7 月 19 日（水）16 時～17 時 30 分

講師：岡田雅樹氏（大阪人間科学大学人間科学部教授/子ども教育学科長）

内容：実技の教授を中心とした芸術大学における研究活動の活性化、研究者教育を経ずに大学教員となる実務家教員への対応として、大学という研究組織における「研究」について基礎的理解を深める。

○ FD 講演会 d 「令和 6 年度科学研究費助成事業の公募について」

日時：令和 5（2023）年 8 月 2 日（水）15 時～16 時 30 分

講師：宮田知加氏（経営本部学務部教育研究支援チーム）

内容：教員の研究能力開発を FD 活動に位置づけることの一環として、研究活動の活性化に向けた助成金の申請支援について。

○ FD ワークショップ c 「大学教員基礎講座（研究計画編）」

日時：令和 5（2023）年 12 月 25 日（月）15 時～16 時 30 分（初回※）

令和 6（2024）年 3 月 1 日（金）14 時～16 時（第 2 回）

※ 令和 5（2023）年度から令和 6（2024）年度にかけて計 6 回のワークショップを実施

講師：岡田雅樹氏（大阪人間科学大学人間科学部教授/子ども教育学科長）

内容：研究目的（問題意識）の設定や先行研究等のサーベイから始め、研究計画を立て、最終的に外部資金への申請を目標に、段階的に進捗状況を確認する。

令和 6（2024）年度も「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」に

において引き続き「教員の研究能力開発支援」を主要なテーマとして位置付け、組織的、体系的に取り組むことを計画している。併せて、外部資金の獲得に不慣れな教員に対して学内研究資金を効果的に配分することを検討していく。

【基準4の自己評価】

「名古屋芸術大学教員組織規則」により、副学長をはじめとする本学に置く教員管理職の職務及び権限等を定め、「名古屋芸術大学組織規程」により大学運営組織、教育研究組織及び教育研究支援組織について規定している。これにより、学長の命を受けて教員管理職が業務を遂行することを明確にしている。加えて、学長の職務を補佐する機関として学長室を整備し、同室に学長室会議及び全学運営会議を置き、両会議とも全学的な教育研究に関する重要施策について学長の業務を助けることを任務としている。これにより、大学の意思決定を迅速化し、喫緊の課題について意見交換する会議体を規定しており、教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップが発揮される体制となっている。

教員の採用及び昇任は規則等に基づき適切に行っており、大学設置基準に基づく必要教員数を満たし、人事委員会による教員の採用計画に基づき教員採用を行い、適切な配置を行っている判断している。

本学にFD推進センターを設置し、同センターに設置するFD推進センター委員会によって「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」を策定し、FD活動を組織的かつ体系的に行っている。また、人事評価制度を導入し、個人業績評価と教育者行動評価に分けて行動評価することにより、授業評価アンケート結果とともに教員自身の翌年度以降の成果創出及び改善に繋げる制度として機能させている。

法人事務組織と大学事務組織を統合した経営本部を設置し、事務組織及び事務職員の存在意義・存在価値を改めて見直し、従来の枠組み及びルールを維持することではなく、生産性・創造性を高め法人競争力を維持・向上させる役割を担うこととして、事務組織及び事務職員の価値を再定義した。

教員及び事務職員の資質・能力向上のため、職員研修実施運営委員会を設置し、FD及びSDに関する研修の計画及び効果検証を職務としている。職員研修実施運営委員会によって個別で活動していたFD及びSD活動を統合的に俯瞰し、研修終了後に出席者のアンケートにより研修内容の検証及び今後修得したいテーマについて、研修成果を教員及び事務職員の能力開発に繋げる活動を組織的に行っている。

さらに、人事評価制度を導入し、事務職員一人ひとりの活力を高め、組織を活性化することにより本学が目指す将来・方向性に向けた取り組みを強力に推進しており、FD活動と相まって教職協働により社会から求められる大学の基盤形成及び改革を推進する体制を整備している。

教員の研究活動を支援するため、研究資金の配分、科研費等の外部資金獲得及び企業との受託研究獲得支援等、諸規程及び事務組織等、適切な研究活動を行う環境を整備することにより、大学に求められる社会貢献に十分寄与できる体制を構築している。

基準5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人名古屋自由学院（以下「本学院」という。）は、寄附行為において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の精神「至誠奉仕」の理念に基づく人材を育成することを目的とする。」と定め、理事会及び評議員会を開催し、関係諸規程に基づき規律を保ち誠実な経営を実践している。

日常の業務を推進するため、常勤理事である理事長、学長、経営本部長、評議員会選出の教学理事及び職員理事で構成されている常任理事会を置き、理事会から諮問又は委任された事項の処理及び理事会への提案事項等について、迅速に審議決定している。

本学の管理運営体制に関することは、「名古屋芸術大学学則」、「名古屋芸術大学大学院学則」、「名古屋芸術大学組織規程」、「名古屋自由学院事務組織規程」及び「名古屋芸術大学学部教授会規則」の諸規則を規定し、規律ある組織運営を行っている。

【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

組織の倫理に関することは、「名古屋芸術大学教育職員就業規則」及び「名古屋自由学院事務職員等就業規則」において、服務の基本原則、遵守事項及び禁止事項等を規定している。【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】

また、「名古屋自由学院公益通報等に関する規程」により、法令をはじめ本学院諸規程に違反する行為又はそのおそれがある場合において、早期発見及び是正を図っている。

【資料 5-1-8】

産学官連携活動を含む社会貢献を推進することに関して、利益相反が発生することを未然に防ぎ、教育研究機関として自らの公共性、中立性及び倫理性を維持し、説明責任を果たすために「社会連携活動における学校法人名古屋自由学院利益相反マネジメントポリシー」を定め、教職員による産学官連携の健全な発展に資するため「社会連携活動における学校法人名古屋自由学院利益相反マネジメント規程」を定めている。

【資料 5-1-9】【資料 5-1-10】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院は、法人設立 70 周年に向け、令和元（2019）年度から「学校法人名古屋自由学院中期計画（名芸ステップ・アッププラン 24）「以下「中期計画」という。」を策定し、更なる使命・目的の実現に向けた取り組みを実践している。【資料 5-1-11】

中期計画では、経営の安定、教育の質の保証、組織活性化と自立型人材育成の推進及びブランド力の向上の 4 つの基本方針を掲げ、それぞれに基本目標、行動計画を定めている。基本目標の達成状況を確認するため KPI（重要業績評価指数）を設定している。

中期計画に基づき、本学院の毎年度事業基本方針を理事会で決定し、毎年度事業基本方

針に基づき教学組織及び事務組織の各部署で本学の取り組む重要課題を掲げ毎年度事業計画を策定し、中期計画を達成するため着実な業務実行に努めている。事業報告は、前年度の取り組みを本学ホームページに情報公開として掲載し、社会に公表している。

【資料 5-1-12】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、環境保全に対して「みんなでやろう Co2 ダイエット！！」と称し、電力使用量について対前年のマイナス 1%を目標に掲げ、キャンパス内の主要校舎入口等に前月分の電力使用量を掲示し省電力化を啓蒙している。省電力化を一層推進するため、令和元（2019）年度から、段階的に全キャンパスの照明器具を蛍光灯から LED に変更し電気使用量を削減している。併せてガスの使用量も掲示しており、特に使用量が多い冷暖房でガスを使用している校舎では、校舎の利用目的及び状況を考慮して、ガス又は電気による冷暖房のいずれが省エネルギーで効率が良いか検討し、機器の入れ替え等を行い使用量削減を行っている。【資料 5-1-13】

人権擁護については、「名古屋自由学院におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」、「改正男女雇用機会均等法に対応する名古屋自由学院セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程」及び「名古屋芸術大学ハラスメントに関する規程」を定め、ハラスメントのない健全な修学・就労環境を維持するよう努力している。

【資料 5-1-14】【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

ハラスメントが発生した場合に対応するため、「名古屋芸術大学ハラスメントに関する調査委員会規程」を定め、調査委員会はハラスメントに関する事実関係調査、学長に対する調査結果及び救済・環境改善に関する報告等を任務として行っている。

学生の修学環境、性格や人間関係、心の健康に関する問題及び進路や生き方の問題等の悩みへの対応として、東西キャンパスに学生相談室を設置しており、学生の心身の健康を十分考慮した相談体制を整備している。【資料 5-1-17】

学生及び教職員の安全管理については、危機管理体制及び対処方法等について「名古屋自由学院危機管理規程」を定め、防災等の危機発生に備えた体制整備を務めており、火災の予防及び防止を目的として「名古屋自由学院防火・防災管理規程」を定め、年間 1 回の訓練を実施している。また、全学生に「防災ハンドブック」を配付し、災害時の対応に備えている。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】

その他、本学と本学が立地する北名古屋市は、災害時における安全確保や生活復興などの応急対策を迅速に推進するため、災害発生時及び平常時の協力体制の確保に関し、相互協力に関して「大規模災害時における相互協力に関する協定書」を締結し、本学の学生及び教職員の安全を図るために執る北名古屋市と本学の協力体制について、平常時より応急対策活動が円滑に実施できる協力体制を構築するため、北名古屋市が主催する防災訓練に参加している。【資料 5-1-21】

学生が制作活動を行う上で必要とする様々な機器を備えた共通工房の使用に関して、「名古屋芸術大学共通工房使用規程」を定め、共通工房に技術職員を配置し、技術職員管理の下で学生が安全に使用できる体制を整備している。【資料 5-1-22】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の規律と誠実性については、厳正な管理の下で法令遵守はもとより、現行の法令に沿った学内規程等を整備し適正に運営するとともに、環境面においても事業基本方針に沿った修学環境及び就業環境の改善に努めていく。

今後も、中期計画の実現に向けた改善を継続し、経営の規律と誠実性を高める仕組みを検討し、更に経営改善に努めていく。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-1】名古屋芸術大学学則
【資料 5-1-2】名古屋芸術大学大学院学則
【資料 5-1-3】名古屋芸術大学組織規程
【資料 5-1-4】名古屋自由学院事務組織規程
【資料 5-1-5】名古屋芸術大学学部教授会規則
【資料 5-1-6】名古屋芸術大学教育職員就業規則
【資料 5-1-7】名古屋自由学院事務職員等就業規則
【資料 5-1-8】名古屋自由学院公益通報等に関する規程
【資料 5-1-9】社会連携活動における学校法人名古屋自由学院利益相反マネジメントポリシー
【資料 5-1-10】社会連携活動における学校法人名古屋自由学院利益相反マネジメント規程
【資料 5-1-11】学校法人名古屋自由学院中期計画（名芸ステップ・アッププラン 24）
【資料 5-1-12】単年度事業基本方針
【資料 5-1-13】みんなでやろう Co2 ダイエット！！
【資料 5-1-14】名古屋自由学院におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱
【資料 5-1-15】改正男女雇用機会均等法に対応する名古屋自由学院セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程
【資料 5-1-16】名古屋芸術大学ハラスメントに関する規程
【資料 5-1-17】名古屋芸術大学ハラスメントに関する調査委員会規程
【資料 5-1-18】名古屋自由学院危機管理規程
【資料 5-1-19】名古屋自由学院防火・防災管理規程
【資料 5-1-20】防災ハンドブック
【資料 5-1-21】大規模災害時における相互協力に関する協定書
【資料 5-1-22】名古屋芸術大学共通工房使用規程

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

学校法人名古屋自由学院（以下「学院」という。）は、「学校法人名古屋自由学院寄附行為」に基づき、選任された理事で構成する理事会を学院の最高意思決定機関と位置付け、諸規則の制定・改廃、役員を選任、予算・決算、事業計画・事業実績及び学院運営上の重要事項について審議を行っており、諮問事項については、あらかじめ評議員会で意見を聴き運営を行っている。【資料 5-2-1】【資料 F-1】

理事会は、定例で年 6 回開催されており、令和 5（2023）年度の理事の平均出席率は 89% で、過去 5 年間の平均出席率も 97% と良好である。理事から欠席の意思表示があった場合は、議案ごとに賛否の意志を表示する委任状の提出を義務付けている。これらの会議を適切に運営するため、「学校法人名古屋自由学院理事会規程」「理事会審議事項に関する規程」及び「学校法人名古屋自由学院評議員会規程」を制定し実施している。

【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】

また、理事会の下に、戦略的に意思決定を支援するために経営組織及び大学組織において、次の各種会議体を整備し、機動的な運営を遂行することができる体制となっている。これらの会議体は、経営組織と大学組織の検討事項を調整する場としても機能しており、戦略上の意思決定の手順に大きく寄与している。

<常任理事会>（経営組織）

「常任理事会規程」に基づき、第 1 条で理事会からの諮問又は委任された事項の処理及び理事会への提案事項等を審議決定する会議体として位置付けられている。同規程第 2 条で構成員は、学院の常勤理事（学院長、名古屋芸術大学長、学校法人名古屋自由学院経営本部長、理事会が推薦した評議員のうちから評議員会において選任された者）及び必要に応じ常勤理事以外の者を出席させ、意見を述べさせることができることとなっている。同規程第 3 条で次の審議事項を定め、同規程第 4 条では、原則月 2 回会議を開催することとしており、学院全体の戦略的な意思決定のために機能している。【資料 5-2-6】

常任理事会審議事項

- (1) 理事会からの諮問事項に関すること。
- (2) 理事会決定事項の処理に関すること。
- (3) 理事会への付議事項に関すること。
- (4) 学院全般の管理運営に係る重要事項に関すること。
- (5) 経営本部会議に対する諮問に関すること。
- (6) 教職員組合との協定等に関すること。
- (7) その他、理事長が必要と認めた事項に関すること。

<経営本部会議>（経営組織）

「名古屋自由学院経営本部会議規程」に基づき、「経営本部会議」を設置し、学院の経営戦略及び管理運営の企画、並びに学院事務組織及び業務に関する諸施策等について、学院全体の見地から関係部署等の連携の確保を図るとともに、理事長等から諮問された事項について、具申等により円滑な遂行を図ることを任務とし、必要な事項を審議する会議体であり、原則月 1 回開催されている。経営本部会議の構成員は、経営本部長、経営本部副本

部長、各部長、室長（部長待遇）及び特に必要があると認める者として経営本部長が指名する者と規定されている。【資料 5-2-7】

所掌業務

- (1) 理事長又は常任理事会から諮問された事項
- (2) 理事長、常任理事会又は学長室会議への具申等に関する事項
- (3) 経営方針、経営戦略及び経営計画の立案に関する事項
- (4) 各部・室間の連絡・調整に関する事項
- (5) その他、審議又は報告を必要とする事項

＜学長室会議＞（大学組織）

「名古屋芸術大学学長室会議規程」に基づき、大学の経営（常任理事会からの諮問事項）及び教育研究に関する重要施策について、学長の業務を補佐することを目的に、学長室会議を設置している。学長室会議の構成員は、学長、副学長、学長補佐、経営本部長、経営本部副本部長、業務部長、学務部長、広報部長、その他部長・副部長及びチームリーダー等に相当する職にある者のうちから、会議の所掌事務を遂行するため、学長が必要と認める者と規定されている。同会議は、大学の運営及び教育研究に関する大学全体の見地からの教育研究上の基本組織の連携の確保を図るとともに、学長が大学全体の見地から管理することがふさわしい業務の円滑な遂行を図るため、必要な事項について審議（協議）する会議体であり、原則月 1 回開催されている。【資料 5-2-8】

＜全学運営会議＞（大学組織）

「名古屋芸術大学全学運営会議規程」に基づき、名古屋芸術大学全学運営会議（以下「運営会議」という。）を設置している。運営会議の構成員は、芸術学部長、教育学部長、芸術学科長、子ども学科長、領域主任、教務学生主任、経営本部学務部長、経営本部学務部副部長、その他部長・副部長及びチームリーダー等に相当する職にある者のうちから、運営会議の所掌事務を遂行するため、芸術学部長又は教育学部長が必要と認める者と規定されており、大学の戦略的意思決定をより円滑に行う機能として重要な役割を担っている。また、同会議は、教育研究に関する重要事項を審議し、必要に応じて学長に意見を述べており、原則月 1 回開催されている。【資料 5-2-9】

大学経営及び教学全般に関する諸課題について、きめ細やかな議論を重ね、審議結果を学長室会議に上程し、議案によっては理事会で最終意思決定を実施している。

全学運営会議審議事項

- (1) 芸術学部及び教育学部の運営に関する基本的な方針に関する重要事項(学長室会議の所掌に属させられたものを除く。)
- (2) 教員研究上の基本組織に関する重要事項
- (3) 教員組織及び教員の人事に関する重要事項(学長室会議の所掌に属させられたものを除く。)
- (4) 教育課程に関する重要事項(学長室会議の所掌に属させられたものを除く。)

- (5) 入学及び卒業等に関する重要事項
- (6) 校地、校舎等の施設及び設備等に関する重要事項(学長室会議及び経営本部会議からの諮問事項に限る。)
- (7) 学生の厚生補導に関する重要事項
- (8) 予算に関する重要事項(学部配分予算に関するものに限る。)
- (9) 教育研究等についての点検及び評価に関する事項
- (10) 大学全体に係る行事に関する事項
- (11) 理事会の承認を必要とする事項
- (12) 大学の教育研究運営に関する重要事項であって、学長が会議の所掌に属させることが適当なものとして認める事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、規程(規程の規定に基づく細則を含む。)の規定により会議の所掌に属させられた事項

<エビデンス集(資料編)>

【資料 5-2-1】 【資料 F-1】 学校法人名古屋自由学院寄附行為
【資料 5-2-2】 学校法人名古屋自由学院理事会規程
【資料 5-2-3】 理事会審議事項に関する規程
【資料 5-2-4】 学校法人名古屋自由学院評議員会規程
【資料 5-2-5】 理事会・評議委員会の委任状
【資料 5-2-6】 常任理事会規程
【資料 5-2-7】 名古屋自由学院経営本部会議規程
【資料 5-2-8】 名古屋芸術大学学長室会議規程
【資料 5-2-9】 名古屋芸術大学全学運営会議規程

(3) 5-2 の改善・向上方策(将来計画)

戦略的意思決定のための体制は、常任理事会等の会議体が上述のとおり整備され、経営組織と大学組織とが密に連携を図りながら機動力を発揮している。

このような意思決定の体制をより効果的なものとしていくためには、意思決定の内容が教育現場に適切に伝達される道筋を確立させておくとともに、現場からの意見及び情報も意思決定の現場に届くための体制を整える必要がある。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学校法人名古屋自由学院(以下「学院」という。)の最高意思決定機関である理事会は、

「学校法人名古屋自由学院寄附行為」（以下「寄附行為」という。）第6条に基づき、大学組織を統括する学長を含む選任された9人の理事で構成されている。内訳は学院長、名古屋芸術大学長、学校法人名古屋自由学院経営本部長の3人、理事会が推薦した評議員のうち評議員会において選任された者3人、学識経験者のうち理事会において専任された者人となっている。理事会が推薦した評議員のうち評議員会において選任された者のうち2人は大学から選出されており、学長と合わせて3人が教学部門（大学組織）からとなり、管理部門（経営組織）との意思疎通が可能となっている。【資料5-3-1】【資料F-1】

理事会は、5月、6月、10月、12月、2月及び3月の年間6回開催されており、必要に応じて臨時に開催している。付議事項のうち、事業計画及び予算などは理事会で審議するまでに、各所属等の会議体で審議（協議）されたものが提案されている。

また、「常任理事会規程」により、「理事会から諮問又は委任された事項の処理及び理事会への提案事項等の審議決定のため、常任理事会を置く。」と定めており、常勤理事である理事長、名古屋芸術大学長、学校法人名古屋自由学院経営本部長、評議員会選出の教学理事2人及び業務部長で構成されている。さらに意見を求めるため学務部長が陪席者として出席しており、意思疎通が図られている。【資料5-3-2】

常任理事会の議事録は学院内のネットワーク上で公開しており、全教職員に各種方針等が周知されている。

常任理事会等を通じて、大学運営における重要な課題などを共有することで、学院の最高責任者である理事長が大学組織を統括する学長をサポートする体制が整備されており、教学部門（大学組織）と管理部門（経営組織）との連携は適切に行われていると判断している。

理事長は、学院を取り巻く環境変化への適応及び経営課題の解決、多様化・複雑化する業務への対応を見据え、事務組織として担う機能・分掌業務の再定義、ガバナンス（管理・統制）の見直しが不可欠と考え、令和2（2020）年10月1日付けで、法人事務局及び東西キャンパスの大学事務組織の壁を取り払い、新たに設置した経営本部に機能とリソースを集約し、その中に4部署を設置する学院事務組織の改編を実施した。また、全教職員を対象とした人事評価制度を導入したことにより、教職員の意識変革を誘因させた。さらに若手職員を含む構成により、業務部人事チーム及び総務チームを中心に「働き方改革プロジェクトチーム」を組織し、問題解決に向けたリーダーシップを発揮している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料5-3-1】 【資料F-1】 学校法人名古屋自由学院寄附行為

【資料5-3-2】 常任理事会規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事長は、議長として理事会、常任理事会を運営しており、「理事会審議事項に関する規程」では、第3条に常任理事会に対する委任事項が規定されていることにより、常任理事会の議長である理事長が指導力を発揮できるようになっている。

【資料5-3-3】

芸術学部長は、「名古屋芸術大学全学運営会議規程」に基づき、名古屋芸術大学全学運営

会議において、各学部学科等の企画及び立案を総合調整し、大学運営及び教育研究に関する重要事項の審議（協議）を行っている。また、学長は、「名古屋芸術大学学長室会議規程」に基づき、学長室会議において、大学全体の見地から管理することが相応しく、戦略的な大学運営の重要事項について審議（協議）を行っている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

このように芸術学部長及び学長は、各会議の議長として提示された議案及び意見を把握し、最終的に重要案件は常任理事会を通じて理事会で審議されることから、指導力及び意見のくみ上げの均衡を図られた運営が行われている。また、ステークホルダーでもある保護者組織の名古屋芸術大学後援会の役員会及び総会、名古屋芸術大学の各学部の同窓会に出席し、大学の状況を説明する一方、様々な意見を聴くことによって大学運営に反映している。

経営本部長は、「名古屋自由学院経営本部会議規程」に基づき、経営本部会議において、学院全体の見地から、理事会、常任理事会及び学長室会議への具申、経営戦略及び経営計画の立案、各部署との調整等を図るための審議（協議）を行っている。【資料 5-3-6】

各会議体で行われた審議（協議）内容の多くが最終的に常任理事会に審議及び報告されており、そのことで相互精査が図られている。

監事は、「寄附行為」第 7 条第 1 項により選出されており、その職務は同条第 3 項により明確に規定されている。【資料 5-3-1】【資料 F-1】

さらに、学院の円滑な運営と発展を期するため「名古屋自由学院監事監査規程」により、監査の基本的事項を定め、学院の業務及び財産の状況について監査を行っており、全ての理事会及び評議員会に出席し、監査結果の報告及び意見を述べている。【資料 5-3-7】

なお、令和 5（2023）年度の監事の平均出席率は 100%で、過去 5 年間の平均出席率も 94%と良好である。また、公認会計士による学院の監査時には監査室員とともに立会い、三様監査を実施し積極的な情報交換を行っている。

評議員会は、理事会の諮問機関として「寄附行為」第 18 条に規定されており、同条第 2 項及び第 22 条により 19 人が選任されている。諮問事項は「寄附行為」第 20 条に規定されており、予算及び事業計画など所定の案件について意見を述べている。

【資料 5-3-1】【資料 F-1】

評議員会は、原則として 5 月、12 月及び 3 月の年 3 回開催され、学内外から多様な人材を集めることで多角的な視点で議論が行われている。令和 5（2023）年度の評議員の平均出席率は 97%で、過去 5 年間の平均出席率も 93%と出席率は良好と考えており、理事会の諮問機関として十分に機能していると判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】【資料 F-1】学校法人名古屋自由学院寄附行為

【資料 5-3-3】理事会審議事項に関する規程

【資料 5-3-4】名古屋芸術大学全学運営会議規程

【資料 5-3-5】名古屋芸術大学学長室会議規程

【資料 5-3-6】名古屋自由学院経営本部会議規程

【資料 5-3-7】名古屋自由学院監事監査規程

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

監事機能の強化について、私立学校法の改正に伴い、学院においても監査すべき範囲及び内容については、新たな指針を示すことにより明確化することが必要である。学校法人の責務（運営基盤の強化、教育の質の向上、透明性の確保）、中期計画の進捗状況の達成評価等を対象とすることが求められており、今後の検討課題としている。

公認会計士及び監事との連携及び情報交換を引き続き密に行い、三様監査をより充実させていくことによりガバナンス機能をさらに向上させていく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 2（2020）年 3 月の理事会において、「名古屋自由学院中期計画（2020 年～2024 年）名芸ステップ・アッププラン（MSP24）～輝く法人創立 70 周年に向けて～」が承認され、それに基づき財務基盤整備 5 ヶ年計画を策定し、令和 2（2020）年 7 月の常任理事会において承認された。これらの中長期的な計画に基づき、毎年、事業基本方針及び予算編成方針が理事会の決定として示され、それに基づき、適切な財務運営が行われる。

【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】

本学院の財務中期計画を達成するための重要事項は、学生生徒等納付金の安定的確保、人件費比率の改善、継続的かつ安定的な特定資産への繰入及び毎年のキャッシュフロー内での施設設備投資の実施である。

予算策定プロセスは、毎年 10 月に理事長を含む常任理事等との打合わせで確認された次年度方針及び概算要求基準が業務部から提示され、1 月に各所属から事業計画及び概算要求が提出される。それを基に、必要に応じて常勤理事と業務部財務・経理チームで各事業担当責任者からのヒアリングを行い、各事業の予算が事業計画に対して適切に計上されているか、また、その場で不要事業の指摘及び予算削減などの交渉を実施し、各事業の予算を確定させている。同時に各事業の収入見込みを算出し、全体の収入見込みに対して事業要望予算額が超過した場合は、各事業の重要度や優先順位などを勘案し予算削減を実施する。これにより、収入予算内での事業予算を確定させ、理事会での事業計画及び予算承認を経て、各部署に予算配分をしている。このプロセスを経ることにより、財務の中期的な計画に基づく適切な運営を確立している。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

中期計画で示された財務戦略に基づき、目標達成のため財務基盤整備 5 ヶ年計画の見直しを毎年度行っている。さらに、財務状況を把握するために毎月財務諸表を作成し財務指標の定期的なモニタリング分析を実施している。予算の日常管理においては、実績が予算

を超過した場合は、直ちに財務・経理チームから該当部署に連絡され対策を講じる仕組みができており、毎月予算に対する実績が公開されている。【資料 5-4-5】

また、学納金による収入依存度を下げるため、補助金や寄付金などの外部資金の獲得及び余裕資金の運用を積極的に行っている。

学納金や外部資金の増加と教職が連携した予算管理の結果、図表 5-4-1 に示すように、経常収支差額比率は大きく改善し収支バランスが整い、純資産構成比率は高い比率を維持しながら、積立率は 100%に向けて改善しつつある。

図表 5-4-1 年度別財務指標実績

財務指標/年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
経常収支差額比率 (%)	▲8.9	▲1.4	9.5	10.6	12.5
純資産構成比率 (%)	85.3	86.1	86.9	87.1	87.3
総資産 (百万円)	14,258	14,210	14,549	15,250	18,123
積立率 (%)	46.6	44.1	48.7	58.8	63.5

図表 5-4-2 資金運用状況

区分	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
受取利息・配当金(千円)	19,685	19,632	22,018	23,854	30,121
運用利回り(%)	0.45	0.54	0.61	0.64	0.77

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 5-4-1】「名古屋自由学院中期計画(2020 年～2024 年)」

【資料 5-4-2】「財務基盤整備 5 ヶ年計画」

【資料 5-4-3】「令和 6 年度事業基本方針」

【資料 5-4-4】「令和 6 年度予算編成方針」

【資料 5-4-5】「月次決算要約表」

(3) 5-4 の改善・向上方策 (将来計画)

令和元 (2019) 年度以降、芸術学部新領域の開設等により業績は緩やかに回復し、財務状況も改善しつつある。しかし、今後は 18 歳人口が減少し、大都市圏への一極集中が進むことが予測される中で、将来に向けさらなる安定した財務基盤の強化を図る必要があると考える。そのためには、安定的な学生数の確保、科研費や寄付金、余裕資金の運用等の外部資金の獲得に力を入れ収入増加に努めることが重要である。また、令和 3 (2021) 年度から開始した徹底した予算実績管理を継続し、毎年度の適切な収支差額の確保を維持し、強固な財務基盤の構築につなげていく方針である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「名古屋自由学院経理規則」に基づき適切に行われている。会計処理上の問題点や疑問点については随時、公認会計士及び日本私立学校振興・共済事業団に確認を行い、適切な処理を行っている。【資料 5-5-1】

予算、補正予算及び決算は名古屋自由学院経理規程に基づき、理事会及び評議員会の承認により対応している。また、決算の内容については、学校教育法施行規則に基づき、教育情報の公表とともにホームページ上で公表している。

各部署の予算については、予算内示額を厳守し、計画変更の必要がある場合には、事前に財務担当理事に相談することを徹底している。

予算の執行に当たっては、適切な会計処理方法について周知徹底を図るため、毎年の年度当初に予算書と共に予算編成方針を配付し、発生源からの正確な処理に努めている。

【資料 5-5-2】

支払の処理については、証拠書類が添付されているか、金額や科目などの記載内容に誤りがないか、所属長、旅費担当及び財務・経理チームなどの関係部署において複数体制によりチェックを行っている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】「名古屋自由学院経理規則」

【資料 5-5-2】「令和 6 年度予算編成方針」

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、公認会計士（監査法人）による監査と監事による監査を実施している。公認会計士による監査については、公認会計士と理事長、監事とのディスカッションや年間 10 数回の往査を実施している。期中の監査は、公認会計士 2 人体制で行われ、財務・経理チームの職員が立会い、必要に応じて部署の長などが直接説明する体制をとっている。

監事による監査では、事業報告及び決算報告資料に基づき、担当部署（監査室）から詳細な説明が行われている。監事は、年間を通じて理事会及び評議員会に出席することで、本学の現状について正確に把握できるようになっている。【資料 5-5-3】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

令和 5（2023）年度の私立学校法改正では、計算書類関係、財産目録等関係、会計監査人の資格・専任方法等、会計監査人監査の実施範囲など多岐にわたる変更が予定されている。これらの変更は、学校法人会計基準の根拠が私立学校法に位置付けられる「補助金の適正配分と効果」を目的とした基準から、「学生、保護者、地域住民などのステークホルダーへの情報開示」を目的とする基準として再整備されることが理由である。また、私立学校法の枠組みの中で会計監査制度が実施されることに伴い、内部統制システムの整備が求められる。これらの実務上の変更に対応するため、法令が施行される令和 7 年に向けて、

従来以上に会計士及び監事と連携をとり計画的に準備を進める。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-3】「令和 5 年度公認会計士監査日程、監査場所、監査項目一覧」

【基準 5 の自己評価】

学校法人の運営に際しては、学校教育法をはじめ私立学校法及び大学設置基準等の各種法令を遵守して寄附行為、学則及び諸規程を定めるとともに、省エネルギー等環境保全及び人権・安全への配慮を行いつつ適正に大学運営を行っている。

また、理事長及び学長のリーダーシップの下、法人と教学部門が連携を図り迅速かつ戦略的な意思決定を行っているとともに、権限の適切な分散と明確化を図ることのできる組織を編成している。さらに「考動する」（考えて動く）人材育成を目指して職員の資質・能力向上に資するための研修、目標管理制度を導入することで、機能的な業務遂行を実現している。

財務運営は、中長期的な計画に基づいた適切な運営を確立しており、計画的かつ効果的な財務管理が行われている。

毎年度の事業基本方針および予算編成方針が理事会で承認されることで、安定した財務基盤を築き、収支バランスを確保するための具体的な施策が実行されている。

予算策定プロセスでは、各事業の収入見込みと要望予算を慎重に調整し、理事会の承認を経て適切な予算配分が行われている。

さらに、財務諸表の月次作成と定期的なモニタリングにより、迅速かつ適切な財務管理が実施されている。

以上のとおり、適切な運営体制、監査体制を構築し、厳正に会計処理を実施しており、基準 5 の「経営・管理と財務」を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学では、学則第 2 条の 2 に「本学は、前条第 1 項の教育研究水準の向上を図り、その目的及び使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定めている。

【資料 F-3】

名古屋芸術大学内部質保証の方針において、学長が指名する副学長又は学長補佐が委員長となる自己点検・評価委員会を大学全体の内部質保証の責任組織として定め、「名古屋芸術大学自己点検・評価委員会規程」第 2 条第 1 項第 1 号に「自己点検・評価及び内部質保

証に関する方針、点検評価項目及び評価指標の設定」を行うことを定義している。

【資料 6-1-1】 【資料 6-1-2】

内部質保証体制の組織は【資料 図 6-1-1】のとおりで、自己点検・評価委員会が年度毎の事業計画を踏まえ、当該年度の自己点検・評価活動の基本方針を策定している。

内部質保証における点検・評価の実施は、図 6-1-2 のとおり、自己点検・評価委員会が教学自己点検・評価ワーキンググループ及び管理運営自己点検・評価ワーキンググループ（以下「両部門」という。）に当該年度に実施する点検項目の策定及び評価の実施等について指示を行い、両部門での自己点検の結果を踏まえ、自己点検・評価委員会は、問題点及びその改善策を報告書にまとめ、学長室会議、理事会及び評議員会に提出する。

自己点検・評価における改善策も含めた評価結果の活用は、次年度の事業計画等に反映され、各部署等において計画を実行し、内部質保証の PDCA サイクルが機能している。

本学は、教育研究、学生支援及び入学者等に関する全学的な情報収集及び統合的分析・評価を行う経営・戦略企画室及び IR センターを設置している。各点検作業部会が行う点検評価において、経営・戦略企画室が必要に応じて情報提供や分析結果を提供している。

本学の教育等に関する評価について、客観性を高めるために、平成 29（2017）年度から教育課程諮問委員会を設置して体制を整備した【資料 6-1-3】

以上のように、内部質保証のための全学的な方針を明示し、PDCA サイクルを機能させ、役割分担及び責任も明確に組織されていると判断している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 F-3】 名古屋芸術大学学則（学則第 2 条の 2）

【資料 6-1-1】 名古屋芸術大学内部質保証の方針

【資料 6-1-2】 名古屋芸術大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-1-3】 名古屋芸術大学教育課程諮問委員会規程

【資料 図 6-1-1】 名古屋芸術大学内部質保証体制組織図

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価委員会を責任組織としてアセスメント・ポリシーに沿って、教育に関する点検及び改善を主導する組織として機能性を高める取り組みを行っていく計画である。

平成 31（2019）年度に設置した教育課程諮問委員会により、本学の自己点検・評価について、第三者の立場から客観性及び妥当性を担保するとともに、大学改革の取り組みを定着させていく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施及び結果報告は、「名古屋芸術大学自己点検・評価委員会規程」【資料 6-2-1】第2条第3項において「委員会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、本学の全教職員に対して、積極的にその結果を活用し、教育研究活動の向上及び社会貢献活動を推進するよう方策を講じなければならない。」と規定している。

組織的な自己点検・評価と並行して、教員の教育研究の持続的な質の向上を目的に、平成30（2018）年度から教員評価制度を導入している。全教員は、事業基本方針及び事業計画に基づき当該年度の目標を決め、4月に「教育職員としての活動（個人業績評価）」と「教育者としての活動（教育者行動評価）」を提出し、年間の教育研究活動の指針として教育活動を行い、9月に中間報告、期末でこれを総括し次年度の目標設定に反映させる PCDA サイクルを実践している。年間目標の区分「教育の質保証に関すること」の選択項目に「アクティブ・ラーニング」「オフィスアワー」の項目を設け、多くの教員がこれを選択し、具体的な活動方針を工夫・開発し実践することで「オフィスアワー」による学生の学修、修学に関わる相談機会の確保及び「アクティブ・ラーニング」の取組の質的向上を促進している。

令和4（2022）年度自己点検・評価委員会において、重点項目として「大学機関別認証評価受審に向けた自己点検評価書の作成及びエビデンスの確認」「令和4（2022）年度大学機関別認証評価判断例の点検」を実施した。

令和4（2022）年度自己点検・評価結果は、自己点検・評価委員会で取りまとめを行い、日本高等教育評価機構の令和4（2022）年度大学機関別認証評価判断例の点検結果で「該当しないが改善等が必要」と思われる項目について、当年度に対応できた項目及び次年度に対応すべき改善案等の報告書を作成した。

【資料 6-2-2】

大学機関別認証評価受審に向けた自己点検評価書はもとより、毎年の自己点検・評価はエビデンス集データ編の作成と点検評価に必要なデータ及びエビデンスを整理し対応を行っている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-1】名古屋芸術大学自己点検・評価委員会規程

【資料 6-2-2】令和4年度自己点検・評価（大学機関別認証評価令和4年度判断例）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教学 IR については、令和（2023）5年度から経営・戦略企画室並びに IR・プロジェクト室を設置し、令和6（2024）年度からは IR・プロジェクト室を IR センターに格上げして、本学の教育研究、学生支援及び入学者等に関する情報収集並びに統合的分析・評価を行い、評価結果を大学の各部署（学務部、広報部、業務部、大学院芸術学研究科、教育学研究科、

芸術学部、教育学部等)に提供することとしている。IRセンターはセンター長のもと、教務、学生支援、入試、学部などの中核的な人材を集め、学内データを一元化した、「学籍番号をキーとする」データベースを構築している。IRセンターでは、このデータベースを定期的に更新するとともに、様々な角度から分析し、分析結果の提供、分析に基づいた提言を行っている。今後はIRセンターを中心に分析を行うだけでなく、情報管理を徹底した上で、それぞれの部署が自らの問題意識のもとに分析を行えるような「IRの民主化」を進めていく。【資料6-2-3】

以上のように、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を実施できる体制を整備し、かつ、その結果を教育や大学運営の改善に繋げていると判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料6-2-3】IR・プロジェクト室の活動について

(3) 6-2の改善・向上方策(将来計画)

各部署で点検を行うため情報収集及び分析を一部実施しているが、令和5(2023)年度から経営・戦略企画室において、効率的かつ一元的に情報の収集及び分析を実施し、学修成果の可視化等への取り組みを推進する。

教学IRについては、各部署とIRセンターが連携することにより、効率的な実施、集計、多面的な分析を進めていく。IRセンターが保持するデータベースと各部署によるアンケート等との連結を進めるとともに、より高度なスキルを持ったIRerを養成していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3の自己判定

「基準項目6-3を満たしている。」

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに基づき、教育活動及び教育改善を行っている。この教育の内部質保証を担保するために、大学レベル、学部・学科レベル、科目レベルの3段階のそれぞれでの活動を評価するためのアセスメント・ポリシー(学修成果を評価する方針)を定め、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて、教員に周知を図っている。【資料6-3-1】

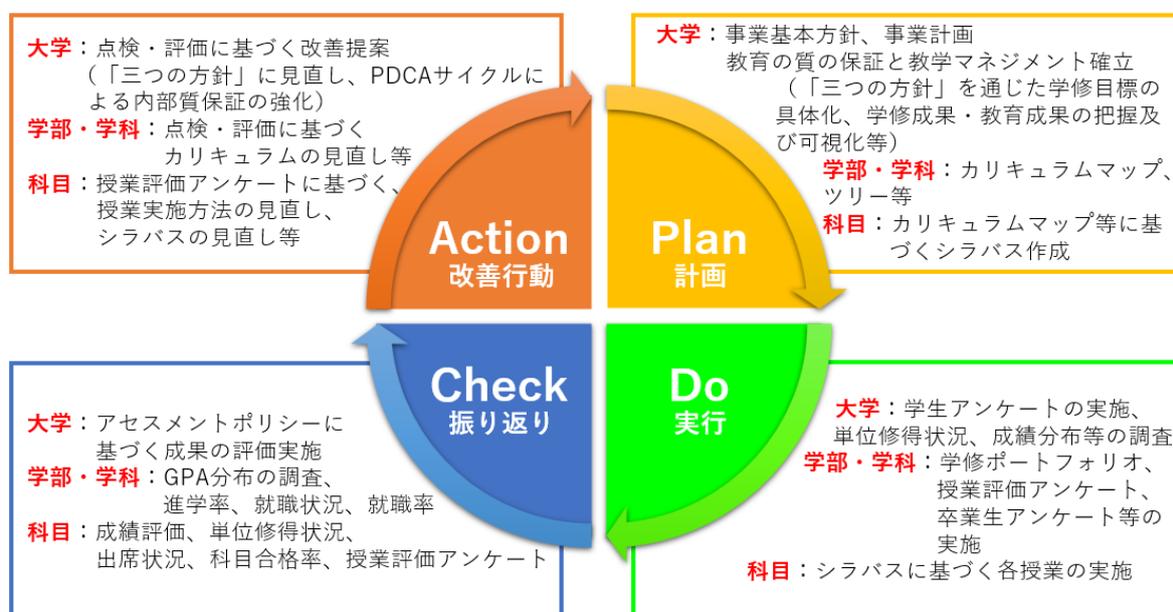
教育の内部質保証システムは、アセスメント・ポリシーに基づき、図6-3-1に示すとおり、大学、学科等及び各教員の三つのレベルでのPDCAサイクルを機能させている。

大学レベルの例では、達成すべき水準の指標イメージとして退学率がある。令和3(2021)年度には74人の退学者で退学率は3.38%と年々増加傾向にあった。改善案として、退学

又は休学に至る学生の特徴の1つである授業の欠席に着目し、そこでターゲット科目（必修科目）を3回欠席した学生に対し助手を中心としたサポートチームに連絡し状況の確認を行う。その内容により、相談室の専門家、保健室の看護師、学生支援チームの職員、教員、助手が対応することとした。また、休学中の学生についても大学で契約している e-learning の講座を受講可能としており、学びを止めないようにフォローしている。これを令和4（2022）年度事業計画の「経営の安定と環境変化への対応」分野に「NUA 全方位型学生サポート」として掲げ、教職協働で全学的、組織的に対応することにより、令和4（2022）年度には3.61%、令和5（2023）年度まで退学率が減少した。【資料 6-3-2】

学部・学科レベルの例では、芸術学部の各領域、教育学部において、成績評価の偏りが見られた。改善策として3つのポリシーに基づくアセスメント・ポリシーを指標として、全学運営会議において、教育課程別の GPA の資料により、学部、学科に対して是正勧告を行い、成績評価基準の平準化を実施することができた。【資料 6-3-3】

図 6-3-1 教育の内部質保証システムにおける大学、学部・学科・科目の PDCA サイクル



教員レベルの例では、「教授方法の工夫・開発と効果的な実施」の改善のため、人事評価における「教育者としての活動（教育者行動評価）」に教育の方法、成果及び今後の改善、目標を記録することにより、PDCA サイクルに沿った活動を行うよう教員個人が教育改善を行っている。

以上のように、3つのポリシーの活動を評価するアセスメント・ポリシーにより、大学、学部等及び各教員の3つのレベル段階での自己点検・評価が実施され、次年度以降の事業方針及び事業計画等に反映され、その結果が教育の改善・向上に繋がる内部質保証のためのPDCAサイクルの仕組みが構築されていると判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 6-3-1】成績評価の方法と基準（シラバス作成の手引き）

【資料 6-3-2】令和 5 年度事業計画

【資料 6-3-3】学生の年間 GPA 値、成績評価の分布及び教員の年間 GP 値のホームページ公開について

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

アセスメント・ポリシー及び学修成果の評価ガイドラインを定め、経過期間が少ないため、測定すべきデータの蓄積、社会人基礎力及び学修状況等の一部は評価するまでには至っていない。今後は、更なるデータ蓄積及び評価方法の検討を行い、結果に基づく改善の PDCA サイクルの仕組みの確立を目指していく。

【基準 6 の自己評価】

本学は「内部質保証の方針」を定め、大学全体の内部質保証に責任を負う組織である自己点検・評価委員会において点検評価活動の基本方針を策定し、内部質保証のための全学的な方針を明示し、役割分担や責任も明確に組織されていると判断している。

本学は、毎年度、自己点検・評価委員会等で自ら項目を定め評価する自律的な自己点検・評価活動を行い、その結果を学長室会議への報告並びに教職員に対する情報共有を実施し、本学 HP を通じて広く社会へ公表している。また、経営・戦略企画室を中心に、現状把握のための十分な調査・データの収集及び分析を実施できる体制を整備し、かつ、その結果を各部署に提供することにより、教育改善に繋げている。

また、内部質保証のための IR を活用し調査・データの収集と分析を踏まえた自主的・自律的な点検評価活動の実施とその情報公表が実施されている。

3 つのポリシーの活動を評価するアセスメント・ポリシーにより、大学、学部・学科及び科目の 3 つのレベル段階での自己点検・評価がなされ、次年度以降の事業計画に反映され、その結果が教育の改善・向上に繋がる内部質保証のための PDCA サイクルの仕組みが構築されていると判断している。

以上のことから、基準 6 を満たしている。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携・社会貢献

A-1 地域連携・社会貢献

A-1-① 地域連携・社会貢献専任部署の設置と方針

A-1-② 自治体、企業、地域との連携

A-1-③ 産学官連携事業

A-1-④ 学外評価による外部資金の獲得とそれを原資とする社会貢献へ続く循環サイクルの実現

(1)A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2)A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域連携・社会貢献専任部署の設置と方針

・社会環境において地域連携、社会貢献の高まりに対応する専任部署を令和2年に開設。本学の建学の精神である「至誠奉仕」を基本理念とし、大学の発展とともにその知財を原資として地域に貢献し、その評価をもって更なる発展と還元につながる持続的な循環の実現を目的としている。長期ビジョンとして、本学と地域が一体となった「ゲイジツのちから」による社会イノベーションの基盤構築を目指している。

【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

・自治体、企業等において様々な社会課題への責務の重要性が増しており、論理的な思考とともに豊かな感性と創造性はイノベーションにおける不可欠な要素となる。本学の技術は特定分野・市場に特化するものではなく、汎用性の高い「ゲイジツのちから」によって様々な地域課題に対応が可能と考え実践している。

例) 演奏や絵画展示などの文化振興。豊かな感性による革新的なプロダクト開発。地域、企業等における装飾、催事による活性化。

【資料 A-1-2】【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-7】

・地域の自治体や企業、団体と包括連携協定を締結しており、より柔軟かつ緊密な課題解決の対応力を活かす。

【資料 A-1-8】

A-1-② 自治体、企業、地域との連携

・本学の所在地である北名古屋市は名古屋市の北に位置し、四方を主要な高速道路に囲まれた道路状況に恵まれた環境から住宅や工場等が多い一方、目立った特色や産業がないため、本学に対する自治体、地域からの期待値が高い。本学では同市との包括連携協定、防災協力協定を締結する他、近隣の多くの自治体等とも協定を締結している。また北名古屋市機能別消防団への学生の参加や、同市が整備を進める「共創のまちづくり拠点」では市民団体やNPOが参加するワークショップへの職員の参加や学生参加者の派遣をするなど、地域奉仕活動においても積極的に取り組んでいる。

【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】【資料 A-1-11】【資料 A-1-12】【資料 A-1-13】

・中日信用金庫やいちい信用金庫など地元金融機関を始め、令和2年に本学とともに50周年を迎えた名古屋高速道路公社とも連携協定を締結。同社の50周年記念事業に関わり、多くの事業を実施した。またその他、名古屋空港ビルディング株式会社や、PPP/PFI事業を推進するアイ・アンド・シーコーポレーション株式会社等とも連携協定を締結し、公共性の高い事業へ参加するなど、企業との連携協定を通じて地域・社会や芸術文化振興に貢献する事業を実施している。

【資料 A-1-8】【資料 A-1-14】

・子どもコミュニティセンター、地域交流センターを設置し、子どもコミュニティセンターでは大学の教育・研究施設を利用した地域の子育て中の親子の遊びの場、子育て相談等の場として活用している。地域交流センターでは学内外での地域交流イベントの開催や、自治体や自治会催事へのボランティア派遣、センター委員以外の教員が主体的に行う大学の地域貢献活動に対する助成などを行っている。

【資料 A-1-15】【資料 A-1-16】【資料 A-1-17】【資料 A-1-18】

・本学では地域住民に対する「開かれた大学」として1991年より30年以降に渡って生涯学習大学公開講座を開催している。現在は春季・秋季の年間2期に実施しており、年間40講座以上の講座募集と述べ200名以上の受講生がいる。芸術大学のリソースを活かした講座や一般教養に加えて、令和4（2022）年度には本学近隣のガンビア名誉総領事館から名誉総領事を招聘しての異文化国際交流講演会や、学生のみによる企画・運営講座の実施など、学生における教育的意義や「グローバル」を意識した新たな講座等の新たな企画にも積極的に取り組んでいる。

【資料 A-1-19】【資料 A-1-20】

・R5年度に「名古屋芸術大学ジュニアバンド」を結団。小中学校における部活動改革によって活動時間が制限される中、吹奏楽文化を維持・発展させられるよう、本学の施設、設備、人材を使用して練習や指導を受けられる機会を創出するために発足した。地域の小中学生約70名が参加し、学生や卒業生が指導にあたっており、今後は様々な演奏会やコンクールへの出場を予定している。

【資料 A-1-21】

A-1-③ 産学官連携事業

・地域の自治体や企業、団体と連携して受託事業や受託研究についても多数実施しており、本学のリソースを活用して地域社会や企業における課題や芸術文化振興に寄与する事業を行っている。令和4（2022）年度の実績は64件となっており、年を追うごとに増加傾向にある。メーカーとの連携による新規プロダクトの開発や大規模小売店舗の店内装飾など、様々な事業を実施する一方で地元自治会のお祭りや子ども食堂のボランティア協力など、地域に根差した草の根的な地域貢献にも積極的に関わっている。

【資料 A-1-22】【資料 A-1-23】【資料 A-1-24】

・実施した産学連携事業の内容、結果はHP内で随時紹介しており、過去の紹介記事についても実施した学科・領域ごとに分類、アーカイブ化し、タグ付けしたキーワードによって検索しやすいように掲載している。また新規の事業者や自治体向けには連携事業のフローについてHP内で案内を掲載している他、リーフレットも作成しており、依頼しやすい環境を整備している。実施した事業の実施状況と実績は年度末にHP内で一覧表を掲載している。

【資料 A-1-5】【資料 A-1-6】【資料 A-1-25】

A-1-④ 学外評価による外部資金の獲得とそれを原資とする社会貢献へ続く循環サイクルの実現

・従前は単なる受付窓口業務のみに留まっていた寄付事業について令和 4 (2022) 年度より「名古屋芸術大学サポーターズクラブ」としてリニューアル。ドナーピラミッドに基づく階層ごとの寄附メニューを充実させた。一方的に寄付を募るのではなく、寄附事業ミッションとして「大学の発展とその知財を原資とした地域・社会への還元による持続的な循環サイクルの実現」と定義。大学の発展に留まらず、大学が発展することによる地域・社会に対する還元と、持続的な循環サイクル創出を実現し、特定公益増進法人としての、社会的使命を一層果たすことを目指している。【資料 A-1-26】【資料 A-1-27】

・寄附メニューにおいては北名古屋市との連携協定に基づき、市の管理する公園内に寄付自動販売機を設置。学生デザインによるラッピングを施したデザインは景観にもマッチし、市民に親しまれている。また大学版ふるさと寄附では近隣事業者の製品を返礼品に設定することで地域に還元する他、ブックオフコーポレーション株式会社と提携し、不用品買取金額を寄附金とするリユース募金はSDGsにも配慮した寄附メニューとなっている。

【資料 A-1-26】【資料 A-1-28】【資料 A-1-29】【資料 A-1-30】

(3)A-1 の改善・向上施策 (将来計画)

・地域との連携を深め、課題解決や地域振興等を推進していくためには外部資金の獲得増加は不可欠となり、その一つとして寄付事業の強化を進めている。特にクラウドファンディングについては、プロジェクト単位で研究活動の広報から支援の獲得、当該事業の成果発表の評価によって次の資金獲得へと繋がっていく好循環を生み出す寄付事業として重要な位置づけとしている。既にクラウドファンディングプラットフォーム企業であるREADYFOR株式会社と提携し、本学特設サイトを開設しており、今後も注力していく。

【資料 A-1-31】

・事業推進の為には対応リソースの増強が不可欠となる。当拠点及び本学内の顕在リソースだけでなく、学内や卒業生を含む潜在リソースの発掘の為、クラウドソーシング事業の開始を計画している。これにより草の根的な地域マイクロ課題への対応力を強化し、ロングテールの課題を漏らさず対応可能な体制の構築を目指し、さらなる知的資源の社会還元を推進していく。

▶KPI

- ・寄付金額
- ・連携事業 (受託事業・受託研究) 数
- ・連携事業 (受託事業・受託研究) における外部予算獲得金額

【基準 A の自己評価】

建学の精神である「至誠奉仕」では「誠実な心で、子どもを含む様々な人に接するとともに、自らの学問や技術を伸長させることで芸術や教養、教育・保育の力を養い、これをもって社会と文化に貢献する」とある。本学は上記に記載した活動によって、地域における

知の拠点として社会課題に対して「ゲイジユツのチカラ」をもって共に解決方法を模索するとともに、共創による地域振興に積極的な貢献によって大学に求められる責任を果たしていることは明らかである。

以上のことから本学は「基準 A」全般に渡り、基準を十分に果たしているものと判断する。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的については、学則第 2 条に定め、遵守している。	1-1
第 85 条	○	学部の設置については、学則第 3 条に定め、適正に運用している。	1-2
第 87 条	○	修業年限については、学則第 4 条に定め、適正に運用している。	3-1
第 88 条	○	学則第 39 条で編入学を定めている。	3-1
第 89 条	—	該当なし	3-1
第 90 条	○	入学資格については、学則第 26 条に定め、適正に運用している。	2-1
第 92 条	○	職員組織については、学則第 48 条、第 48 条の 2、第 48 条の 3 及び第 48 条の 4 に定め、適正に運用している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会については、学則第 49 条及び名古屋芸術大学学部教授会規則に定め、適正に運用している。	4-1
第 104 条	○	学位については、学則第 24 条に定め、卒業を認定した者に対して、芸術学部においては学士（芸術）、教育学部においては学士（教育学）の学位を授与するとしている。	3-1
第 105 条	—	該当なし	3-1
第 108 条	—	該当なし	2-1
第 109 条	○	自己点検及び自己評価については、学則第 2 条の 2 及び名古屋芸術大学自己点検・評価委員会規程に定め、適切に運用している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の公表については、ホームページにより公表している。	3-2
第 114 条	○	事務組織については、学則第 48 条の 3、第 48 条の 4 及び名古屋自由学院事務組織規程に定め、適切に運用している。	4-1 4-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の編入学については、学則第 39 条に定め、適切に運用している。	2-1
第 132 条	○	専修学校専門課程修了者の編入学については、学則第 39 条に定め、適切に運用している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則において、対象の事項を明文化している。また、目的等の変更についての認可の申請、届出の際は、必要書類を添付している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当なし（学生簿、学生健康診断票等については適切に管理している。）	3-2

名古屋芸術大学

第 26 条 第 5 項	○	学則第 60 条において、懲戒（訓告、停学及び退学）について定めており、遵守している。	4-1
第 28 条	○	表簿の備えについては名古屋自由学院文書管理規程に定め適正に運用している。	3-2
第 143 条	—	該当なし	4-1
第 146 条	○	学則第 39 条第 3 項及び名古屋芸術大学編入学規程で入学前の既修得単位等の認定を定めており、遵守しているが、修業年限の通算については該当しない。	3-1
第 147 条	—	該当なし	3-1
第 148 条	—	該当なし	3-1
第 149 条	—	該当なし	3-1
第 150 条	○	学則第 26 条において、入学資格を定めており、条項の内容を遵守している。	2-1
第 151 条	—	該当なし	2-1
第 152 条	—	該当なし	2-1
第 153 条	—	該当なし	2-1
第 154 条	—	該当なし	2-1
第 161 条	○	本学は、学則第 39 条に編入学を規定し、適切に運用している。	2-1
第 162 条	—	外国の課程を有する教育施設の学生の転学については設けていないので該当しない。	2-1
第 163 条	○	学則第 7 条に各学期の期間を定めており、第 8 条において休業期間及び休業期間中の授業については学長が定めることを規定している。また第 25 条において後期からの入学を規定している。	3-2
第 163 条の 2	—	該当なし	3-1
第 164 条	—	該当なし	3-1
第 165 条の 2	○	学部・学科・大学院ごとに 3 つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検及び自己評価については学則第 2 条の 2 及び名古屋芸術大学自己点検・評価委員会規程に規定している。	6-2
第 172 条の 2	○	学校教育法施行規則第 172 条の 2 に定める情報については、本学の公式ホームページに全て公開している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位については、学則第 24 条に規定し、適切に運用している。	3-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の編入学については、学則第 39 条に規定し適	2-1

名古屋芸術大学

		切に運用している。	
第 186 条	○	専修学校先週課程の修了者の編入学については、学則第 39 条に規定し適切に運用している。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学設置基準に規定されている事項は最低基準であることを認識し、その基準より低下した状態にならないよう、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 2 条に人材養成に関する目的を定めている。また、大学院学則第 1 条に人材養成に関する目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜については、学則第 27 条の 2 及び名古屋芸術大学入学選抜規程に基づき、適切に実施している。	2-1
第 3 条	○	各学部、学科は教育研究上、適当な規模であり、教員組織、教員数についても大学設置基準を遵守している。	1-2
第 4 条	○	学則第 3 条に学部、学科、第 5 条に入学定員を定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学は、教育研究上の目的を達成するため、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制している。また、名古屋芸術大学組織規程、名古屋自由学院事務組織規程、名古屋芸術大学センター設置規程により、各種委員会、センターに教員及び事務職員を構成員として配置する等、連携体制を確保しつつ教育研究に係る責任の所在を明確にしている。 教員の採用に当たっては年齢構成を考慮し、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮している。 本学は 2 つのキャンパスを擁しているが、それぞれのキャンパス毎に適切な教員及び事務職員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要授業科目は、原則として専任教員が担当している。一部演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、助手、TA が補助についている。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	本学の専任教員数は、大学設置基準が定める基準数を満たしている。	3-2 4-2

名古屋芸術大学

第 11 条	○	本学では、名古屋芸術大学センター設置規程に規定する FD 推進センターを設置し教育研究に携わる教員の資質並びに授業の内容及び方法を改善し向上させるための組織的な取組を行っており、助手及び TA の参加も可能としている。また職員研修実施運営委員会規程に基づき教育職員及び事務職員 の能力開発のための研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長任免規則により、人格が高潔で学識に富み、かつ、教育行政及び大学経営に関し、識見を有する者と規定している。	4-1
第 13 条	○	教授の資格については名古屋芸術大学教員人事規則第 10 条で定めており、任用に当たっては人事委員会及び業績資格審査委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 14 条	○	准教授の資格については名古屋芸術大学教員人事規則第 11 条で定めており、任用に当たっては人事委員会及び業績資格審査委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	講師の資格については名古屋芸術大学教員人事規則第 12 条で定めており、任用に当たっては人事委員会及び業績資格審査委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 16 条	○	助教の資格については名古屋芸術大学教員人事規則第 13 条で定めており、任用に当たっては人事委員会及び業績資格審査委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格については名古屋芸術大学教員人事規則第 18 条で定めており、任用に当たっては人事委員会及び業績資格審査委員会で厳正に審査している。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 5 条に学部、学科ごとに入学定員、編入学定員、収容定員を規定し、適正に管理している。	2-1
第 19 条	○	ディプロマ・ポリシー達成のため、カリキュラム・ポリシーを学科ごとに設定している。カリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程を編成しており、各分野の専門科目及び教養科目を開講している。また、高度の実務の能力を有する教員を適切に配置している。	3-2
第 19 条の 2	—	該当なし	3-2
第 20 条	○	学則第 10 条に教育課程の編成方法について規定しており、授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分けて体系的に各年次・学期に配列して編成している。	3-2
第 21 条	○	学則 19 条に各授業科目の単位数について規定しており、適切に実施している。	3-1
第 22 条	○	学則第 7 条に、1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とすることを定めている。	3-2
第 23 条	○	学則第 19 条に各授業科目の授業期間について規定し、適切に運用している。	3-2

名古屋芸術大学

第 24 条	○	授業は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して適切に実施している。	2-5
第 25 条	○	学則第 10 条第 2 項に授業に区分、名称、単位数、必修科目又は選択科目の別について定めており、同条第 3 項に多様なメディアを高度に利用して行う授業についても定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに授業計画については、全科目についてシラバスにて明らかにしている。また、シラバスごとに「授業において身につく力」「成績評価の方法と基準」を明示している。シラバスはホームページで公表しており、シラバスの内容については事務職員による第三者チェックを行っている。	3-1
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	○	学則第 20 条に単位の認定について規定し、適切に実施している。	3-1
第 27 条の 2	○	名古屋芸術大学履修登録に関する内規に 1 年間に履修できる単位数を 48 単位以内であると規定している。また、学生便覧 P.62 に 1 年間の累積 GPA により次年度の履修登録単位数を加算できることを明記している。(2.9 以上の場合 2 単位加算、3.2 以上の場合、4 単位加算)	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし	3-1
第 28 条	○	学則第 20 条で他の大学又は短期大学における授業科目の履修等を定めている。	3-1
第 29 条	—	該当なし	3-1
第 30 条	○	学則第 20 条第 5 項 で入学前の既修得単位等の認定を定めている。	3-1
第 30 条の 2	○	長期にわたる教育課程の履修については、名古屋芸術大学長期履修学生規程に規定し、適切に運用している。	3-2
第 31 条	○	科目等履修生については、学則第 52 条及び名古屋芸術大学科目等履修生規程に規定し、適切に運用している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件については、学則第 13 条及び 23 条に規定し、適切に運用している。	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を整備し、学生が休息に利用するのに適当な空地も備えている。	2-5
第 35 条	○	東キャンパスに体育館、テニスコート、西キャンパスに体育館、講堂、テニスコートを設けている。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準第 36 条第 1 項から第 3 項に掲げる専用の設備を備えた校舎を有している。	2-5
第 37 条	○	校地、校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校地、校舎の面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	東キャンパス、西キャンパスに附属図書館を設置し、それぞれに司	2-5

名古屋芸術大学

		書免許を持つ事務職員を配置している。	
第 39 条	○	名古屋芸術大学附属クリエ幼稚園を設置している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし	2-5
第 40 条	○	機械、器具等については、学部または学科に合わせ教員数及び学生数に応じた、必要な種類及び数を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	それぞれのキャンパスごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	各事業に対し適切な予算が配分され、教育研究上の目的を達成するため必要な教育研究環境が整備されている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は適当であり、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	—	該当なし	3-2
第 42 条	—	該当なし	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし	2-5
第 43 条	—	該当なし	3-2
第 44 条	—	該当なし	3-1
第 45 条	—	該当なし	3-1
第 46 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし	2-5
第 48 条	—	該当なし	2-5
第 49 条	—	該当なし	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし	4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学位の授与については、学則第 24 条に規定し、適切に運用している。	3-1
第 10 条	○	学位の授与については、学則第 24 条に授与する学位の種類を定め	3-1

名古屋芸術大学

		ており、学位記には適切な専攻分野の名称を付記して授与している。	
第 10 条の 2	—	該当なし	3-1
第 13 条	○	学位の授与については、学則第 24 条に規定し、適正に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	ガバナンス・コードを策定し、本学の自主性・自立性・安定性・継続性・公共性・信頼性及び透明性の確保に努めている。また、学長室会議、全学運営会議、経営本部会議を設置しそれぞれ月 1 回開催して、経営に関する事項と大学の教学や運営に関する連絡調整を行っている。さらに法人及び大学の情報をホームページにおいて積極的に公表している。	5-1
第 26 条の 2	○	利益相反に関する事項は寄附行為に定めている。また、名古屋自由学院公益通報等に関する規程及び公益通報窓口を定め、役員、教職員の不正の抑止に努めている。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備付及び閲覧については、寄附行為第 34 条に規定し適切に実施している。また大学のホームページに公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条で理事の定数を 9 人、監事の定数を 2 人に定め、同条第 2 項に理事のうち 1 人を理事長とすることを定めている。現在、学識経験者のうちから理事会において選任された者 1 名が欠員しているが、補充の予定である。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 13 条で業務の決定の委任を規定している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 12 条に理事会を定め、適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 7 条、第 14 条に定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	理事の選任は寄附行為第 6 条、監事の選任は第 7 条に規定しており、選任条項に則り適切に選任されている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条に監事の理事、職員、評議員等以外の者から選任することを規定しており、監事の独立性を確保している。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 10 条で役員の補充を規定している。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条で評議員会を定め、適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条で評議員会の諮問事項を定め、意見を聴取している。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 21 条で評議員会の意見具申等を定め、担保している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 22 条で評議員の選任条項を定め、選任条項に則り適切	5-3

名古屋芸術大学

		に選任されている。	
第 44 条の 2	○	役員为学校法人に対する損害賠償責任については、法の規定に従い適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	役員の第三者に対する損害賠償責任については、法の規定に従い適正に運用している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員の連帯責任については、ガバナンス・コードで明文化している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	一般社団・財団法人法の規定の準用については、法の規定に従い、適正に運用している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 40 条に寄附行為の変更を定め、変更した場合は遅滞なく文部科学大臣に認可、届出している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 31 条に予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画の編成について定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条に決算及び事業の事業の実績の報告を定め、毎会計年度終了後 2 カ月以内に評議員会で評議員に報告し意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 37 条に財産目録等の備付け及び閲覧を定め、請求があった場合は、閲覧に供している。	5-1
第 48 条	○	役員報酬等については、寄附行為第 34 条の 3 及び学校法人名古屋自由学院役員報酬等に関する規程に規定し、適正に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 36 条で会計年度を定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 34 条の 2 に情報の公表を定め、私立学校法第 63 条の 2 で定める書類等を公式ホームページで公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条（目的）及び別表 0（各研究科専攻の目的）に定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 3 条に研究科の設置を定義している。	1-2
第 102 条		大学院学則第 14 条に本学大学院の入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 14 条に本学大学院の入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	○	大学院学則第 14 条に本学大学院の入学資格を定めている。	2-1

名古屋芸術大学

第 157 条	—	該当なし	2-1
第 158 条	—	該当なし	2-1
第 159 条	—	該当なし	2-1
第 160 条	—	該当なし	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として、向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条第 2 項 で人材養成に関する目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により名古屋芸術大学大学院研究科委員会で実施している。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 4 条で修士課程の設置を規定している。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 1 条で大学院の目的を定義し、大学院学則第 12 条で 2 年の修業年限を定めている。	1-2
第 4 条	—	該当なし	1-2
第 5 条	○	大学院学則第 1 条第 2 項で専攻及び教育研究上の目的を規定しており、教員数は大学院設置基準を満たしている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 5 条に専攻の設置を定めている。	1-2
第 7 条	○	設置する研究科及び専攻と、その基礎となる学部及び学科は、適切な連携を図っている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	大学院学則第 8 条の 2 で教員組織を定め、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意している。また、キャンパス毎に必要な専任教員を置いている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	研究科担当教員の選考基準及び採用等手続きに関する細則に則り、研究科委員会で資格審査を行い、基準を満たす人数の教員を	3-2 4-2

名古屋芸術大学

		配置している。	
第9条の3	○	本学では、名古屋芸術大学センター設置規程に規定するFD推進センターを設置し教育研究に携わる教員の資質並びに授業の内容及び方法を改善し向上させるための組織的な取組を行っており、助手及びTAの参加も可能としている。また職員研修実施運営委員会規程に基づき教育職員及び事務職員の能力開発のための研修を実施しており、大学院においてもこれに準じている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第10条	○	大学院学則第5条に入学定員及び収容定員を定めている。	2-1
第11条	○	大学院学則第23条に教育課程を規定し、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第12条	○	名古屋芸術大学大学院音楽研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院デザイン研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院人間発達学研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院美術研究科履修規程に規定している。	2-2 3-2
第13条	○	名古屋芸術大学大学院音楽研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院デザイン研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院人間発達学研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院美術研究科履修規程に規定している。	2-2 3-2
第14条	—	該当なし	3-2
第14条の2	○	名古屋芸術大学大学院音楽研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院デザイン研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院人間発達学研究科履修規程、名古屋芸術大学大学院美術研究科履修規程に規定している。	3-1
第15条	○	大学院の各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については学則、大学院学則、履修に関する規程及び各研究科の履修規程で定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第16条	○	大学院学則第28条で課程の修了を定めている。	3-1
第17条	—	該当なし	3-1
第19条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備え、学部と共用している。	2-5
第20条	○	研究科又は専攻の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備え、学部と共用している。	2-5
第21条	○	図書館において図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を系統的に整理して備え、学部と共用している。	2-5
第22条	○	基礎となる学部と共用している。	2-5
第22条の2	○	それぞれのキャンパスごとに教育研究に支障のないよう必要な	2-5

名古屋芸術大学

		施設及び設備を備えている。	
第 22 条の 3	○	各事業に対し適切な予算が配分され、教育研究上の目的を達成するため必要な教育研究環境が整備されている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科、専攻の名称は適当であり、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 23 条	—	該当なし	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし	2-5
第 25 条	—	該当なし	3-2
第 26 条	—	該当なし	3-2
第 27 条	—	該当なし	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし	2-5
第 30 条	—	該当なし	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし	3-2
第 31 条	—	該当なし	3-2
第 32 条	—	該当なし	3-1
第 33 条	—	該当なし	3-1
第 34 条	—	該当なし	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし	4-2
第 42 条	—	該当なし	2-3
第 43 条		学部・大学院の奨学生制度を本学ホームページで公表している。	2-4
第 45 条	—	該当なし	1-2
第 46 条	—	該当なし	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2

名古屋芸術大学

			4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3 4-2
第 6 条			3-2
第 6 条の 2			3-2
第 6 条の 3			3-2
第 7 条			2-5
第 8 条			2-2 3-2
第 9 条			2-2 3-2
第 10 条			3-1
第 11 条			3-2
第 12 条			3-1
第 13 条			3-1
第 14 条			3-1
第 15 条			3-1
第 16 条			3-1
第 17 条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条			1-2 3-1 3-2
第 19 条			2-1
第 20 条			2-1
第 21 条			3-1
第 22 条			3-1
第 23 条			3-1
第 24 条			3-1
第 25 条			3-1
第 26 条			1-2 3-1

名古屋芸術大学

			3-2
第 27 条			3-1
第 28 条			3-1
第 29 条			3-1
第 30 条			3-1
第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 28 条に規定している。	3-1
第 4 条	—	該当なし	3-1
第 5 条	—	該当なし	3-1
第 12 条	—	該当なし	3-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			3-2
第 3 条			2-2 3-2
第 4 条			3-2
第 5 条			3-1
第 6 条			3-1
第 7 条			3-1
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			2-5
第 10 条			2-5
第 11 条			2-2 3-2
第 13 条			6-2

			6-3
--	--	--	-----

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	令和 5（2023）年 4 月 1 日現在	
【資料 F-2】	大学案内	
	令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要項	
	令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	
【資料 F-5】	学生便覧	
	令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 6（2023）年度	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和 5（2022）年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	（学）名古屋自由学院（目次、規則集）、名古屋芸術大学（目次、規程集）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	令和 5（2023）年度学校法人実態調査表	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）	
	監事監査報告書（過去 5 年間）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス検索ページ（電子データ）	
	http://meigei.nua.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Kmh006	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	令和 6（2024）年 5 月 1 日現在	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	令和 2（2020）年度認証評価の改善報告等に対する審査結果	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
【資料 1-1-1】	学則第 2 条、大学院学則第 1 条	
【資料 1-1-2】	目的及び教育理念と目標 https://www.nua.ac.jp/about/admission/	
【資料 1-1-3】	沿革 https://www.nua.ac.jp/about/history/	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	ガバナンス・コード https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/governance_1.pdf	
【資料 1-2-2】	学生便覧 (P.8～21)	
【資料 1-2-3】	学校法人名古屋自由学院 中期計画 (2020 年～2024 年) https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/keikaku_2.pdf	
【資料 1-2-4】	学校法人名古屋自由学院組織機構図	
【資料 1-2-5】	名古屋芸術大学教育組織図	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2025 年度入試ガイド(P.3)	
【資料 2-1-2】	【資料 F-4】 2024 年度学生募集要項 (P.3～4、205)	
【資料 2-1-3】	公式ホームページ 理念及び教育目標 https://www.nua.ac.jp/about/admission/	
【資料 2-1-4】	【資料 F-5】 学生便覧 2024 年度 (P.8～12)	
【資料 2-1-5】	特別選抜入試結果	
【資料 2-1-6】	入学前教育資料	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	令和 6 年度事業基本方針	
【資料 2-2-2】	名古屋芸術大学センター設置規程	
【資料 2-2-3】	2024 年度センター委員会	
【資料 2-2-4】	「名古屋芸術大学ティーティング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントに関する規程【学院規則】	
【資料 2-2-5】	東キャンパス TA 一覧	
【資料 2-2-6】	西キャンパス TA 一覧	
【資料 2-2-7】	東キャンパス SA 一覧	
【資料 2-2-8】	助手に関連する規程 (抜粋)	

名古屋芸術大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 2-2-9】	2023 年度契約助手一覧	
【資料 2-2-10】	障害学生支援ガイドブック	
【資料 2-2-11】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-2-12】	学部・学科退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年）	
【資料 2-2-13】	学年別中途退学者数	
【資料 2-2-14】	名古屋芸術大学センター設置規程	
【資料 2-2-15】	2023 年度保健室利用状況	
【資料 2-2-16】	2023 年度学生相談室利用者のまとめ	
【資料 2-2-17】	退学・休学抑止対策	
【資料 2-2-18】	UNIPA 出欠管理マニュアル	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	インターンシップ履修内規	
【資料 2-3-2】	ビジネス系科目の履修者一覧	
【資料 2-3-3】	名古屋芸術大学センター設置規程	
【資料 2-3-4】	ハイパワー講座	
【資料 2-3-5】	キャリア相談 DAY	
【資料 2-3-6】	教員採用試験対策システム図	
【資料 2-3-7】	就職支援資格取得講座	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	大学独自の奨学金・学費減免・特待生制度	
【資料 2-4-2】	大学独自の奨学金給付・貸与状況	
【資料 2-4-3】	学生相談室のご案内	
【資料 2-4-4】	2023 年度学生相談室利用者	
【資料 2-4-5】	保健室のご案内	
【資料 2-4-6】	2023 年度保健室利用状況	
【資料 2-4-7】	学生自治会会則	
【資料 2-4-8】	クラブ代表者会議会則	
【資料 2-4-9】	課外活動クラブ同好会一覧	
【資料 2-4-10】	派遣交換留学生（2019～2023）	
【資料 2-4-11】	パリ シテデザイナー募集要項	
【資料 2-4-12】	名古屋芸術大学音楽同窓会同窓会規約 名古屋芸術大学人間発達学部同窓会規約 名古屋芸術大学美術・デザイン同窓会定款	
2-5. 学修環境の整備		
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【資料 F-2】	大学案内	

名古屋芸術大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 2-5-1】	校舎配置図（建物概要と面積）	
【資料 2-5-2】	学校法人名古屋自由学院施設管理規程	
【資料 2-5-3】	両キャンパス 施設メンテナンス記録	
【資料 2-5-4】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【資料 2-5-5】	図書館利用状況	
【資料 2-5-6】	東キャンパス・テラ設置に関する資料	
【資料 2-5-7】	西キャンパス・東側駐車場北の整備に関する資料	
【資料 2-5-8】	バリアフリー化・点字ブロック・自動ドア整備年	
【資料 F-6】	事業計画書	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学生満足度調査報告	
【資料 2-6-2】	学生意見箱意見用紙	
【資料 2-6-3】	オフィスアワー一覧	
【資料 2-6-4】	2023 年度後援会総会・教育懇談会について	
【資料 2-6-5】	名古屋芸術大学後援会会則	
【資料 2-6-6】	2023 年度大学院生活を語る会報告書(夏季)	
【資料 2-6-7】	退学・休学者抑止対策	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	【資料 F-2】 2025 年度大学案内	
【資料 3-1-2】	【資料 F-4】 2024 学部・大学院入試ガイド (P. 3)	
【資料 3-1-3】	【資料 F-5】 学生便覧 2024 年度 (P. 8～12)	
【資料 3-1-4】	目的及び教育理念と目標 https://www.nua.ac.jp/about/admission/	
【資料 F-3】	名古屋芸術大学学則 第 20～24 条 名古屋芸術大学大学院学則第 24～29 条	
【資料 3-1-5】	シラバス作成要項 「本学の理念及び教育目標」、「各学部の 3 つのポリシー」、「カリキュラム・マップ」	
【資料 3-1-6】	【資料 F-5】 学生便覧 2024 年度 P. 59～62、P. 144～149、P. 151～152、P. 158～159、P. 163～164、P. 169	
【資料 3-1-7】	卒業の認定に当たっての基準 https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/sotugyoyouken_2023.pdf 大学学則 28 条及び 29 条	

名古屋芸術大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
	https://www.nua.ac.jp/about/files/pdf/syuryoyouken_2023.pdf	
【資料 3-1-8】	【資料 F-12】履修ガイド 2024 年度	
【資料 3-1-9】	シラバス検索ページ http://meigei.nua.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xml?guestlogin=Kmh006	
【資料 3-1-10】	2025 年度オリエンテーション資料	
【資料 3-1-11】	成績評価と単位認定について https://www.nua.ac.jp/files/pdf/hyouka%26ninntei.pdf	
【資料 3-1-12】	名古屋芸術大学大学院学位規程 第 4～8 条	
【資料 3-1-13】	【資料 F-5】学生便覧 2024 年度 (P. 60)	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	【資料 F-5】 学生便覧 2024 P. 8～10	
【資料 3-2-2】	【資料 F-5】 学生便覧 2024 P. 10～12	
【資料 3-2-3】	シラバス (「アートプロジェクト 1・2・3・4」)	
【資料 F-3】	名古屋芸術大学学則 別表 2-3	
【資料 3-2-4】	キャリアセンターの取組 (パンフレット)	
【資料 3-2-5】	修得した学力のレーダーチャート	
【資料 3-2-6】	シラバス作成要項	
【資料 F-3】	名古屋芸術大学学則 第 3 章 教育課程	
【資料 3-2-7】	評価シートの記入に関する留意事項	
【資料 3-2-8】	「教員評価シート (教育者行動評価、個人業績評価)」	
【資料 3-2-9】	教員へのオフィスアワー設定用ウェブアンケート	
【資料 3-2-10】	オフィスアワー/UNIPA での学生向け通知	
【資料 3-2-11】	名古屋芸術大学センター設置規程	
【資料 3-2-12】	令和 5 年度名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画	
【資料 3-2-13】	2023 年度後期授業評価アンケート実施についての学生掲示	
【資料 3-2-14】	2023 年度後期授業評価アンケート実施依頼文 (教員用)	
【資料 3-2-15】	令和 5 (2023) 年度 FD 活動報告書	
【資料 3-2-16】	本学ホームページ/学内・学生向け「授業評価アンケート調査報告」	
【資料 3-2-17】	2023 年度授業見学実施依頼文書	
【資料 3-2-18】	クラスルームの使い方マニュアル	
【資料 3-2-19】	各領域のオンライン授業実施要領通達	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	アセスメント・ポリシー	

名古屋芸術大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 3-3-2】	学生による授業評価アンケート	
【資料 3-3-3】	学生満足度調査	
【資料 3-3-4】	就職及び進学等に関する状況調査	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	【資料 F-3】名古屋芸術大学学則 第 45 条の 2～第 47 条の 2	
【資料 4-1-2】	名古屋芸術大学教員組織規則	
【資料 4-1-3】	名古屋芸術大学学長室会議規程	
【資料 4-1-4】	名古屋芸術大学全学運営会議規程	
【資料 4-1-5】	名古屋芸術大学ガバナンスコード	
【資料 4-1-6】	名古屋芸術大学教員の管理職の任期に関する規程	
【資料 図 4-1-1】	審議機関及び諮問機関	
【資料 4-1-7】	名古屋芸術大学センター設置規程	
【資料 4-1-8】	名古屋芸術大学大学院委員会規程	
【資料 4-1-9】	名古屋芸術大学教育課程諮問委員会規程	
【資料 4-1-10】	名古屋芸術大学学部教授会規則	
【資料 4-1-11】	名古屋芸術大学学部教授会運営規程	
【資料 4-1-12】	教授会規則に規定する教授会の意見を聴くことが必要な事項を定める学長裁定	
【資料 4-1-13】	名古屋芸術大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-14】	名古屋自由学院事務組織規程	
【資料 図 4-1-2】	事務組織図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	名古屋芸術大学教員人事規則	
【資料 4-2-2】	名古屋芸術大学組織規程	
【資料 4-2-3】	名古屋芸術大学センター設置規程	
【資料 4-2-4】	「名古屋芸術大学ファカルティ・ディベロップメント実施計画」	
【資料 4-2-5】	人事評価調整委員会規程	

名古屋芸術大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 4-2-6】	専任教員年代別構成	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	名古屋自由学院事務職員研修規程	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	名古屋芸術大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-2】	名古屋芸術大学研究不正防止委員会規程	
【資料 4-4-3】	名古屋芸術大学研究倫理審査規程	
【資料 4-4-4】	名古屋芸術大学研究倫理審査申請要領	
【資料 4-4-5】	名古屋芸術大学個人研究費支給規程	
【資料 4-4-6】	名古屋芸術大学特別研究費の取扱いに関する規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	名古屋芸術大学学則	
【資料 5-1-2】	名古屋芸術大学大学院学則	
【資料 5-1-3】	名古屋芸術大学組織規程	
【資料 5-1-4】	名古屋自由学院事務組織規程	
【資料 5-1-5】	名古屋芸術大学学部教授会規則	
【資料 5-1-6】	名古屋芸術大学教育職員就業規則	
【資料 5-1-7】	名古屋自由学院事務職員等就業規則	
【資料 5-1-8】	名古屋自由学院公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-9】	社会連携活動における学校法人名古屋自由学院利益相反マネジメントポリシー	
【資料 5-1-10】	社会連携活動における学校法人名古屋自由学院利益相反マネジメント規程	
【資料 5-1-11】	学校法人名古屋自由学院中期計画（名芸ステップ・アッププラン 24）	
【資料 5-1-12】	単年度事業基本方針	
【資料 5-1-13】	みんなでやろう Co2 ダイエット！！	
【資料 5-1-14】	名古屋自由学院におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱	
【資料 5-1-15】	改正男女雇用機会均等法に対応する名古屋自由学院セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程	
【資料 5-1-16】	名古屋芸術大学ハラスメントに関する規程	
【資料 5-1-17】	名古屋芸術大学ハラスメントに関する調査委員会規程	

名古屋芸術大学

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 5-1-18】	名古屋自由学院危機管理規程	
【資料 5-1-19】	名古屋自由学院防火・防災管理規程	
【資料 5-1-20】	防災ハンドブック	
【資料 5-1-21】	大規模災害時における相互協力に関する協定書	
【資料 5-1-22】	名古屋芸術大学共通工房使用規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	【資料 F-1】 学校法人名古屋自由学院寄附行為	
【資料 5-2-2】	学校法人名古屋自由学院理事会規程	
【資料 5-2-3】	理事会審議事項に関する規程	
【資料 5-2-4】	学校法人名古屋自由学院評議員会規程	
【資料 5-2-5】	理事会・評議委員会の委任状	
【資料 5-2-6】	常任理事会規程	
【資料 5-2-7】	名古屋自由学院経営本部会議規程	
【資料 5-2-8】	名古屋芸術大学学長室会議規程	
【資料 5-2-9】	名古屋芸術大学全学運営会議規程	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	【資料 F-1】 学校法人名古屋自由学院寄附行為	
【資料 5-3-2】	常任理事会規程	
【資料 5-3-3】	理事会審議事項に関する規程	
【資料 5-3-4】	名古屋芸術大学全学運営会議規程	
【資料 5-3-5】	名古屋芸術大学学長室会議規程	
【資料 5-3-6】	名古屋自由学院経営本部会議規程	
【資料 5-3-7】	名古屋自由学院監事監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	「名古屋自由学院中期計画(2020年～2024年)」	
【資料 5-4-2】	「財務基盤整備5ヵ年計画」	
【資料 5-4-3】	「令和6年度事業基本方針」	
【資料 5-4-4】	「令和6年度予算編成方針」	
【資料 5-4-5】	「月次決算要約表」	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	「名古屋自由学院経理規則」	
【資料 5-5-2】	「令和6年度予算編成方針」	
【資料 5-5-3】	「令和5年度公認会計士監査日程、監査場所、監査項目一覧」	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 F-3】	名古屋芸術大学学則（学則第 2 条の 2）	
【資料 6-1-1】	名古屋芸術大学内部質保証の方針	
【資料 6-1-2】	名古屋芸術大学自己点検・評価委員会規程	
【資料 6-1-3】	名古屋芸術大学教育課程諮問委員会規程	
【資料 図 6-1-1】	名古屋芸術大学内部質保証体制組織図	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	名古屋芸術大学自己点検・評価規程	
【資料 6-2-2】	令和 4 年度自己点検・評価（大学機関別認証評価令和 4 年度判断例）	
【資料 6-2-3】	IR・プロジェクト室の活動について	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	成績評価の方法と基準（シラバス作成の手引き）	
【資料 6-3-2】	令和 5 年度事業計画	
【資料 6-3-3】	学生の年間 GPA 値、成績評価の分布及び教員の年間 GP 値のホームページ公開について	

基準 A. 地域連携・社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域連携・社会貢献		
【資料 A-1-1】	学校法人名古屋自由学院_規則集【抜粋】	
【資料 A-1-2】	令和 5 年度事業基本方針	
【資料 A-1-3】	学院ビジョン	
【資料 A-1-4】	学校法人名古屋自由学院 中期計画（2020 年～2024 年）	
【資料 A-1-5】	産学官連携	
【資料 A-1-6】	産官学連携_大学紹介・連携事業案内	
【資料 A-1-7】	名古屋芸大グループ通信<特集：産学官連携プロジェクト>	
【資料 A-1-8】	連携協定先一覧表	
【資料 A-1-9】	北名古屋市_連携協定書	
【資料 A-1-10】	北名古屋市_大規模災害時における相互協力に関する協定書	
【資料 A-1-11】	機能別消防団	
【資料 A-1-12】	機能別消防団<iCANDY>	
【資料 A-1-13】	北名古屋市_共創のまちづくり拠点整備ワークショップ_ニュースレター	

名古屋芸術大学

【資料 A-1-14】	名古屋芸大グループ通信<名古屋高速道路公社 50 周年記念 コラボレーション企画>	
【資料 A-1-15】	名古屋芸術大学規程【抜粋】第 7 章子どもコミュニティセン ター	
【資料 A-1-16】	名古屋芸術大学規程【抜粋】第 8 章地域交流センター	
【資料 A-1-17】	子どもコミュニティセンター<にこにこワークショップ>	
【資料 A-1-18】	地域交流センター委員会_令和 4 年度実施事業報告資料	
【資料 A-1-19】	名古屋芸術大学規程【抜粋】第 5 章生涯学習センター	
【資料 A-1-20】	2022 年度秋季生涯学習大学公開講座リーフレット	
【資料 A-1-21】	ジュニアバンドチラス	
【資料 A-1-22】	令和 4 年度 連携事業一覧（報告）	
【資料 A-1-23】	山田念珠堂	
【資料 A-1-24】	蔦屋	
【資料 A-1-25】	産学官連携記事検索	
【資料 A-1-26】	名古屋芸大サポーターズクラブ	
【資料 A-1-27】	サポーターズクラブとは	
【資料 A-1-28】	寄附自動販売機	
【資料 A-1-29】	ふるさと名古屋芸大寄附サイト	
【資料 A-1-30】	リユース寄附「キモチと。」サイト_名古屋芸術大学	
【資料 A-1-31】	READYFOR サイト内_名古屋芸術大学 クラウドファンディン グ特設ページ	